



相楽中部消防組合消防本部
新庁舎建設基本構想策定支援業務

報告書

令和2年9月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目 次

1.基本構想の策定の背景と目的

1.1 新庁舎建設に向けた経緯と背景.....	1-1
1.2 新庁舎建設基本構想策定の目的.....	1-1
1.3 新庁舎建設基本構想策定支援業務の概要.....	1-1

2.現庁舎の現状整理と課題の抽出

2.1 現庁舎の現状.....	2-1
2.1.1 施設の立地状況.....	2-1
2.1.2 現庁舎における機能の現状.....	2-3
2.1.3 施設の人員配置の状況.....	2-7
2.1.4 交通状況.....	2-8
2.1.5 管内人口の将来動向.....	2-9
2.1.6 施設の利用に係る各種制約条件（災害危険区域など）.....	2-11
2.2 現庁舎の課題.....	2-12
2.2.1 消防行政の課題.....	2-12
2.2.2 現庁舎（消防本部、相楽中部消防署）の現状と問題点.....	2-12

3.新庁舎建設の必要性

3.1 新庁舎整備の必要性.....	3-1
3.2 新庁舎建設の場所.....	3-2
3.3 署所の適正配置の必要性.....	3-4

4.新庁舎整備の基本方針

4.1 上位・関連計画等における位置づけ.....	4-1
4.1.1 第2次木津川市総合計画.....	4-1
4.1.2 木津川市地域防災計画.....	4-1
4.1.3 笠置町地域防災計画.....	4-3
4.1.4 和束町第4次総合計画・後期基本計画.....	4-6
4.1.5 和束町地域防災計画.....	4-6
4.1.6 南山城村第4次総合計画.....	4-8
4.1.7 南山城村地域防災計画.....	4-8
4.2 新庁舎整備の基本方針.....	4-10
4.2.1 新庁舎整備の基本方針（コンセプト）.....	4-10
4.2.2 署所の再編・再配置に関する基本方針.....	4-11

5. 新庁舎整備構想の検討

5.1 新庁舎建設場所の条件整理	5-1
5.1.1 建設予定地の現状整理	5-1
5.1.2 建設予定地における法的条件の整理	5-3
5.1.3 主な準拠法令の整理	5-5
5.1.4 特に留意すべき準拠法令の整理	5-6
5.1.5 インフラ及び特に留意すべき準拠法令の窓口整理	5-16
5.1.6 建設予定地の利用方針	5-17
5.2 新庁舎の整備方針	5-25
5.2.1 基本方針について	5-25
5.2.2 耐震性能について	5-26
5.3 導入機能の検討	5-29
5.3.1 現庁舎の機能・規模の整理	5-29
5.3.2 新庁舎においても維持する機能の整理	5-31
5.3.3 新庁舎に新たに必要となる機能の整理	5-32
5.4 整備規模の検討	5-34
5.4.1 前提条件の整理	5-34
5.4.2 規模の算定	5-37
5.5 施設配置の検討	5-43
5.5.1 用地確保の方針	5-43
5.5.2 配置方針	5-44
5.5.3 配置計画図（案）の作成	5-45
5.6 施設構成の検討	5-47
5.6.1 動線計画及び機能の配置方針	5-47
5.6.2 平面図（案）の作成	5-49
5.7 新庁舎の整備事業化の検討	5-57
5.7.1 設計発注方法の検討	5-57
5.7.2 事業スケジュール（案）の作成	5-61
5.7.3 概算事業費の算出	5-63
5.7.4 今後の課題	5-64

6. 住民説明会資料の作成

6.1 住民説明会資料の作成6-1

※出典の記載のない図表は受領資料もしくは受注者作成資料になります。

1 基本構想の策定の背景と目的

1.1 新庁舎建設に向けた経緯と背景

相楽中部消防組合は、現在 1 市 2 町 1 村（木津川市、笠置町、和東町、南山城村）により構成されており、消防署と 5 つの出張所の体制を基本に、管内住民の生命・身体・財産を幾多の災害から守ってきました。

しかしながら、各構成署所は、昭和 49 年から昭和 62 年にわたり建築されており、庁舎の老朽化により建て替えの時期が迫ってきているとともに、一部の署所は浸水想定エリアに立地しているなど、防災の視点を取り入れた庁舎の強化が求められており、署所配置の見直しや再整備が喫緊の課題となっています。

特に、消防本部(消防署)庁舎は、昭和 49 年に建築されてから 46 年以上が経過し、庁舎付近では 3m 以上の浸水も想定されることから、整備の優先度が高く、平成 28 年度の「相楽中部消防組合消防本部（署）・常備消防力適正配置調査報告書」では、本部庁舎の整備場所の適地検討・選定がなされ、新庁舎整備の推進が位置づけられているところです。

1.2 新庁舎建設基本構想策定の目的

現庁舎にあっては、老朽化に加え、職員増と業務増に伴う狭小化という課題を抱えています。こうした課題解決と住民の安心と安全の確保に資するため、消防本部新庁舎を新たに建設するための基本構想の策定を目的とするものです。

また、本基本構想を踏まえ、今後の基本設計、実施設計、建設工事、新庁舎竣工につなげていくものです。

1.3 新庁舎建設基本構想策定支援業務の概要

- (1) 基本構想策定に係る背景整理
- (2) 消防庁舎現状整理・課題抽出
- (3) 消防庁舎整備必要性検討
- (4) 庁舎整備基本方針の設定
- (5) 消防庁舎機能・規模の設定
- (6) 移転に係る調査事項の検討
- (7) 施設配置図等作成
- (8) 概算事業費、建設スケジュール検討
- (9) 庁内検討会議等運営支援
- (10) 成果品（報告書 2 部、電子データ 1 式）

2 現庁舎の現状整理と課題の抽出

2.1 現庁舎の現状

2.1.1 施設の立地状況

相楽中部消防組合は、昭和 47 年 4 月 1 日に木津町、山城町、加茂町の 3 町によって京都府で最初の消防一部事務組合として発足しました。その後、昭和 55 年 4 月 1 日に東部に隣接する笠置町、和束町、南山城村が加入して 5 町 1 村の構成となり、平成 19 年 3 月 12 日には木津町、加茂町、山城町が合併して木津川市が誕生したことに伴い、現在 1 市 2 町 1 村により構成しています。

消防署と 5 つの出張所の体制を基本に、住民の生命・身体・財産を幾多の災害から守ってきましたが、各構成署所は、昭和 49 年から昭和 62 年にわたり建築されており、庁舎の老朽化により建て替えの時期が迫ってきています。

特に、消防本部(消防署)庁舎は、昭和 49 年に建築されてから 46 年以上が経過し、庁舎付近では 3m 以上の浸水も想定されることから、整備の優先度が高い状況です。さらには、平成 15 年に耐震工事を行っていますが、IS 値は 0.72 と、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号)における防災拠点としての基準 (IS 値 0.9) を満たしていません。

表 2.1 相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署(併設)

施設名	相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署	山城出張所	加茂出張所	木津西出張所	東部出張所	和束出張所
所在地	木津川市木津白口 10 番地 2	木津川市山城町平尾西方儀 36 番地 2	木津川市加茂町里西鳥口 12 番地 1	木津川市兜台 6 丁目 6 番 2	相楽郡笠置町大字有市小字西狭間 19 番地	相楽郡和束町大字釜塚小字下り松 11 番地の 1
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建一部 鉄骨造 2 階建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄骨造 2 階建	鉄骨造 2 階建
敷地面積	2,504.78 m ²	870.20 m ²	640.62 m ²	1,474.39 m ²	1,142.00 m ²	540.00 m ²
建築面積	614.83 m ² 延面積 1,349.99 m ²	266.75 m ² 延面積 248.88 m ²	241.18 m ² 延面積 314.30 m ²	341.75 m ² 延面積 626.88 m ²	330.63 m ² 延面積 416.46 m ²	219.38 m ² 延面積 292.96 m ²
建築年月日	昭和 49 年 8 月 30 日	昭和 51 年 3 月 31 日	昭和 51 年 3 月 31 日	昭和 62 年 2 月 28 日	昭和 55 年 12 月 20 日	昭和 56 年 9 月 1 日
増築年月日	平成 6 年 2 月 10 日	—	平成 14 年 1 月 31 日	—	—	—

出典：http://sourakuchubu119-kyoto.jp/kannai/tyosya.html

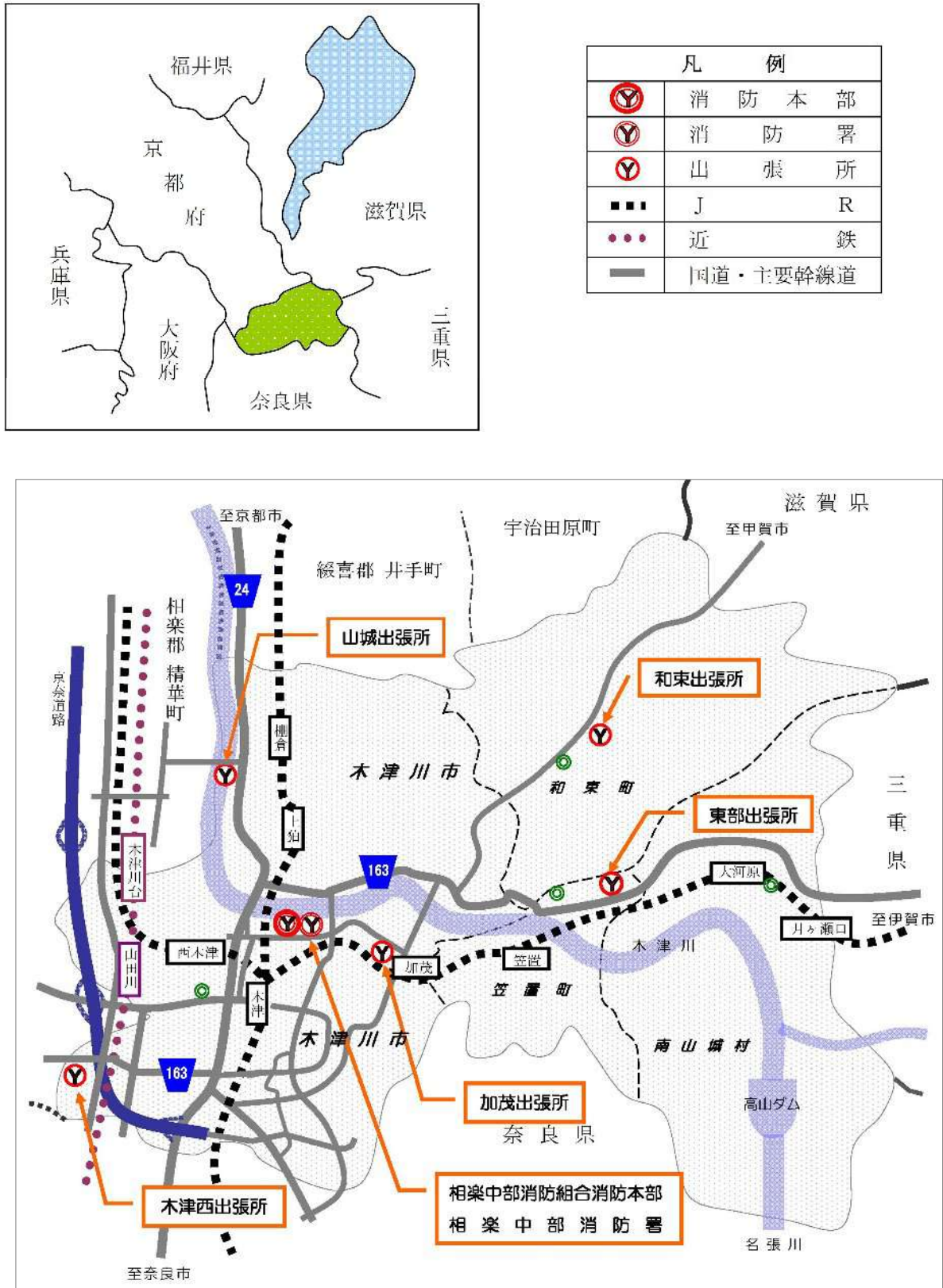


図 2.1 出張所位置図

2.1.2 現庁舎における機能の現状

各構成署所における消防車両、消防用機器、通信設備等の機器・設備の保有状況は以下の表のとおりであり、管内人口の規模が最も大きい相楽中部消防署（消防本部含む）の集積が高い状況です。

表 2.2 消防車両配置状況

令和2年4月1日現在

所 属 車 種	消相 防楽 中 部 消 防 組 部 合	相 楽 中 部 消 防 署	山 城 出 張 所	加 茂 出 張 所	木 津 西 出 張 所	東 部 出 張 所	和 東 出 張 所	計
消防ポンプ自動車		2	1	1	1	1	1	7
化学ポンプ自動車	1							1
3.5m級はしご車	1							1
救急車（高規格）		2	1	1	1	1	1	7
救助工作車	1							1
指揮車	2							2
指令車		2						2
広報指令車	1							1
資材搬送車	1					1		2
連絡車	3							3
救急普及啓発広報車	1							1
査察車	1		1	1	1	1	1	6
査察バイク	1	1	1	1	1	1	1	7
合計	13	7	4	4	4	5	4	41

出典：「令和2年度 消防年報資料」

表 2.3 消防用機器の保有状況-1

令和2年4月1日現在

配置場所 資器材名	合計	相 楽 中 部 消 防 署	山 城 出 張 所	加 茂 出 張 所	木 津 出 張 所	西 東 出 張 所	東 部 出 張 所	和 東 出 張 所
背負式動力ポンプ	6	2	1	1			1	1
ジェットシューター	48	11	7	8	6		10	6
組立式中継水槽	10	2	2	2	1		2	1
低 発 泡 器	19	10	2	2	2		1	2
ガンタイプノズル	18	8	2	2	2		2	2
ロータリーノズル	2	2						
ウォーターチャージャー	2	1					1	
かぎ付梯子	6	2	1			1	1	1
三連梯子	10	5	1	1	1		1	1
折りたたみ梯子	5	3		2				
空気式救助マット	1	1						
マット型空気ジャッキ式	3	2					1	
油圧式救助器具(切断器)	4	3					1	
救助用支柱器具	2	2						
可搬式ウインチ	3	1				1	1	
ポータブルロープウインチ	1	1						
エンジンカッター	4	2				1	1	
ガス溶断器	2	2						
チェーンソー	8	3	1	1	1		1	1
空気鋸	2	2						
鉄線カッター	21	11	3	1	1		2	3
万能斧	36	17	3	5	3		4	4
削岩機	2	2						
複合ガス測定器	2	2						
送排風機	2	2						
空気呼吸器	65	45	4	4	5		3	4
耐電衣一式	5	5						
耐熱防護服	4	4						
放射線防護服	2	2						

出典：「令和2年度 消防年報資料」

表 2.4 消防用機器の保有状況-2

令和2年4月1日現在

配置場所 資器材名	合計	相 楽 中 部 消 防 署	山 城 出 張 所	加 茂 出 張 所	木 津 出 張 所	西 部 出 張 所	東 部 出 張 所	和 東 出 張 所
化学防護服	13	13						
潜水用具一式	8	8						
救命胴衣	74	25	10	10	10	9	10	
救命ボート	6	1	1	1	1	1	1	
船外機	2	1				1		
バスケット型担架	6	4				1	1	
緩降機	2	2						
ロープ登降機	2	2						
ハーネス(ナイロンスリング)	21	21						
マンホール救助器具	1	1						
発電機	28	14	3	3	2	4	2	
救助訓練用ダミー人形	3	3						
訓練塔安全ネット	1				1			
エアertent	3	3						
熱画像直視装置	3	1		1	1			
簡易画像探索機	1	1						
アネロイド血圧計	23	11	3	3	2	2	2	
聴診器	29	7	4	5	4	4	5	
患者監視装置一式	8	3	1	1	1	1	1	
電動式吸引器	10	5	1	1	1	1	1	
喉頭鏡	14	8	1	1	1	2	1	
マギール鉗子	16	5	2	2	3	2	2	
ショックパンツ(成人用・小児用)	12	4	1	2	1	2	2	
携帯電話	12	5	1	1	1	2	2	
スクープストレッチャー	11	5	2	1	1	1	1	
高圧蒸気滅菌器	6	1	1	1	1	1	1	
自動式人工呼吸器	18	6	3	3	2	2	2	
自動体外式除細動器	11	6	1	1	1	1	1	
除細動器エネルギーチェッカ	1	1						
救急訓練用人形	34	27	1	1	1	3	1	

出典：「令和2年度 消防年報資料」

表 2.5 消防の通信施設保有状況

令和2年4月1日現在

所 属 電話設備・装置名等	防相 楽中 部本 消防 組合 部消	相 楽中 部消 防署	山 城 出 張 所	加 茂 出 張 所	木 津 西 出 張 所	東 部 出 張 所	和 東 出 張 所	計
1 1 9 番 専 用 電 話	16							16
加 入 電 話	6	2	1	1	1	1	1	13
携 帯 電 話	1	2	1	1	1	2	1	9
直 通 電 話 (署 ・ 所)	1		1	1	1	1	1	6
緊 急 福 祉 電 話	2							2
テ レ フ ォ ン サ ー ビ ス	1							1
フ ェ ッ ク ス	1		1	1	1	1	1	6
高 機 能 緊 急 通 信 指 令 装 置	一 式							一 式
高 機 能 総 合 情 報 表 示 盤	1							1
高 機 能 車 両 運 用 表 示 盤	1							1
高 機 能 地 デ ジ 放 送 テ レ ビ	2							2
高 機 能 長 時 間 録 音 装 置	1							1
高 機 能 指 令 情 報 送 信 装 置	1							1
高 機 能 指 令 台	2							2
高 機 能 指 令 室 関 係 プ リ ン タ ー	1							1
高 機 能 デ ー タ 修 正 装 置	1							1
高 機 能 表 示 盤 制 御 装 置	1							1
高 機 能 自 動 出 動 指 定 装 置	2							2
高 機 能 地 図 等 検 索 装 置	2							2
高 機 能 携 帯 IP 位 置 情 報 通 話 装 置	1							1
高 機 能 出 動 車 両 運 用 管 理 装 置	1							1
高 機 能 音 声 合 成 装 置	1							1
高 機 能 シ ス テ ム 監 視 装 置	1							1
高 機 能 署 所 端 末 装 置		1	1	1	1	1	1	6
気 象 観 測 装 置	1							1
消 防 専 用 無 線 基 地 局	2							2
消 防 専 用 無 線 移 動 型 10W	9	9	2	4	2	6	4	36
消 防 専 用 無 線 移 動 型 5W	5	5	2	2	2	2	2	20
京 都 府 防 災 行 政 無 線	一 式							一 式
全 国 瞬 時 警 報 シ ス テ ム	一 式							一 式

消防組合備品以外の京都府備品も含む。

出典：「令和2年度 消防年報資料」

2.1.3 施設の人員配置の状況

各構成署所における職員の配置状況は以下の表のとおりです。

消防本部（消防組合含む）45（兼務 17）人、相楽中部消防署 22 人、5 つの出張所が各 13 人、全体で 130（兼務 16）人の構成となっており、消防本部と相楽中部消防署の集積が高い状況です。

表 2.6 構成署所における職員の配置状況

令和 2 年 4 月 1 日現在

所属等	階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
合計		1	4 (3)	30 (4)	33 (3)	24 (3)	23 (4)	17	132 (17)
組消防	会計管理者			1					1
	会計課								0
	会計係								0
小計			1					1	
消防本部	消防長	1							1
	次長		3						3
	総務課		(1)	2	1				3 (1)
	総務係				1 (1)	1	1 (1)		3 (2)
	財政係				1	1 (1)			2 (1)
	予防課		(1)	2					2 (1)
	指導係			(1)	1	1	2 (2)		4 (3)
	予防広報係			(1)	1	1	1 (1)		3 (2)
	警防課		(1)	4					4 (1)
	消防救助係				2 (1)	1		1	4 (1)
	救急係			(2)	1 (1)				1 (3)
	通信指令第 1 係				1	2 (1)			3 (1)
	通信指令第 2 係				1	2 (1)			3 (1)
	消防本部							7	7
	木津川市派遣職員				1				1
小計		1	3 (3)	8 (4)	11 (3)	9 (3)	4 (4)	8	44 (17)
相楽中部消防署	署長		1						1
	副署長			1					1
	消防第 1 課			2	3	2	2	1	10
	消防第 2 課			3	2	1	3	1	10
	山城出張所			1					1
	消防第 1 係			1	2	1	1	1	6
	消防第 2 係			1	2	1	1	1	6
	加茂出張所			1					1
	消防第 1 係			1	1	2	1	1	6
	消防第 2 係			1	2	1	2		6
	木津西出張所			1					1
	消防第 1 係			1	2	1	1	1	6
	消防第 2 係			1	1	2	2		6
	東部出張所			1					1
	消防第 1 係			1	2	2	1	1	6
消防第 2 係			1	2	1	1	1	6	
和東出張所			1					1	
消防第 1 係			1	2	1	2		6	
消防第 2 係			1	1	2	1	1	6	
小計			1	21	22	15	19	9	87

() 内は兼務

出典：「令和 2 年度 消防年報資料」

2.1.4 交通状況

各構成署所を広域的な移動を支える主な交通網は下図のとおりです。

新庁舎建設予定地周辺は、交通の要衝にあり、木津東バイパスや木津川架橋が完成し、将来の国道 24 号城陽井手木津川バイパス整備に伴い、特に木津川市北西部や南西部等からのアクセスの向上が期待されます。

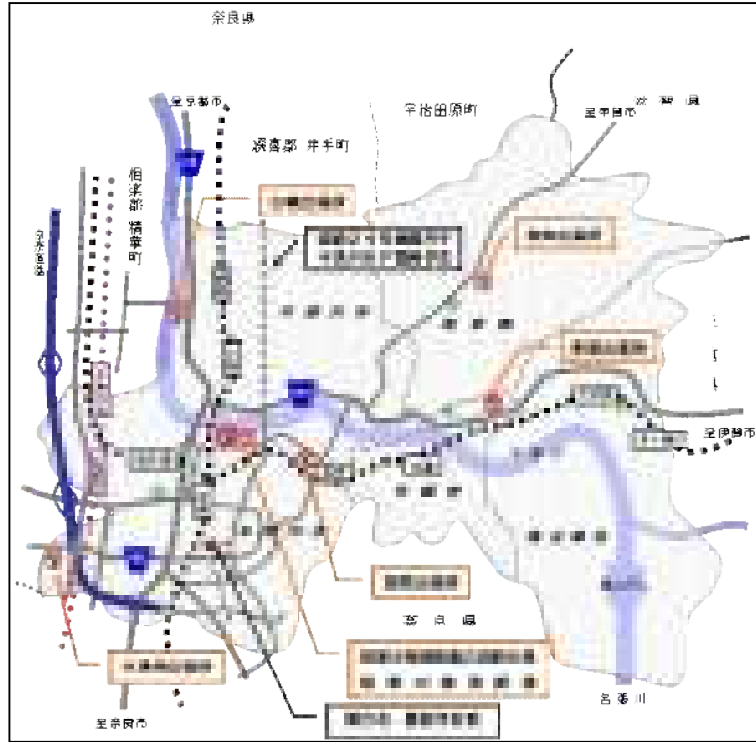


図 2.2 管内主要交通網図

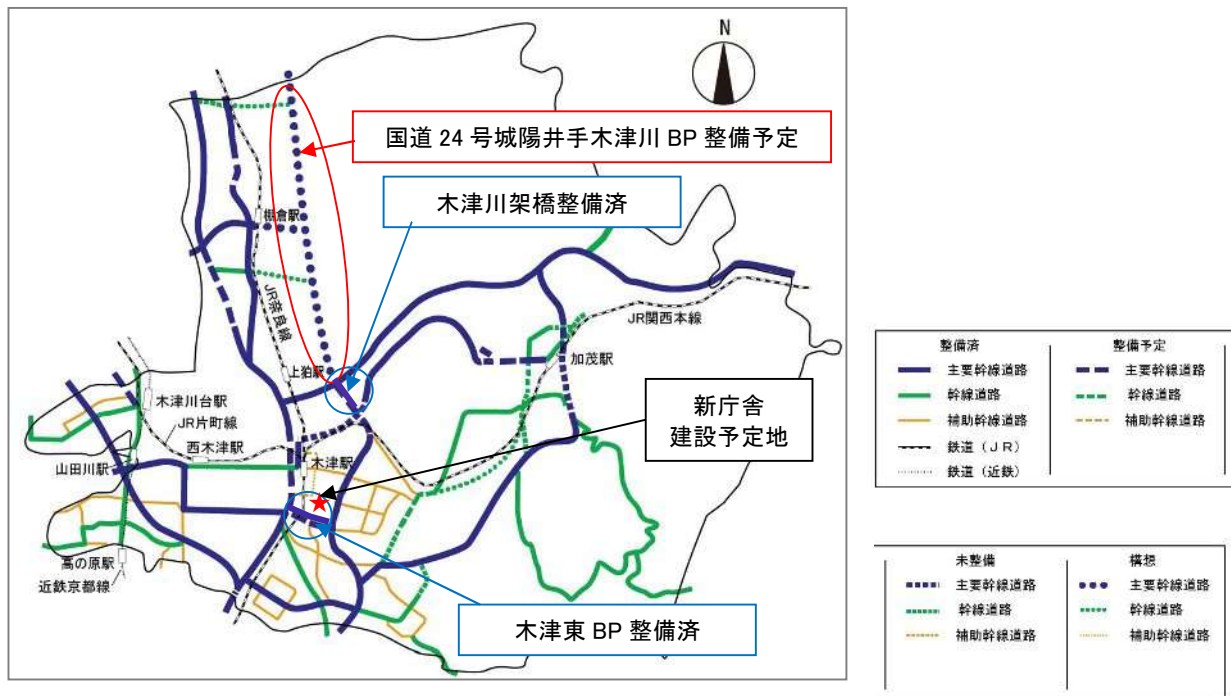


図 2.3 交通施設・公共交通の方針図

出典：「第 1 次木津川市都市計画マスタープラン後期計画（平成 28 年 3 月）」（一部加工）

2.1.5 管内人口の将来動向

管内全域の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推測結果を踏まえると、増加傾向を示し、2030年時点で2000年の125.9%となります。

一方、地域別に見た場合、木津川市（木津地区）における人口は増え続け、2030年時点で2000年の173.4%となるのに対して、木津川市（山城地区）の人口は現状と概ね同等、木津川市（加茂地区）、笠置町、和束町、南山城村における人口は減少することが予想されています。

表 2.7 管内各地域における人口の将来推計

地域		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
木津川市(木津地区)	人口(人)	33,684	39,564	44,902	49,237	52,972	56,016	58,409
	指数	100.0	117.5	133.3	146.2	157.3	166.3	173.4
木津川市(山城地区)	人口(人)	9,121	9,141	9,226	9,322	9,344	9,282	9,138
	指数	100.0	100.2	101.2	102.2	102.4	101.8	100.2
木津川市(加茂地区)	人口(人)	16,003	15,787	15,524	15,226	14,864	14,377	13,741
	指数	100.0	98.7	97.0	95.1	92.9	89.8	85.9
笠置町	人口(人)	2,056	1,915	1,763	1,617	1,467	1,319	1,185
	指数	100.0	93.1	85.7	78.6	71.4	64.2	57.6
和束町	人口(人)	5,457	5,065	4,716	4,397	4,095	3,809	3,540
	指数	100.0	92.8	86.4	80.6	75.0	69.8	64.9
南山城村	人口(人)	3,784	3,568	3,325	3,060	2,794	2,534	2,274
	指数	100.0	94.3	87.9	80.9	73.8	67.0	60.1
全 域	人口(人)	70,105	75,040	79,456	82,859	85,536	87,337	88,287
	指数	100.0	107.0	113.3	118.2	122.0	124.6	125.9

出典：相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書

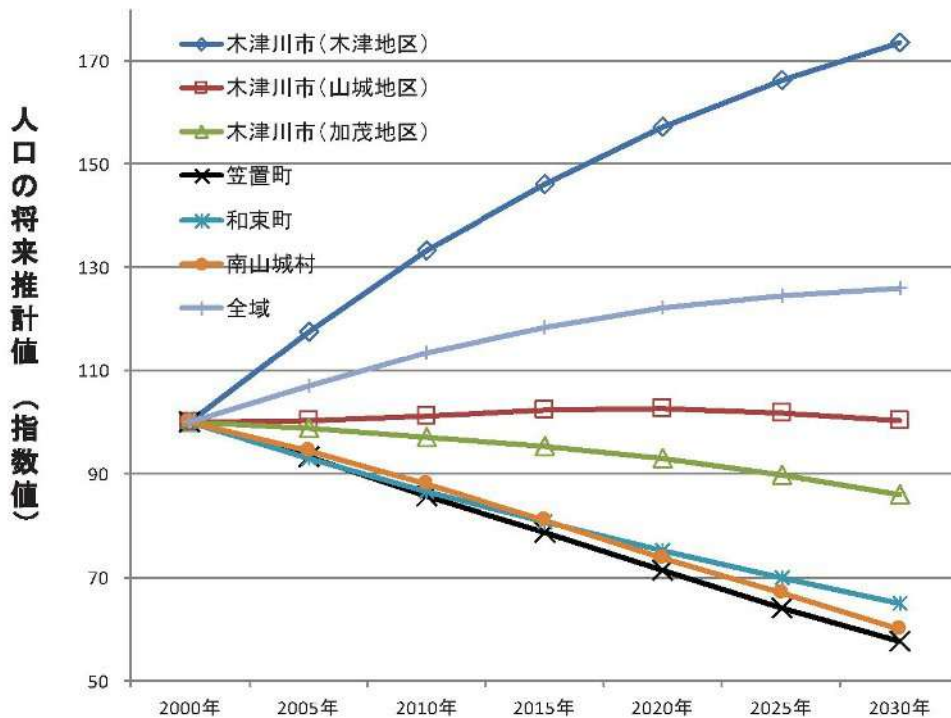


図 2.4 管内人口の将来推計 (指数の経年変動)

出典：相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書

年齢別の人口変動をみると、木津地区を除く地域においては、年少人口及び生産年齢人口は減少し続け、75歳以上の人口は著しく増加することが予想されます。老年人口は、木津地区を除き2020年までは増加傾向を示しているのに対して、その後は減少する特徴がみられます。

日本全体の人口動向として少子高齢化の進行、山間地域での人口流出に伴う過疎化、これに伴う各種課題が懸念されていますが、相楽中部消防組合消防本部の管轄区域においても、同様な現象が起こることが推測されます。

表 2.8 管内各地域における年齢別人口の将来推計

	年少人口の指数（2000年＝100）						
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
木津川市（木津地区）	100	115.4	130.2	138.9	142.2	143.0	144.3
木津川市（山城地区）	100	98.3	93.4	91.5	88.4	84.0	80.1
木津川市（加茂地区）	100	84.8	82.2	80.4	76.0	72.3	67.9
笠置町	100	78.5	67.6	56.6	46.1	39.1	34.0
和束町	100	75.9	61.5	55.0	49.3	45.2	43.3
南山城村	100	74.2	64.8	53.3	43.8	37.4	33.3
全域	100	102.5	108.2	111.4	111.0	109.5	108.5
	生産年齢（15-64歳）人口の指数（2010年＝100）						
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
木津川市（木津地区）	100	116.0	127.4	133.7	141.6	148.9	153.2
木津川市（山城地区）	100	97.8	94.7	90.0	88.5	89.0	88.4
木津川市（加茂地区）	100	97.4	90.1	77.5	69.2	65.7	64.7
笠置町	100	88.3	77.5	65.9	57.2	50.9	46.3
和束町	100	91.0	82.4	69.6	60.2	54.0	49.1
南山城村	100	92.4	79.9	67.4	56.0	48.0	42.4
全域	100	105.7	107.7	105.4	105.7	107.5	108.6
	老年（65歳以上）人口の指数（2010年＝100）						
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
木津川市（木津地区）	100	123.5	169.5	237.8	256.5	239.6	258.6
木津川市（山城地区）	100	97.8	116.4	143.5	134.6	102.3	94.0
木津川市（加茂地区）	100	105.9	130.6	195.7	212.8	152.6	98.3
笠置町	100	103.4	93.5	92.0	88.2	69.0	53.6
和束町	100	98.5	96.0	112.6	116.8	92.1	73.9
南山城村	100	97.2	100.9	107.5	105.8	89.1	66.3
全域	100	109.2	133.9	180.2	189.5	159.2	147.4
	75歳以上人口の指数（2010年＝100）						
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
木津川市（木津地区）	100	138.7	180.6	227.7	305.3	413.3	467.9
木津川市（山城地区）	100	126.7	145.0	160.8	193.7	234.9	238.7
木津川市（加茂地区）	100	125.7	147.0	163.5	199.2	276.8	309.5
笠置町	100	122.4	141.7	156.5	155.6	160.5	154.7
和束町	100	114.3	124.5	131.1	135.4	157.5	164.7
南山城村	100	127.5	149.7	163.1	180.0	195.8	202.2
全域	100	128.6	154.8	179.8	221.6	287.8	315.9

出典：相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書

2.1.6 施設の利用に係る各種制約条件(災害危険区域など)

消防署・出張所は地域住民にとって安心・安全な拠点施設であり、通常の火災や救急事案への対応にとどまらず、地震、水害などの災害時にも機能を維持することが望まれますが、一部の署所の付近では最大震度 7、最大浸水深 3m以上の被害が想定されていることから、防災の視点を取り入れた庁舎の強化が求められます。

特に、整備優先度の高い消防本部(消防署)庁舎は、木津川河川敷内の無堤防地域にあり、洪水時に浸水の可能性があります。(木津川の無堤防地域内にあり、宮ノ裏地区から始まる堤防の高さより、2メートル前後低い地域にあります。最大浸水深 3m以上の被害が想定されています。)また、大地震の時には液状化による庁舎損壊の懸念があります。(消防庁舎の耐震化工事は行われていますが、木津川の近くにあり大規模地震の発生では、液状化現象による大きな被害が懸念されます。)

表 2.9 消防署・出張所のハザードマップの状況

	想定震度	浸水想定区域
相楽中部消防組合 消防本部 相楽中部消防署	震度 6 強	0.5m未満の区域、0.5~3.0m未満の区域、3.0m~5.0m未満の区域、5.0m以上の区域
山城出張所	震度 6 強	0.5m未満の区域 (周辺は大半が3.0m~5.0以上の区域)
木津西出張所	震度 6 強	—
加茂出張所	震度 7	5.0m以上の区域
和束出張所	震度 6 弱	—
東部出張所	震度 6 強	— ※土石流警戒区域に立地

想定震度は、防災対策推進検討会議(中央防災会議)における南海トラフの巨大地震予想も踏まえた京都府マルチハザード情報に基づき整理したもの(南海トラフ地震による想定震度と活断層による想定震度のうち大きな想定震度を採用)です。

2.2 現庁舎の課題

2.2.1 消防行政の課題

近年における各種災害の大規模化、とりわけ防災対策推進検討会議（中央防災会議）における南海トラフの巨大地震予想も踏まえた京都府マルチハザード情報に基づく最大クラスの想定震度（南海トラフ地震による想定震度と活断層による想定震度のうち大きな震度）は、相楽中部消防組合消防本部管内で震度 7 と想定されている中、当管内における防災対策の基本となる「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、従来の行政機能に加え、さらなる防災基盤及び防災施設の整備を図っていくことが重要です。

2.2.2 現庁舎（消防本部、相楽中部消防署）の現状と問題点

1) 木津川市洪水ハザードマップ

現庁舎の一部は木津川河川保全区域内であり、かつ無堤防地域にあり、洪水時に浸水の可能性があります。（最大浸水深 3m以上の被害が想定されています。）

また、大地震の時には液状化による庁舎破損の懸念があります。（消防庁舎の耐震化工事は行われているが、木津川の近くにあり大規模地震が発生した場合、液状化現象による大きな被害が懸念されます。）

2) 耐震基準

本部庁舎にあつては、平成 8 年に耐震診断を行い、平成 15 年に耐震工事を行っています。平成 8 年の耐震診断結果では、1 階部分が 0.36～0.46 であり、当時、防災の拠点ということで、耐震基準の IS 値 0.6 の 1.2 倍の 0.72 に補強を行っていますが、現在の防災拠点としての基準は 1.5 倍の IS 値 0.9 であるため、防災の拠点としては基準を満たしていません。

その他、出張所を含めた耐震診断の結果は下記に示すとおりです。

表 2.10 耐震診断の結果

診断建物	診断時期	Is 値	備考
相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署	平成 8 年	0.72	平成 14 年 耐震工事
和束出張所	平成 24 年	0.75	平成 25 年 耐震改修
山城出張所	平成 26 年	0.2 以下	耐震改修不可
東部出張所	平成 26 年	0.2 以下	耐震改修不可
加茂出張所	平成 30 年	事務所棟 0.36 車庫 0.04	耐震改修不可
木津西出張所	-	-	新耐震基準に基づく建築物（昭和 62 年建築）のため耐震診断未実施

3) 緊急車両の出動実情

現庁舎から中心市街地への道路状況では、木津川市木津宮の堀、宮ノ裏のJR西日本奈良線のガードの地震時崩壊、木津駅の北側は学研都市線、奈良線・大和路線の分岐であり、狭隘と遮断による現場到着の遅延が懸念されます。



図 2.5 相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署位置図

©NTT 空間情報

4) 施設・設備の老朽化

現庁舎は、建築時から46年以上が経過し、施設・設備が老朽化し、雨漏り、外壁の剥がれ、空調設備、食堂台所の衛生面での問題とともに、風呂便所の配管等について破損、故障が相次いで発生しています。

5) 庁舎の狭隘化と訓練場の問題

現庁舎は、昭和49年に建築した庁舎であり、当時木津町人口が1万2千人強の時に建設され、職員も40名弱の計画であったため、職員増や業務増等に伴い、事務所が非常に手狭になっています。

また、執務室、仮眠室、更衣室などの狭隘化や会議室、書庫、倉庫などの不足による不具合が多数存在し、全体としては狭隘化による執務環境の問題などが潜在的に存在しています。

消防車両の車庫についても、車両の大型化に伴い格納スペースが狭隘化し、点検時の排気ガス対策も課題となっています。

訓練場については、駐車場と兼用しているため駐車車両の空間を利用した訓練となり、複数車両を使用する総合訓練や他機関との連携訓練が実施できないなどの問題があります。さらに、来庁者の車両が訓練場を横切るため、安全上の問題もあります。

6) 男女雇用機会均等法への対応

現庁舎には女性用の施設が整っていないため、女性用仮眠室、トイレ、浴室を整備する必要があります。

7) 利用者の不便性

消防庁舎は、災害対応だけでなく、住民等からの各種届出、救急救命講習、中学生の職場体験学習、小学生等の施設見学等への対応を行っていますが、現庁舎では「来客者用駐車場がない」「女性に対応した施設がない」「住民対応スペースが不足している」など問題となっています。

8) 消防高機能指令装置への対応

高機能指令装置については、平成7年度に導入、平成20年にソフト面の更新、平成27年度にハード面の更新を行い、令和2年度にOSの更新を行いました。

次回指令装置の更新を考慮したとき、二重投資とならないよう留意することが必要です。

3 新庁舎建設の必要性

先に整理した現状と課題を踏まえ、新庁舎整備及び署所の適正配置の必要性を整理します。

3.1 新庁舎整備の必要性

現在の本部庁舎は、昭和 49 年に建築されたものであり、供用開始から 46 年以上が経過し、建物が老朽化していることに加え、耐震性能が現在の基準を満たしていないことや設備の老朽化、時代の変化に伴う使われ方の変化等を踏まえると、応急措置的な対応では解決が困難な状況となっています。

また、現在の本部庁舎の敷地自体が洪水（3m 以上の浸水想定）や液状化の危険性が高い地域にあり、また必要な機能や訓練施設を整備するための敷地が狭く、住民の安全を確保することが困難な状況になっています。

これらの課題を踏まえ、複雑・多様化する各種災害に対応し、より高度な消防サービスを提供し、住民の安全を確保していくためには、新たに敷地を求め、災害に強い機能的な庁舎整備を早急に進めていく必要があります。

また、全火災と救急事案を基本に消防需要を指標化すると、管内全体のうち、約 83%が木津川市に集中し、そのうち木津地区が 51%（加茂地区 18%、山城地区 14%）と、消防需要の高い木津地区に位置する本部庁舎の重点整備の有効性は高いものと考えます。

以上より、消防本部(消防署)の移転と併せた新庁舎の優先整備を図ります。

表 3.1 管内の消防需要指標値

地域	消防需要指標値	構成比(%)	
木津地区(木津川市)	50,790	50.8	83.3
山城地区(木津川市)	14,381	14.4	
加茂地区(木津川市)	18,101	18.1	
笠置町	3,587	3.6	
和束町	7,525	7.5	
南山城村	5,615	5.6	
全域	100,000	100.0	

(補足) 消防需要の指標値は、火災指標値の管内総和を 5 万、救急事案の総和を 5 万として、地区毎の指標値を各地区の火災および救急件数の管内全体の件数に対する比率で按分し算出している。

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成 28 年度）」

3.2 新庁舎建設の場所

新庁舎の位置に関しては、「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成28年度）」の検討結果に基づき、地域の位置、地勢、人口等の状況、消防活動アクセス等を踏まえ、下図（木津川市城山台九丁目1番地の一部）のとおり決定しました。

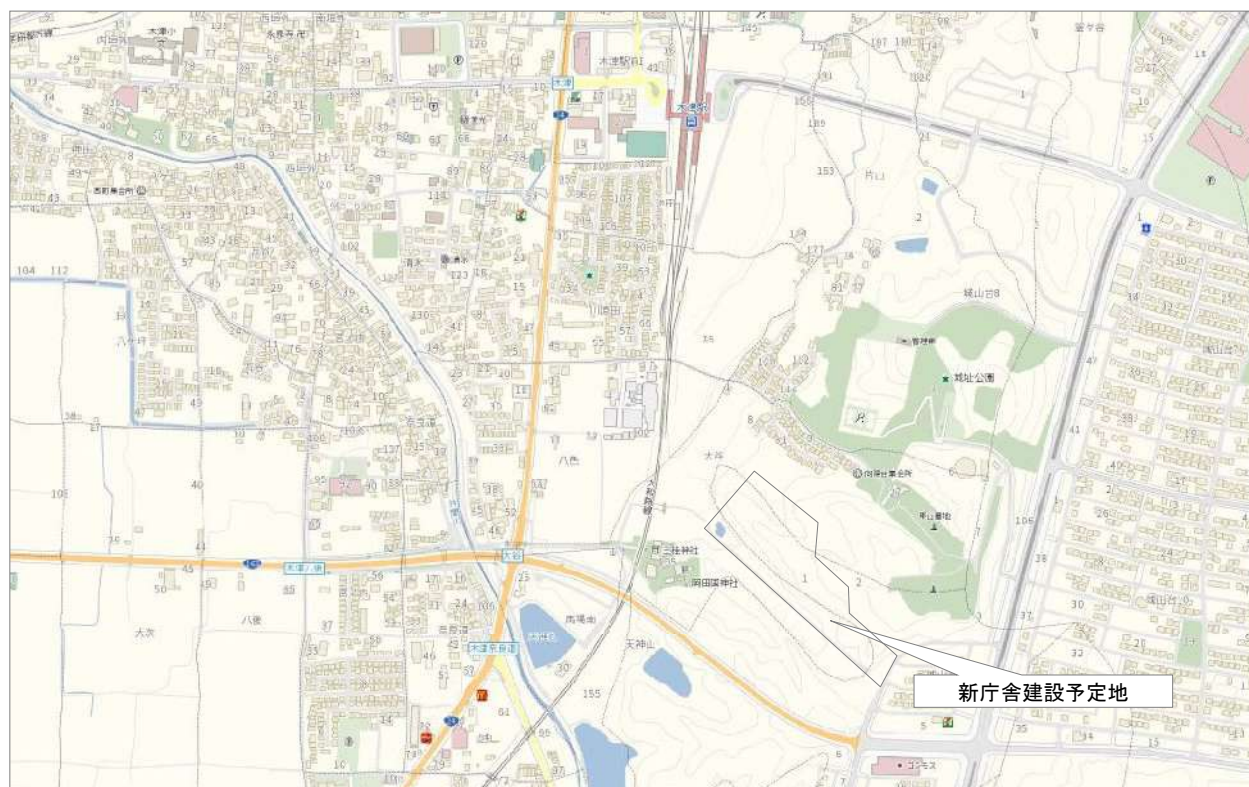


図 3.1 新庁舎建設予定位置図

©NTT 空間情報

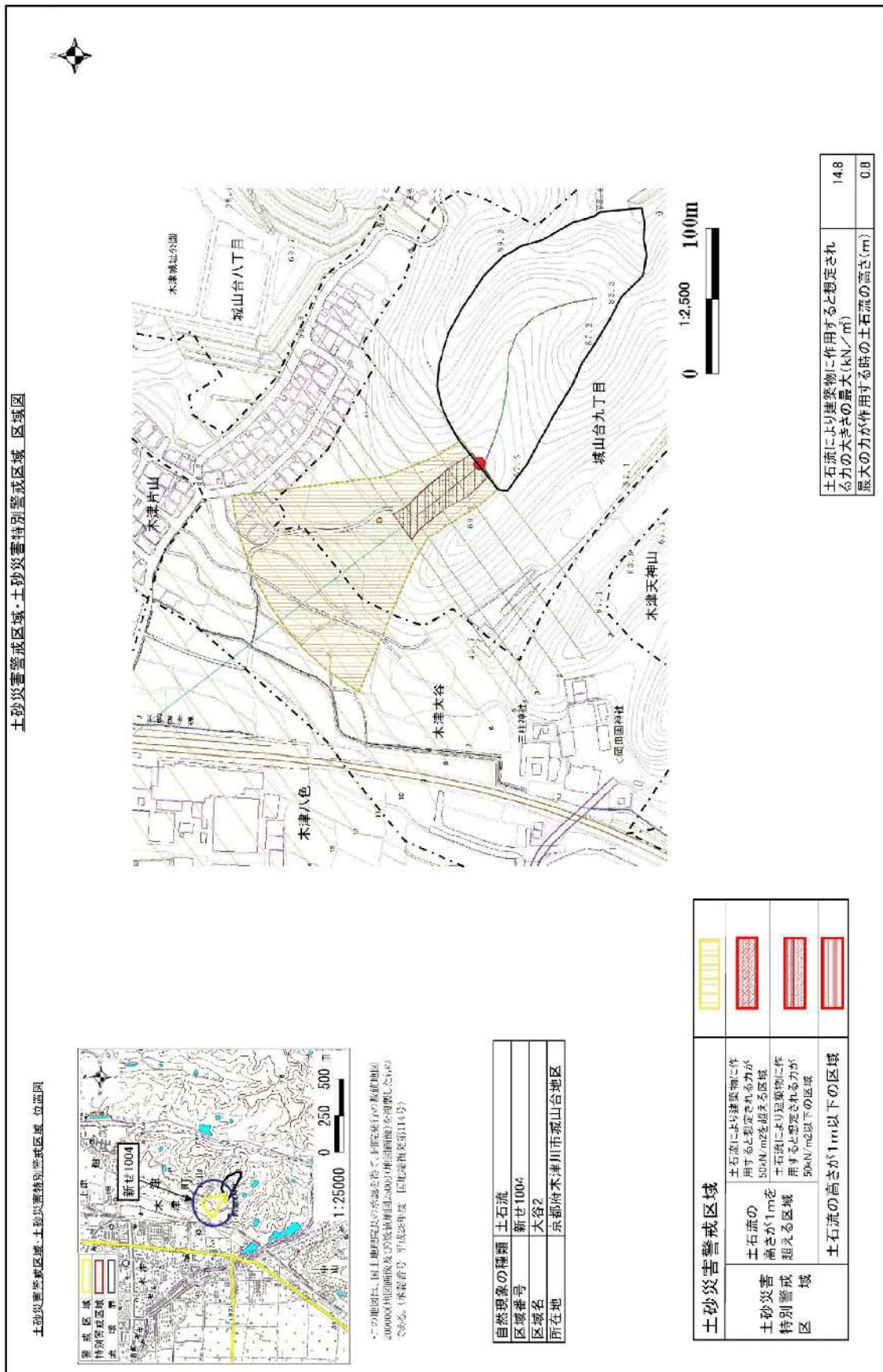


図 3.2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図

出典：「京都府 HP より」

3.3 署所の適正配置の必要性

将来における管内の人口増加や高齢化の進行に伴い、消防需要の増加が予想されていることから、消防力のさらなる強化を図る必要があります。そのためには、地域の実情に即した消防力の運用を工夫することも重要であり、その方策の一つとして、署所配置の見直し及びそれに伴う署所の再編・再整備も体制維持や消防力強化に有効な方策であると考えます。

現在、署所は建物の老朽化が進んでおり、また今後の公共施設・インフラの老朽化に伴う維持管理コストの増大や、高齢化等による社会保障費の増大など、厳しい財政状況が想定される中、各署所を更新、維持していくことが困難であること、また、限られた消防職員数の中で、より高度な消防サービスを提供するためには人員を可能な限り集約することも重要です。

4 新庁舎整備の基本方針

4.1 上位・関連計画等における位置づけ

4.1.1 第2次木津川市総合計画

項目	概要
策定年月	平成31年3月
計画期間	基本構想: 令和10年度 基本計画: 令和5年度
基本計画における消防に関する位置づけ	<p>・相楽中部消防組合と連携し、消防本部の移設を含め、火災や災害に対する体制の充実を図ります。</p> <p>・初期消火活動の充実に向け、消防団の組織との連携を強化するとともに、消防団施設や消防水利の適正な維持管理に努めます。</p> <p>・消防施設や防火水槽などの装備、災害用備品などを備蓄しておく倉庫及び避難所の充実を図ります。</p> <p>・広域的な行政対応が求められるなかで、消防・救急・環境衛生・医療保険・税・消費者対策などの分野において、一部事務組合や広域連合などにより、京都府や近隣市町村などとの広域的な協力体制の充実・強化を図ります。</p>

4.1.2 木津川市地域防災計画

項目	概要
策定年月	平成26年4月(平成27年～令和元年7月一部修正)
消防組織整備計画の概要	
方針	<p>・市は、各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び関係市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。</p>
計画の内容	<p>・高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。</p> <p>・このため、市は、消防本部及び消防団と連携し、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の消防体制の強化と連携の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>消防施設等の整備促進</u> (2) 府立消防学校等による消防職員・団員の教育訓練(安全管理含む)の強化 (3) 迅速な救急搬送の促進 2 消防団の活動力の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防団員の確保 (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上 (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進 (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

消防組織の確立	<p>・青年層の都市等への人口流出、少子高齢社会の進行などに伴い、消防団員の確保が困難となりつつあるが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、若手消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、団員の質的向上を図り、次のような対策を進める。</p> <p>第 1 消防体制の充実強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の教養訓練の強化、消防団員の資質向上 2 消防団員の処遇改善 <p>第 2 消防計画の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画の整備 2 消防本部との連携強化 3 自主防災組織の整備強化
消防施設等の整備強化	<p>第 1 消防車両等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防車両の整備を図る。 2 「消防力の整備指針」に基づき、消防用装備品及び施設等の充実強化に努める。 <p>第 2 消防水利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火時の水利は消防にとって特に重要である。水道施設の敷設に伴い、水道消火栓の設備促進を行う。また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。 2 「消防水利の基準」に基づき防火水槽、水道消火栓、消防井堰等の消防水利の設置を年次計画により整備強化する。 <p>第 3 消防団無線</p> <p>円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。</p>
消防団員の教養訓練の促進	<p>・近年の消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教養訓練に重点を置いて実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育 2 消防団員の幹部教育 3 「警防活動時等における安全管理マニュアル」に基づく安全管理教育
震災時の消防対策	<p>・大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。</p>

4.1.3 笠置町地域防災計画

項目	概要
策定年月	平成 27 年 3 月
消防組織整備計画の概要	
方針	<p>・町及び消防団・消防本部は、各種災害(特に火災)の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。</p> <p>また、特に、コミュニケーションを重視した初動体制の確立に努める。</p>
消防組織・体制の充実	<p>高齢化の進展や、火災の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。</p> <p>このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の消防体制の強化と府との連携の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防施設等の整備促進 (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練(安全管理含む)機能の充実 (3) 迅速な救急搬送の促進 2 消防団の活動力の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防団員の確保 (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上 (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進 (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組促進
消防意識の啓発	<p>町は消防本部等が実施する次のような消防防災に関する各種行事に積極的に参加し、さらに春秋 2 回全国火災予防運動に際し、各種関係団体と連携協力し、住民に対する強力な火災予防意識の啓発徹底を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春季全国火災予防運動 (2) 秋季全国火災予防運動 (3) 住宅用火災警報機設置の啓発 (4) 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気高める (5) その他次の関係団体と協力して行う消防意識の啓発と火災予防の徹底を図るための行事 (公財)京都府消防協会、(一社)京都府危険物安全協会連合会、(一社)京都消防設備協会等
相互応援協定	<p>消防本部は、消防行政の合理化と効率化を図るため、常備消防機関間で広域的な相互応援協定の締結に努めている。</p> <p>町は、こうした協定に基づく大規模災害消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火、救急、救助に関わる活動が実施される場合に備え、あらかじめ必要な応援、受入れ態勢の整備に努める。</p>
消防職・団員の教養訓練の促進	<p>町及び消防本部は、消防大学及び府消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職員・団員の消防に関</p>

	<p>する知識及び技術の向上を図る。</p>
震災時の消防対策	<p>1 防火管理者制度の推進</p> <p>町は、防火管理者を選任しなければならない。防火対象物及び消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対して、消防本部が実施している次の措置について協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催するなどにより、その資質の向上を図るよう指導する。 ・防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び下記の使用等について十分な指導を行う。 ・防火管理者の組織化を育成指導し、知識及び技術の習得研修の機会を与える。 ・消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。 <p>2 予防査察体制の充実・強化</p> <p>消防本部は、消防法、相楽中部消防組合火災予防条例等に基づき学校、病院、事業場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を実施し、また通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化している。</p> <p>町は、必要に応じて、これらに協力する。</p>
火災防止に関する計画	<p>大地震による被害は、建築物や建造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。</p> <p>1 出火防止、初期消火対策</p> <p>(1) 出火防止計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。 イ 各家庭への広報を図り、家庭内から出火の要因の軽減を図るため、耐震装置付器具(強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具)の使用等の広報を行う。 ウ 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。 エ 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。 オ 耐震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。 <p>(2) 初期消火計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。 イ 初期消火の技術指導の普及を図る。 ウ 消防団等に可搬式動力ポンプ等初期消火用機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。 <p>(3) 地域住民等の協力</p>

		<p>ア 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。</p> <p>イ 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。</p> <p>ウ 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。</p> <p>エ 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。</p> <p>2 火災拡大防止計画</p> <p>震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。</p>
--	--	--

4.1.4 和束町第4次総合計画・後期基本計画

項目	概要
策定年月	平成 28 年 3 月
計画期間	基本構想: 令和 2 年度 前期基本計画: 平成 27 年度 後期基本計画: 令和 2 年度
基本計画における 消防に関する位置づけ	<p>①防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災計画」に基づき、災害時の迅速な避難、救助体制の強化を図ります。 ・消防団の機動力を高めるとともに、消防団 OB など昼間在宅している住民による地域防災リーダーを養成し、行政区ごとの自主防災組織を創設します。 ・避難行動要支援者の支援のネットワークをつくり、災害時の対応を定めます。 ・防災行政無線による情報伝達。 <p>②災害時への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災パトロールによる危険個所の把握に努め、災害の未然防止に努めます。 ・行政区ごとに防災マップを作成します。 ・保安林の改修・整備を進めます。 ・防災用資機材と生活資材の適正な備蓄に努めます。 ・住民参加による防災訓練、勉強会を開催し、防災意識の向上に努めます。 ・大規模地震に備え、公共施設及び木造住宅の耐震化に努めます。

4.1.5 和束町地域防災計画

項目	概要
策定年月	平成 31 年 4 月
消防組織整備計画の概要	
方針	・各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。
消防組織・体制の充実	<p>第 1 消防活動体制の充実強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の教養訓練の強化と資質の向上 2 消防団への多機能消防車両の配備の促進 <p>第 2 消防計画の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画の整備 2 相楽中部消防組合との連携強化

消防力の充実強化	<p>第1 消防施設の整備</p> <p>1 消防車両等</p> <p>(1) 消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防設備の整備を図る。</p> <p>(2) 「消防力の整備方針」に基づき、消防組織の充実強化及び消防団員の確保に努める。</p> <p>2 消防水利</p> <p>(1) 出火時の水利は消防にとって特に重要である。簡易水道の施設普及にかんがみ、水道消火栓の設備促進を行う。</p> <p>また、災害に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。</p> <p>(2) 「消防水利の基準」に基づき、消防水利の設置を年次計画により整備強化する。</p> <p>3 消防団無線</p> <p>円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。</p> <p>第2 消防団の活性化</p>
消防意識の啓発	<p>消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋 2 回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。</p> <p>1 春季全国火災予防運動</p> <p>2 秋季全国火災予防運動</p> <p>3 住宅用火災警報機設置の啓発</p> <p>4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。</p> <p>5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。</p>
相互応援協定	<p>大規模災害の発生時における応急対策が、緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、相互応援協定の締結を積極的に進めるものとする。</p>
消防団員の教養訓練の促進	<p>近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して、次の教養訓練に重点を置いて実施する。</p> <p>その際、女性、若者の参加促進及びリーダー教育に努めるものとする。</p> <p>1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育</p> <p>2 消防団員の幹部教育</p>

4.1.6 南山城村第4次総合計画

項目	概要
策定年月	平成24年
計画期間	令和3年度
基本計画における 消防に関する位置づけ	・災害に強い地域社会の実現 災害に強い地域社会の確立

4.1.7 南山城村地域防災計画

項目	概要
策定年月	平成29年
消防組織整備計画の概要	
方針	各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。
消防組織や体制の充実・強化	<p>高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。</p> <p>このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。</p> <p>第1 村の消防体制の強化と連携の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設等の整備促進 2 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練(安全管理含む)機能の充実 3 迅速な救急搬送の促進 <p>第2 消防団の活動力の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女性消防団員の参加促進 (2) 大学等の協力による消防団員の確保 2 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上 3 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進 4 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進
消防意識の啓発	<p>消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋2回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 春期全国火災予防運動 2 秋期全国火災予防運動 3 住宅用火災警報器設置の啓発 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。
相互応援協定	大災害発生に対して、相互応援協定の締結を積極的に進めるものとする。

	消防団員の教養訓練の促進	<p>近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、関係機関と連携して次の教養訓練に重点を置いて実施する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育2 消防団員の幹部教育
--	--------------	---

4.2 新庁舎整備の基本方針

4.2.1 新庁舎整備の基本方針(コンセプト)

1) 住民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる庁舎

平成 23 年の東日本大震災などの大規模な地震災害の教訓から、新庁舎は十分な耐震性、防火性能に加え、指令中枢機能を備えた消防活動の拠点として、住民の安心・安全を守る役割を十分に果たせる庁舎とします。

2) 消防力の維持・向上を行える庁舎

新庁舎の建設に併せて消防署に必要な訓練塔を整備するほか、相楽中部消防組合消防本部全体の活動能力の向上と二次災害を防止するために必要な訓練施設についても整備を行い、消防力の向上、安全確実な災害対応に貢献できる庁舎とします。

3) 住民に開かれた庁舎

住民の防災力・防災意識向上のため、自助力・共助力向上のための各種講習会を開催できる等、住民の誰もが使いやすい庁舎にします。

4.2.2 署所の再編・再配置に関する基本方針

「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成 28 年度）」を踏まえ、署所の再編・再配置に関する基本方針について、以下に検討・整理します。

1) 新庁舎整備と併せた木津西・山城両出張所の再編検討の必要性

新庁舎整備と併せた周辺出張所の再編（統合）については、以下の点より、木津西、山城両出張所における検討が有効であり、両出張所を基本に再編検討を行います。

- 木津川市以外の 2 町 1 村（笠置町、和東町、南山城村）は、消防需要が管内全体の約 17%にとどまる一方で、広大なエリア内に集落等が分散し、南山城村をはじめとする一部の山間地域では到達時間が長いことから、運用効果の地域間格差を現在以上に広げないためにも、和東、東部の両出張所の存続（周辺地区での再整備の場合も含む）が望まれる。
- 消防需要が集中している木津川市内で、効率良く地域全体の消防需要をカバーする方向が最も有効であり、統合・再編の候補は、3 出張所（木津西、山城、加茂）が想定されるが、加茂地区は木津地区に次ぐ消防需要を有しているとともに、地区内において集落が広範囲に分散立地していることから、機能の存続（周辺地区での再整備の場合も含む）が望まれる。
- 一方、木津西出張所及び山城出張所は、建築後それぞれ 33 年と 44 年が経過し老朽化が進み建替えの時期が迫るとともに、特に山城出張所は耐震性が低く耐震改修不可の診断結果が出ており、周辺地区の大半が 3.0m 以上の浸水想定区域に該当するなど、災害時対応が可能な施設として整備が望まれる。
- 「消防力の整備指針（平成 12 年 1 月消防庁告示第 1 号）」によれば、相楽中部消防組合消防本部管内の市街地人口に基づく署所数は 3、これ以上の署所設置については、地域性を加味して判断するものとされている。4 市町村にわたる広大なエリアを抱える地域の特性を十分に勘案する必要があるものの、消防力の基準に基づく署所数の 3 からみると現状の 6 施設は多く、効率的な運用が望まれる。
- 木津川市の将来の財政状況は、今後の公共施設・インフラの老朽化に伴う維持管理コストの増大や、高齢化等による社会保障費の増大など、厳しい状況が想定され、新庁舎整備と併せた再編（統合）検討など、効率的な財政運営が望まれる。

2) 新庁舎整備と併せた木津西・山城両出張所の再編検討

新庁舎整備と併せた木津西、山城両出張所の再編（統合）については、前述の老朽化・耐震性・浸水対応や消防力基準に基づく署所数、財政面等での有効性（必要性）とともに、以下の運用効果の面からも有効性は高いものと考えます。

また、出張所の再編（統合）は、再編署所に職員・車両等を集約配置することにより、以下のような様々な効果も期待され、厳しい財政運営状況下における効率的な施設運営が図れるものと考えます。

- ・消防職員・消防団員など複数の部隊が共同して組織としての総合力を発揮するためには新たな指揮隊の設置が重要であり、集約配置により、迅速な体制の確保と効果的な部隊の展開が可能となる。
- ・ポンプ車 1 台当たりの乗車人数を増やす等により、活動内容の質的向上や労務上の安全管理の強化が可能となる。
- ・施設の統合により、共同利用スペースの規模が縮小化され、効率的な施設整備や運用が可能となる。
- ・部隊数増加や効率的な施設整備を背景に、訓練機能の充実など、新たな機能強化を図ることが可能となる。

なお、山城出張所の統合化については、署所全体の財政運営に関する政策方向と今後調整を図りつつ、到達時間短縮化対策、国道 24 号城陽井手木津川バイパスの整備完成と併せた周辺アクセス道路の整備など、先を見据えた詳細な検討・調整が必要であり、新庁舎内にフレキシブルスペースを配置し、バイパス及び周辺道路が完成した段階で必要設備等を拡充する等の 2 段階統合も有効と考えます。

- 本庁舎を移転し木津西出張所を統合する場合の地域別の到達比率は、7.5 分以内では木津地区のみで現状と比べて若干低下するが、10 分以内の影響はなく、平均走行時間は 4.9 分と全国的な救急自動車の現場到着所要時間の平均 8.6 分（平成 30 年消防白書）よりも短く、全国平均を下回る状況を確認できる。
- 本庁舎を移転し山城出張所を統合する場合の地域別の到達比率は、7.5 分以内では山城地区のみで現状と比べて低下するが、10 分以内は約 80% をカバーし、平均走行時間は 8.1 分と全国的な救急自動車の現場到着所要時間の平均 8.6 分よりも短くなっている。本庁舎を移転し木津西出張所と山城出張所の両方を統合する場合の地域別の到達比率は、7.5 分以内では山城地区、木津地区で現状と比べて低下するが、10 分以内は約 77% をカバーし、平均走行時間は 8.4 分と全国的な救急自動車の現場到着所要時間の平均 8.6 分よりも若干短くなっている。
さらに、上記運用効果の推測値には将来の国道 24 号城陽井手木津川バイパス整備の影響が未反映であり、山城地区へのアクセス向上が見込まれていない。このため、山城出張所を統合する場合の山城地区のみでの到達比率の低下については、大きな改善が期待され、全国平均を下回る状況を確認できる。

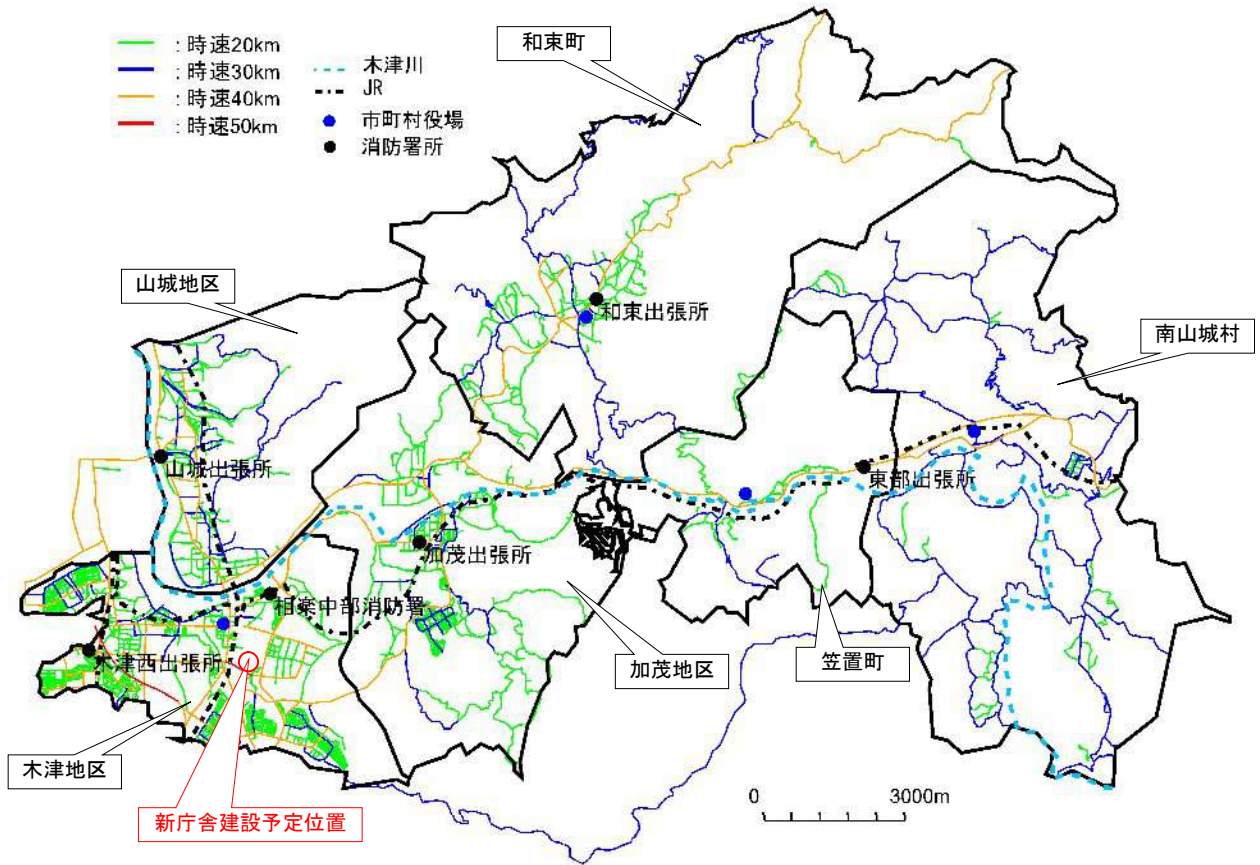


図 4.1 通路状況と署所位置

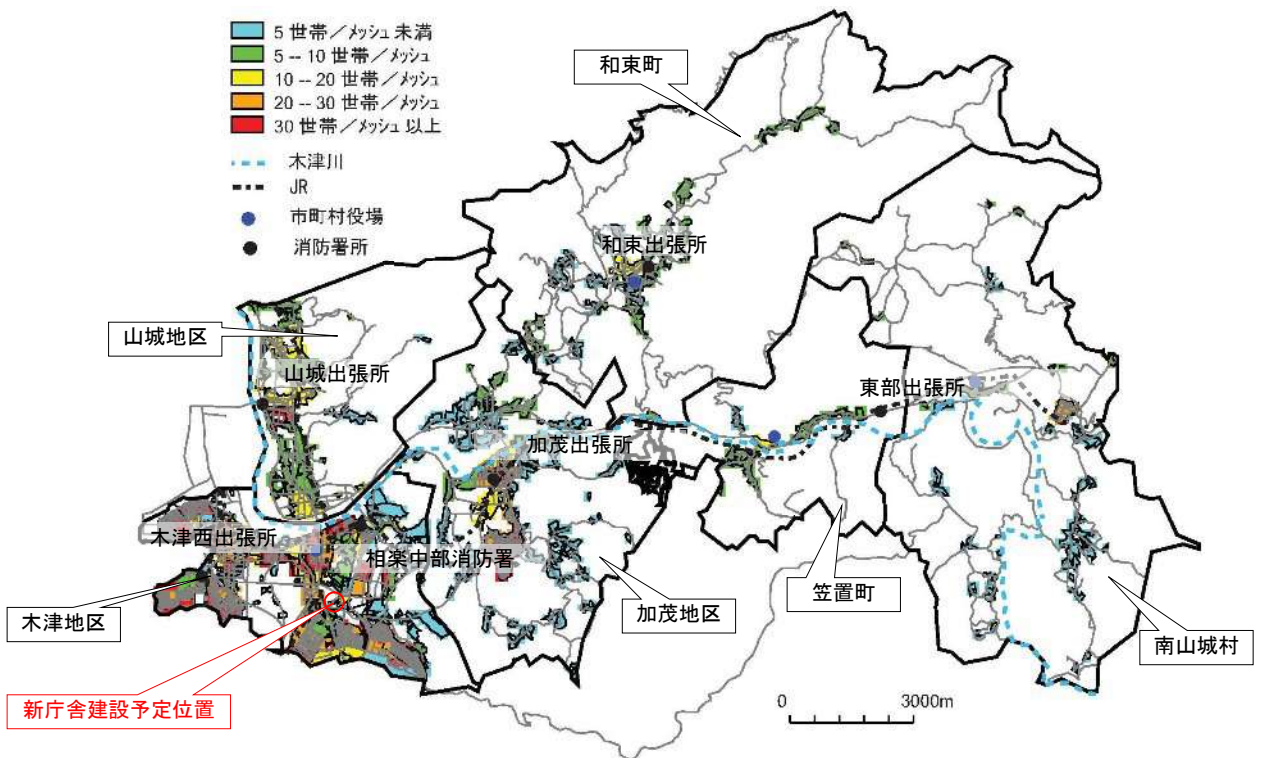


図 4.2 世帯数の分布図

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成 28 年度）」

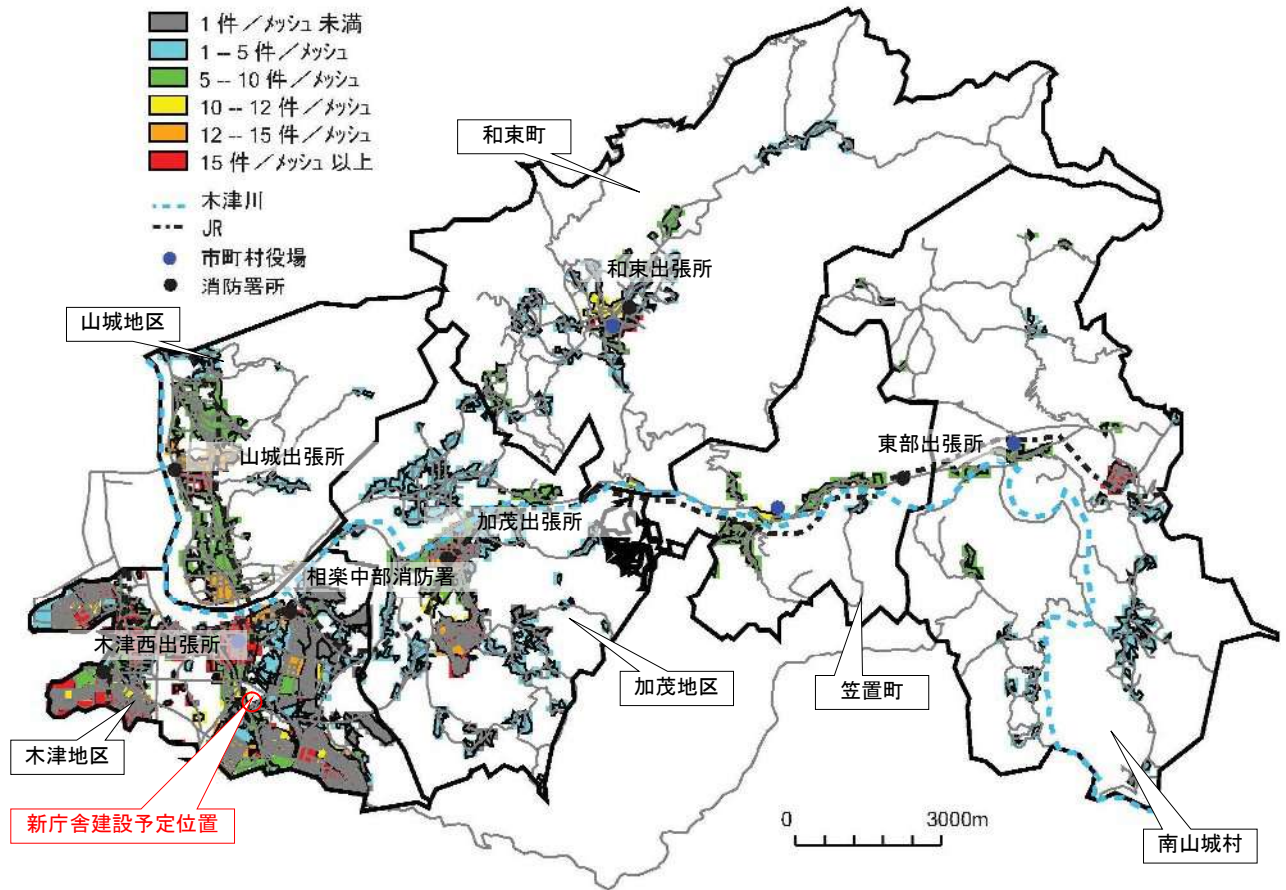


図 4.3 消防需要指標値の分布図

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成 28 年度）」

表 4.1 本庁舎を移転し、木津西出張所を統合する場合の運用効果

地 域	消防需要 指標値	到着できる消防需要の比率[累積,%]						平均走行 時間(分)
		3分以内	4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	
木津地区	50,790	22 (-15)	45 (-23)	68 (-13)	87 (-5)	100 -	100 -	4.9 (0.9)
山城地区	14,381	49 (1)	78 (-4)	99 (1)	100 -	100 -	100 -	3.2 -
加茂地区	18,101	40 (1)	62 (-3)	87 (1)	95 (1)	98 -	100 -	3.9 -
笠置町	3,587	26 -	39 -	54 -	74 -	97 -	100 -	5.4 -
和東町	7,525	54 -	72 -	79 -	87 -	96 -	100 -	3.7 -
南山城村	5,615	3 -	12 -	19 -	21 -	41 -	66 -	11.9 -
全 域	100,000	30 (-8)	53 (-13)	73 (-7)	86 (-3)	96 -	98 -	4.8 (0.5)

※括弧内は現状配置との差分である。

※累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

表 4.2 本庁舎を移転し、山城出張所を統合する場合の運用効果

地 域	消防需要 指標値	到着できる消防需要の比率[累積,%]						平均走行 時間(分)
		3分以内	4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	
木津地区	50,790	47 (10)	89 (21)	99 (18)	100 (8)	100 -	100 -	3.1 (-0.9)
山城地区	14,381	0 (-48)	6 (-76)	24 (-74)	37 (-63)	80 (-20)	100 -	8.1 (4.9)
加茂地区	18,101	47 (8)	73 (8)	87 (1)	95 (1)	98 -	100 -	3.6 (-0.3)
笠置町	3,587	26 -	39 -	54 -	74 -	97 -	100 -	5.4 -
和東町	7,525	54 -	72 -	79 -	87 -	96 -	100 -	3.7 -
南山城村	5,615	3 -	12 -	19 -	21 -	41 -	66 -	11.9 -
全 域	100,000	37 (-1)	67 (1)	79 (-1)	84 (-5)	93 (-3)	98 -	4.5 (0.2)

※括弧内は現状配置との差分である。

※累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成28年度）」

表 4.3 消防署の運用効果(本庁舎を適正場所に移転し、山城・木津西をなくす場合)

地 域	消防需要 指標値	到着できる消防需要[累積,%]						平均走行 時間(分)
		3分以内	4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	
木 津 地 区	50,790	21 (-16)	43 (-25)	63 (-18)	82 (-10)	99 (-1)	100 -	5.1 (1.1)
山 城 地 区	14,381	0 (-48)	4 (-78)	22 (-76)	33 (-67)	77 (-23)	100 -	8.4 (5.2)
加 茂 地 区	18,101	39 -	65 -	86 -	94 -	98 (-2)	100 -	3.8 (-0.1)
笠 置 町	3,587	26 -	39 -	54 -	74 -	97 (-3)	100 -	5.4 -
和 束 町	7,525	54 -	72 -	79 -	87 -	96 (-4)	100 -	3.7 -
南 山 城 村	5,615	3 -	12 -	19 -	21 -	41 (-25)	66 (-29)	11.9 -
全 域	100,000	23 (-15)	42 (-24)	60 (-20)	74 (-15)	92 (-6)	98 (-2)	5.7 (1.4)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

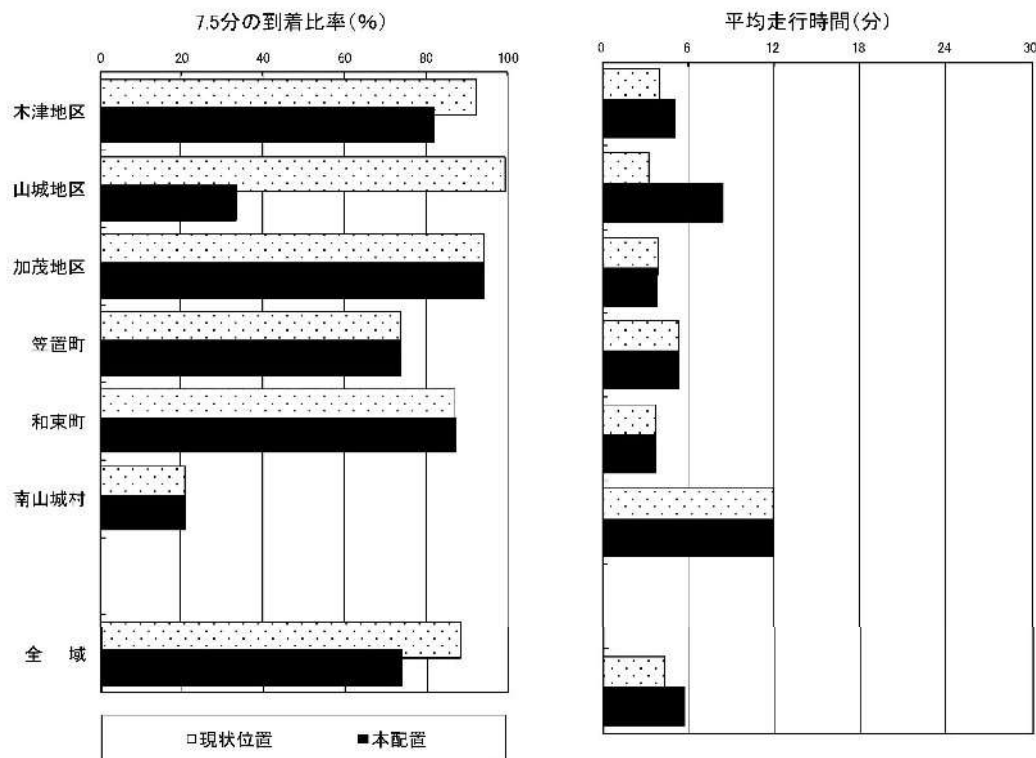


図 4.4 署所の運用効果(本庁舎を適正場所に移転し、山城・木津西を無くす場合)

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成 28 年度）」

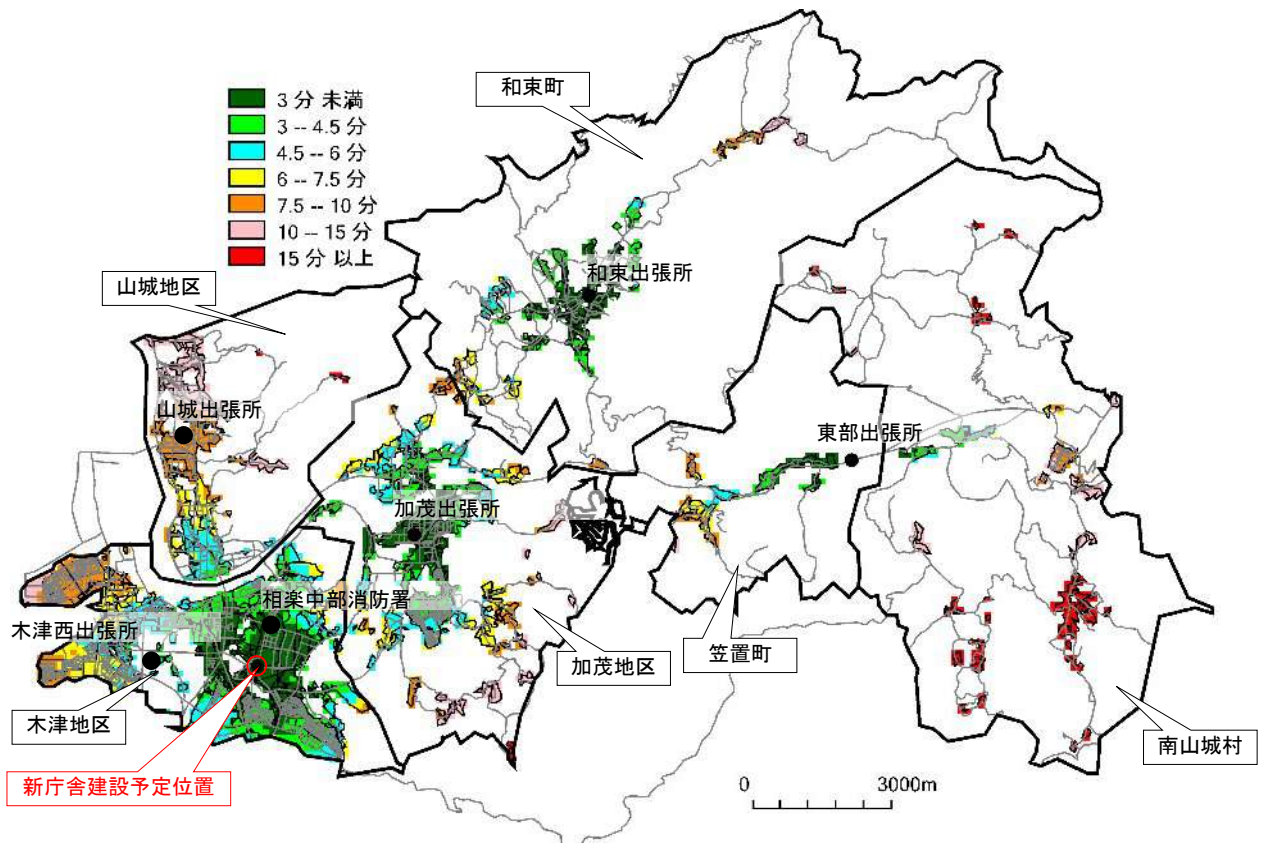


図 4.5 消防署所からの走行時間
 (本庁舎を適正場所に移転し、山城・木津西を無くす場合)

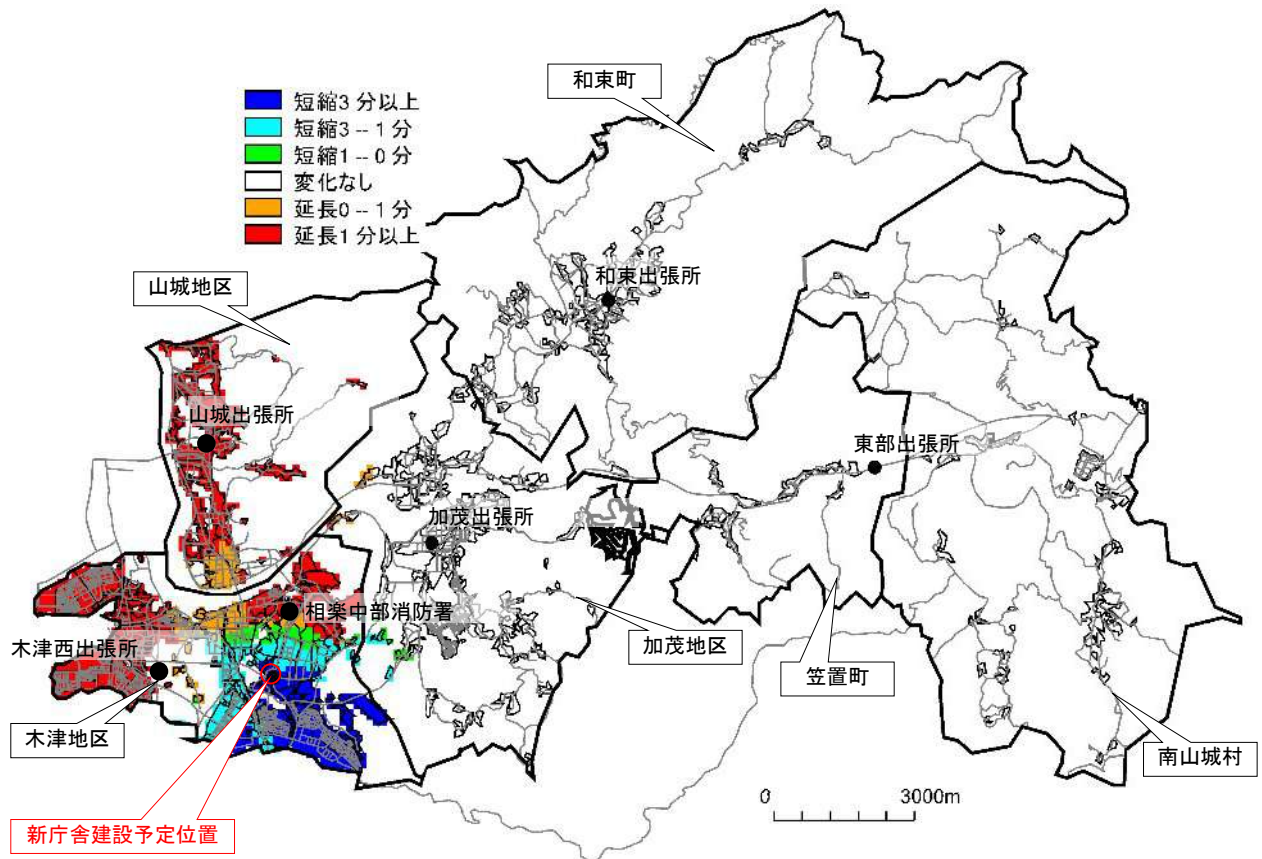


図 4.6 消防署所からの走行時間の差分(現状と比べて)
 (本庁舎を適正場所に移転し、山城・木津西を無くす場合)

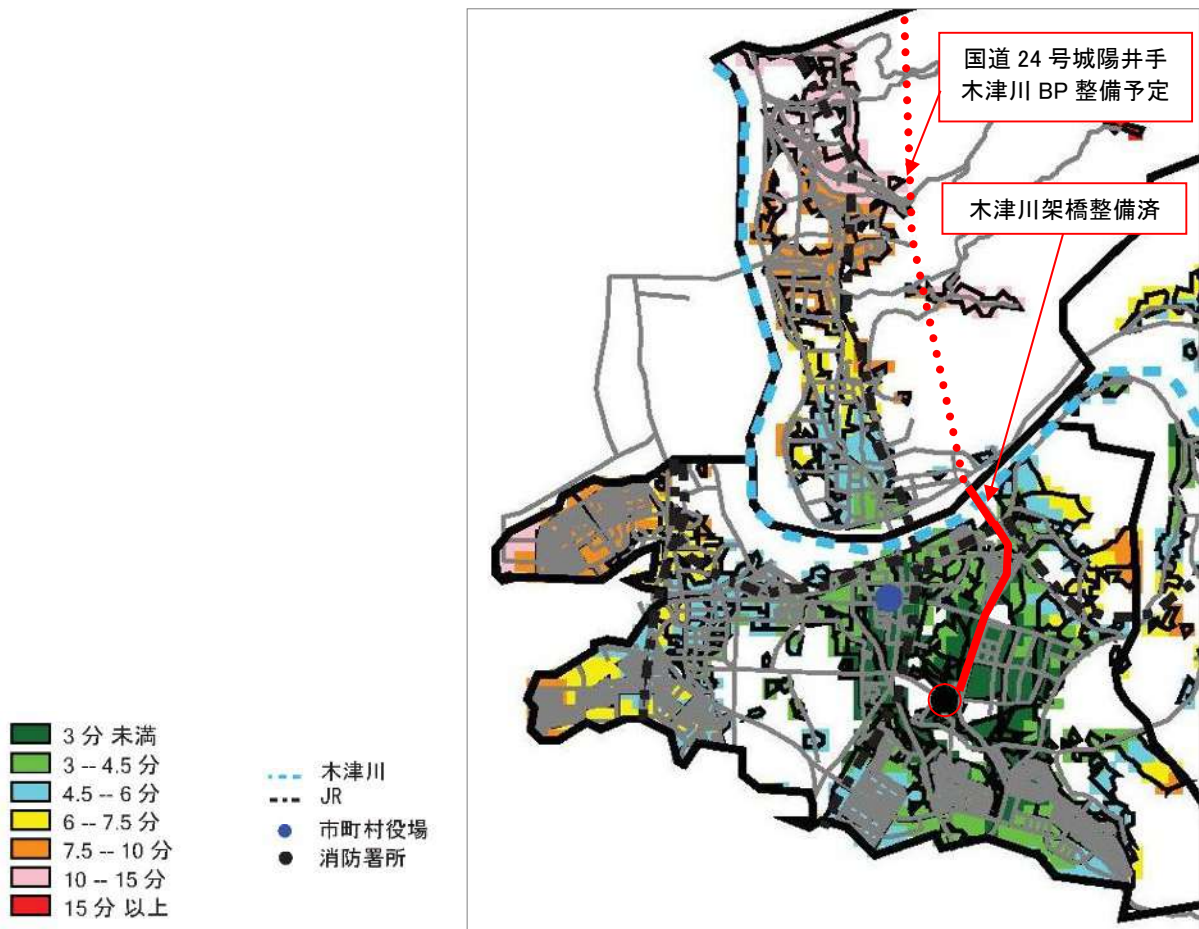


図 4.7 消防署所からの走行時間

出典：「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書（平成28年度）」

5 新庁舎整備構想の検討

5.1 新庁舎建設場所の条件整理

5.1.1 建設予定地の現状整理

建設予定地は『相楽都市計画事業 木津中央特定土地区画整理事業』によって造成工事（以降、土地区画整理事業）が行われたのちに、国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所によって整備された『一般国道 163 号木津東バイパス』の残土を用いて造成工事（以降、バイパス整備時の造成工事）を実施した敷地です。ここでは、土地区画整理事業及びバイパス整備時の造成工事における工事資料から既存構造物・埋設物およびインフラの情報を整理します。

1) 建設予定地における既存構造物について

建設予定地には、土地区画整理事業において敷地内排水用の排水設備（仮設沈砂池・側溝・柵・埋設管）・フェンス・柵・門扉が整備されています。（資料編『土地区画整備事業 構造図（抜粋）』参照）

バイパス整備時の造成工事では、それら排水設備の一部を撤去・残置した上で新たに排水設備（仮設沈砂池・側溝・柵・埋設管）を整備しています。なお、本工事で整備された仮設の沈砂池については、降雨時に濁水が流入することを防ぐために整備されたものであることから、流量の調整は土地区画整理事業において整備している仮設沈砂池にて行っています。（資料編『バイパス整備時の造成工事 図面（抜粋）』参照）

新庁舎の配置検討においては、これらの構造物に留意して配置検討を行うとともに、必要に応じて撤去を行う必要があります。

2) 建設予定地における既存埋設物について

建設予定地には、既存埋設物としてフトン籠堰堤・集水暗渠、礫暗渠が埋設されています。土地区画整理事業でこれらの埋設物を存置しています。新庁舎の配置検討においてはこれらの埋設物に留意して配置検討を行う必要があります。（資料編『土地区画整備事業 地下埋設物図面（抜粋）』参照）

3) 建設予定地におけるインフラについて

建設予定地におけるインフラの整備状況を整理します。（次頁『土地区画整備事業 インフラ図面（抜粋）』『下水道台帳』参照）

○給水

- ・敷地内には、東西方向に給水管 耐震型ダクタイル鉄管（NS型）350φ・500φが敷設されています。
- ・東側前面道路には、給水管耐震型ダクタイル鉄管（GX型）100φが敷設されています。

○雨水排水

- ・東側前面道路には、雨水配管 VU400φ・450φが敷設されています。
- ・現況の敷地内雨水排水は、敷地内の雨水を仮設沈砂池にて貯留を行い、敷地西側の水路に放流しています。

○汚水排水

- ・東側前面道路には、汚水配管 VU200φが敷設されています。

○ガス

- ・敷地内には、東西方向にガス管 300φが敷設されています。ガス管は木津川市からの行政財産使用許可を受けて大阪ガスが敷地内専有しています。当該配管は輸送管であるため、引き込みを行う場合はガバナ等の設備の設置が必要となります。
- ・東側前面道路の敷地付近には、低圧管が敷設されています。当該配管から引き込む場合は、設計時に使用容量を算定し延長分の工事負担金を調整する必要があります。

○電気

- ・敷地の東と西には、別々の配電所から配電されているケーブルが配線されているため、予備源方式の採用を行うことができます。
- ・予備線方式を採用する場合は、予備源方式より設備更新のための制約が大きいため、早期に協議を行う必要があります。
- ・西側から引き込む場合には、消防署近傍まで引き込み用の電柱を設置することで電気を引き込むことができます。
- ・東側から引き込む場合には、引き込み柱を設置することで電気を引き込むことができます。ただし、周辺の宅地開発の影響から容量が不足している可能性があり、設備の切り替えが必要となる可能性があるため、容量が決まった時点で協議を行う必要があります。

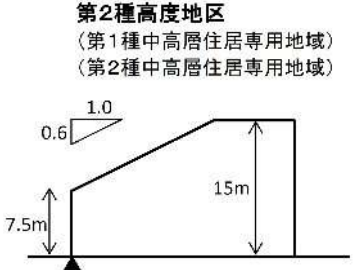
○通信

- ・東側前面道路の敷地付近に通信線が配線されているため、引き込みを行うことができます。
- ・バックアップ機能確保のために 2 ルートから引き込みを行う場合は、別途整備費用が必要となるため、協議を行う必要があります。

5.1.2 建設予定地における法的条件の整理

建設予定地における法的条件は下記のとおりです。

表 5.1 法的条件の整理

項目	内容
所在地	京都府木津川市城山台九丁目1番の一部
敷地面積	45,970.53 m ² の一部
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域
防火指定	指定なし
前面道路	北側：- 西側：- 南側：- 東側：幅員6m（一部9m）
用途	消防署 ※第二種中高層住居専用地域では、規模の制限はないが4階以下とする必要あり。
指定建ぺい率	60%（許容建築面積27,582.318 m ² ）
指定容積率	200%（許容延べ面積91,941.06 m ² ）
高さ制限	道路斜線：適用距離20m、勾配1.25 隣地斜線：立上り20m勾配1.25 北側斜線：-（高度地区のため適用なし）
高度地区	<p>第2種高度地区 北側斜線制限は適用されないが、北側隣地境界にて以下のように建築可能高さが制限される。 高さ制限：15m （建築可能範囲は右図のとおり。） ※詳細は5.1.4参照</p>  <p>出典：「木津川市 HP より」</p>
日影制限	<p>第二種中高層住居専用地域 対象建築物高さ：10m超 測定面の高さ：平均地盤面から4m 5m < 敷地境界線からの水平距離 ≤ 10m 4時間 敷地境界線からの水平距離 > 10m 2.5時間</p>
その他	<p>地区計画区域（公益施設ゾーン） 土地区画整理促進区域（木津中央特定土地区画整理事業区域） 砂防指定地、文化学術研究地区</p>

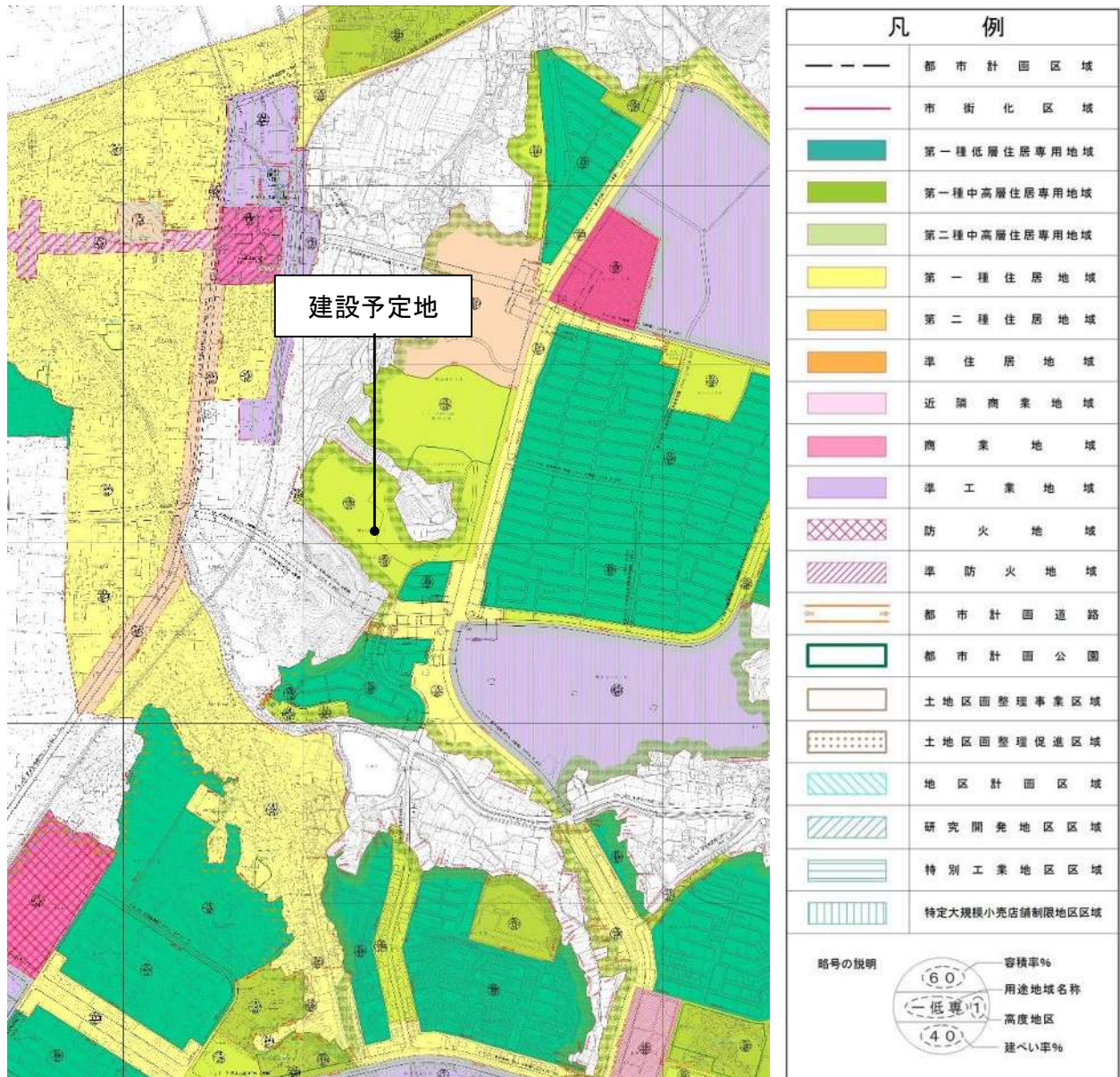


図 5.1 建設予定地周辺の都市計画図について

出典：「木津川市 HP より」

5.1.3 主な準拠法令の整理

本構想に関連する主な準拠法令は以下のとおりです。

<適用法令等>

- 建築基準法・建築基準法施行令・施行規則
- 京都府建築基準法施行条例（京都府）
- 都市計画法・都市計画法施行令
（地区計画、高度地区に該当）
- 都市計画法開発許可申請の実務（京都府建設交通部建築指導課）
- 木津川市開発指導要綱
- 木津川市開発行為に関する施行基準
- 消防法・消防法施行令
- 相楽中部消防組合火災予防条例
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 高齢者、障害者の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 京都府福祉のまちづくり条例（京都府）
- 京都府地球温暖化対策条例
- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例
- 建設リサイクル法
- 景観法
- 京都府景観条例
- 道路法
- 駐車場法
- 航空法
- 水道法
- 下水道法
- 河川法
- 土壤汚染対策法
- 砂防法
- 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例（京都府）
- 砂防指定地管理規則
- 災害からの安全な京都づくり条例（京都府）
- 重要調整池に関する技術的基準（京都府）
- 宅地造成等規制法・宅地造成等規制法施行令
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 危険物の規制に関する政令・規則
- 電波法
- 文化財保護法

5.1.4 特に留意すべき準拠法令の整理

本構想に関連する特に留意すべき準拠法令は以下のとおりです。

1) 建築基準法関連

(1) 用途地域内で建築することができない用途の建築物の許可(法第 48 条関連)

第二種中高層住居専用地域において消防署を建築する場合、4 階以下に制限されます。5 階以上の建築物を計画する場合、法第 48 条のただし書きにおける特定行政庁の許可を受ける必要があります。

(2) 日影規制による高さ制限を超えて建築する場合の許可(法第 56 条の 2 関連)

南側の建設予定地に 10m 以上の建築物を計画する場合、隣地境界が近接していることから、日影規制による高さ制限に該当する恐れがあります。計画案の作成にあたって、やむを得ず制限に該当する場合は、法第 56 条の 2 のただし書きにおける建築審査会の同意及び特定行政庁の許可を受ける必要があります。

(3) 崖に近接する建築物について(京都府建築基準法施行条例第 6 条関連)

京都府建築基準法施行条例第 6 条において、崖付近の建築物の位置に関する制限を規定しています。宅地造成等規制法施行令第 1 条第 2 項に規定する崖及び崖面に該当する場合は建築物の配置範囲に制限を受けます。

建設予定地内においては、敷地南東側の一部に法面勾配 30° 以上の擁壁(高さ 3800mm 程度)が整備されていることから下図のとおり法面上部から擁壁高さの 2 倍(7600mm 程度)の範囲において建築制限を受けることになります。

また、建設予定地は高低差が激しいことから庁舎建設にあたって擁壁の整備を行う場合は本条文に留意する必要があります。

なお、土地区画整理事業によって整備された法面はすべて勾配が 30° 以下に整備されていることから、土地区画整理事業の法面形状をそのまま維持する場合はその該当範囲においては建築制限を受けないことがわかります。

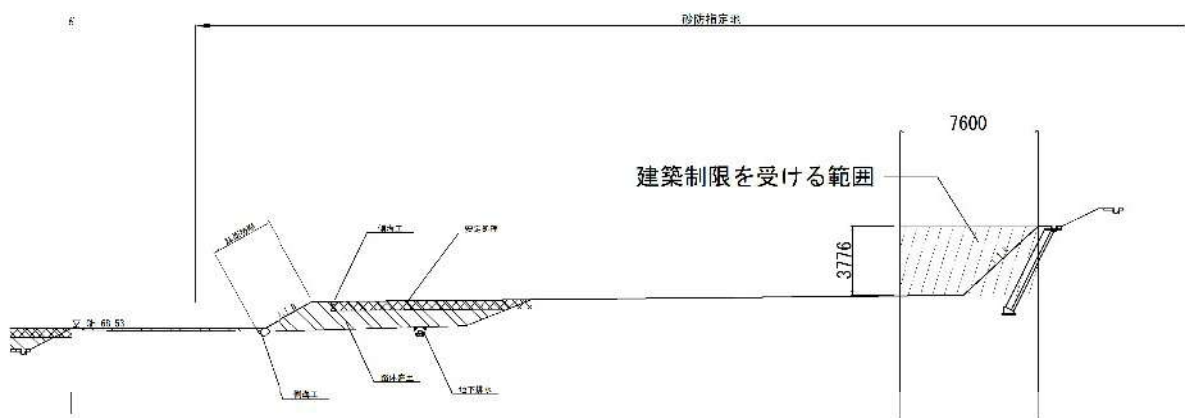


図 5.2 条例第 6 条による制限範囲について

出典：市資料「バイパス整備時の造成工事 完成図」をもとに作成

2) 都市計画法関連

(1) 相楽都市計画高度地区

木津川市では、都市計画法にもとづき下記のとおり高度地区を決定しています。建設予定地は第2種高度地区に該当することから下図の高さの最高限度に準拠する必要があります。

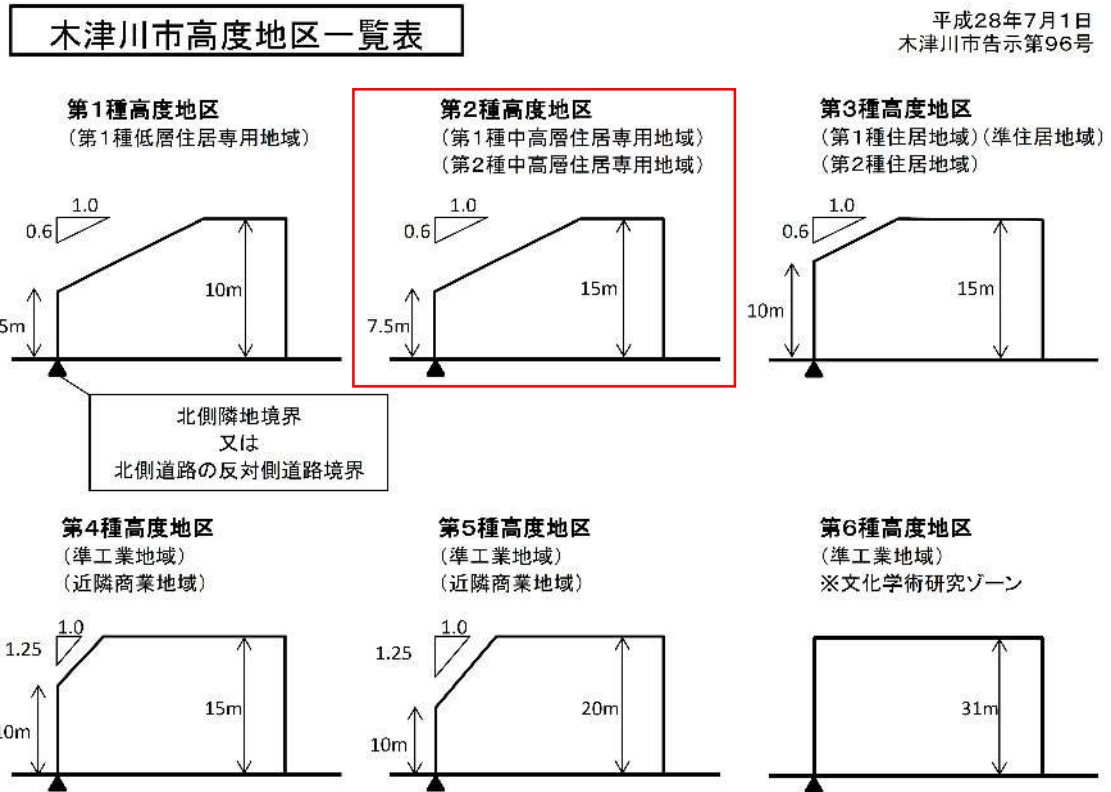


図 5.3 相楽都市計画高度地区一覧

出典：「木津川市 HP より」

平成 31 年 3 月 22 日
木津川市告示第 28 号

相楽都市計画高度地区の内容

種別	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第1種高度地区	約 714 ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。	第一種低層住居専用地域 (約714ha)
第2種高度地区	約 204ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種中高層住居専用地域 (約109ha) 第二種中高層住居専用地域 (約95ha)
第3種高度地区	約 495.8ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種住居地域 (約446ha) 第二種住居地域 (約46.8ha) 準住居地域 (約3ha)
第4種高度地区	約 91 ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	容積率200%の 近隣商業地域 (約31ha) 準工業地域 (約60ha)
第5種高度地区	約 12.7 ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該部分から、前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ20メートルをこえてはならない。	容積率300%の 近隣商業地域 (約11.8ha) 木津駅前地区計画区域内の 準工業地域 (約0.9ha)
第6種高度地区	約 195.2 ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、31メートルをこえてはならない。	準工業地域 (約195.2ha)
計	約 1,712 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

図 5.4 相楽都市計画高度地区の内容

出典：「木津川市 HP より」

<参考> 相楽都市計画高度地区の緩和規定について

相楽都市計画高度地区には下記の緩和規定が定められており、都市計画審議会の同意を得た場合は高度地区の適用除外とすることができます。

制限の緩和措置

- 1 北側の前面道路の反対側に水面（水面とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川の水面をいう。以下同じ。）、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
- 2 敷地の地盤面が北側隣地（北側に前面道路がある場合は、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面より 1 メートル以上低い場合の北側斜線（本規定書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の高さの最高限度である線。以下同じ。）は、当該敷地の地盤面と北側隣地の地盤面との高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置にあるものとみなす。
- 3 相楽都市計画加茂駅周辺地区計画の区域内で、勾配屋根（10 分の 4 から 10 分の 5 までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物については、北側斜線の高さを算定する場合を除き、第 2 種高度地区にあつては、軒の高さが 15 メートル以下のものについては建築物の高さの最高限度を 17.5 メートルとし、第 5 種高度地区にあつては高さの軒の高さが 20 メートル以下のものについては建築物の高さの最高限度を 22.5 メートルとする。

適用除外及び許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 1 一団地の住宅施設（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 11 条 1 項第 8 号の規定する一団地の住宅施設をいう。）内の建築物
- 2 市街地再開発事業（法第 12 条第 1 項第 4 号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行区域内の建築物。
- 3 住宅地区改良事業（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業をいう。）の施行区域内の建築物。
- 4 次のいずれかに該当する場合で、木津川市長が都市計画審議会の同意を得て許可した建築物。
 - ア. 敷地面積が第一種低層住居専用地域にあつては、3,000 平方メートル以上、第一種中高層住居専用地域内、第二種中高層住居専用地域内、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあつては、2,000 平方メートル以上で、かつ、敷地内空地の規模がその敷地面積にかかる建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の規定による建築面積の限度を敷地面積から減じたものに、その敷地面積の 10 分の 2 を加えたもの以上で、周囲の状況により、環境上支障がないと認められるもの。
 - イ. 第 6 種高度地区にあつて、敷地面積が、10,000 平方メートル以上の文化学術研究施設（関西文化学術研究都市建設促進法（昭和 62 年 6 月 9 日法律第 72 号）第 2 条第 4 項に規定する文化学術研究施設をいう。）であり、都市景観の形成上、建築物の高さの最高限度が 31 メートル以上とすることが好ましいと認められるもので、周囲の環境に支障がないと認められるもの。
 - ウ. その他、木津川市長が公益上やむを得ないと認め、かつ地区指定の目的に反しないと認められるもの。

図 5.5 相楽都市計画高度地区の緩和規定について

出典：「木津川市 HP より」

(2) 木津中央地区(城山台)地区計画

新庁舎建設対象区域は、「木津中央地区(城山台)地区計画」区域内にあり、「公益施設ゾーン」として、地区整備計画に基づく規制が位置づけられています。(以下参照)

■公益施設ゾーン

<土地利用の方針>

- 本地区に必要な公益施設の整備を行うとともに、心地よいランドスケープデザインとすることにより良好な景観の形成に努める。

<建築物等の整備方針>

- 周辺市街地を含め、緑豊かな地区全体の景観形成に資する敷地及び建築物等の整備を進める。

なお、東側の道路向かいの隣接地は、「一般住宅地ゾーン(A)」として、以下の方向が位置づけられており、良好な共存を目指していく必要があります。(以下参照、配慮すべき項目を抜粋整理)

また、その他の方針として、「本地区西側の既成市街地から見た里山景観に配慮し、周囲の緑地と一体となった景観の維持・保全に努める。」方向が位置づけられています。

■一般住宅地ゾーン(A)

<土地利用の方針>

- 戸建住宅を主体に、文化学研究都市に相応しい良好な住環境の形成と保全を図るとともに、ゾーン全体としても美しいまちなみを形成するよう努める。

<建築物等の整備方針>

- 建築物の敷地面積の最低限度を定めることにより、敷地の細分化を抑制する。
- 緑豊かで高い水準の景観形成のため、壁面の位置、建築物の意匠、色彩の制限により、周辺環境に十分配慮したまちなみの形成に努める。
- 隣接する沿道型住宅地ゾーン等との調和を図るとともに、地区全体の景観形成に資する緑豊かで質の高い住宅地景観の形成に努める。

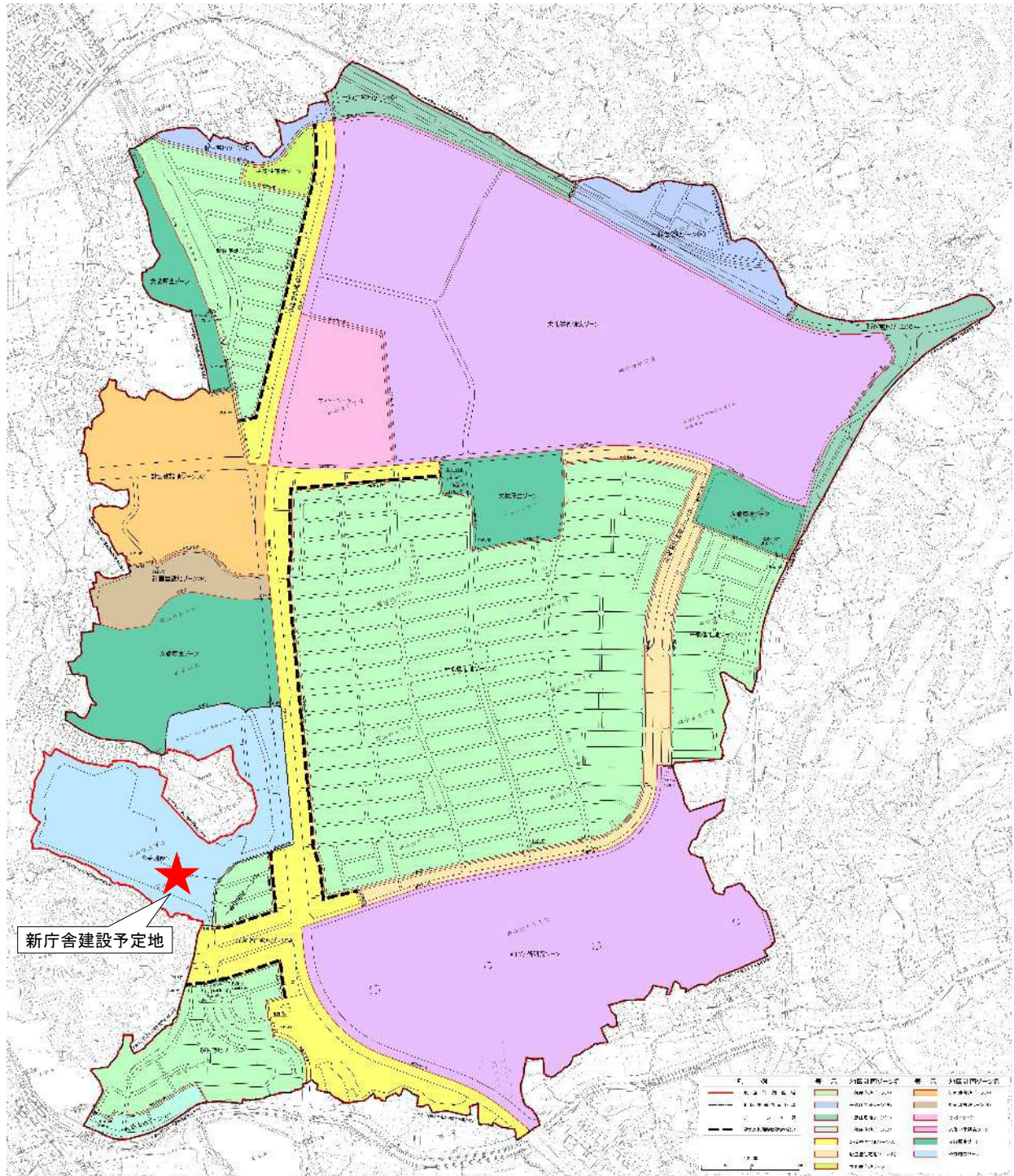


図 5.6 木津中央地区(城山台) 地区計画図

出典：市資料「木津中央地区整備計画」

(3) 開発行為の許可申請の要否について

事前協議において、本事業は都市計画法第 29 条 1 項三号に定められる公益上必要な施設に該当することから開発行為の許可不要との要否判定を受けています。そのため、開発行為の許可申請を行う必要はありません。

ただし、公共性の高い施設であることから木津川市の関係各課と協議の上、「木津川市開発指導要綱」「木津川市開発行為に関する施行基準」に準拠する方針とします。

3) 京都府地球温暖化対策条例・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例関連

(1) 緑化対象について

京都府地球温暖化対策条例第 27 条より、特定緑化地域において建築物の新築を行おうとする場合、敷地面積の規模に応じて建築物及びその敷地を緑化する必要があります。木津川市は特定緑化地域に定められており、敷地面積 1,000 m²以上の建築物を新築する場合は緑化の対象となります。

(2) その他基準について

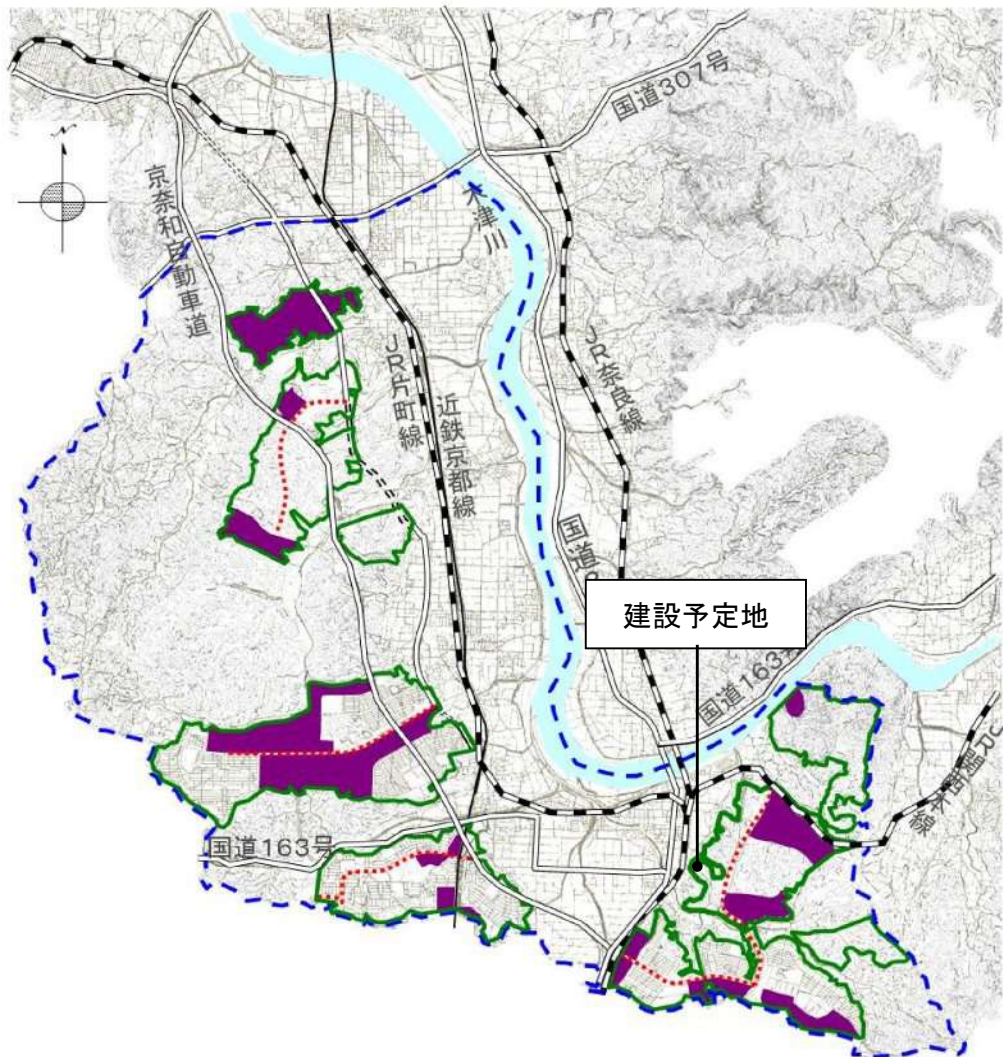
延床面積 2,000 m²以上の建築物の新築を行う場合、特定建築物に該当することから「一定量以上の府内産木材の使用」及び「再生可能エネルギー設備」の導入が義務付けられています。また、工事着手の 21 日前までに「特定建築物排出量削減計画書」及び「特定建築物再生可能エネルギー導入計画書」を提出する必要があります。



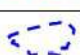

4) 景観法関連

京都府景観条例より、下図の文化学研究ゾーン及びセンターゾーンに該当する場合、整備計画書の届出が必要となります。建設予定地は対象から外れていることから、整備計画の届出は必要ありません。

届け出等対象区域

下図の文化学研究ゾーン及びセンターゾーンを対象とする。



	文化学研究ゾーン及びセンターゾーン
	シンボリックな道路
	文化学研究都市（京都府域）
	文化学研究地区

（平成28年8月改定）

図 5.7 届け出対象区域について

出典：「京都府 HP より」

5) 土壌汚染対策法関連

3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う場合、事前に調査を行い、結果を踏まえて届出を行う必要があります。今後、工事に先立って地歴調査を行うとともに山城南保健所と協議の上、必要な手続きを実施する必要があります。

6) 砂防法関連

砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例第3条より砂防指定地において下記の行為を行う場合、制限対象となり知事の許可を受ける必要があります。

- | |
|---|
| (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却 |
| (2) 削削、盛土、切土、土の採取その他の土地の形状変更 |
| (3) 土石(がれきを含む。)、木、金属、合成樹脂その他の有体物の集積又は投棄 |
| (4) 木材の伐採、草の採伐その他の植生に影響を及ぼすことにより土砂の流出を誘発し、又は助長する行為として砂防指定地管理規則(以下「規則」という。)で定める次のアからカに該当する行為 |
| ア 木竹の伐採 |
| イ 芝又は草の採取 |
| ウ 樹根又は草根の採掘 |
| エ 木竹、樹根、岩石等の滑り下ろし又は地引き |
| オ 火入れ |
| カ 畜類の放牧又はけい留 |

出典：「京都府 HP より」

建設予定地は下図のとおり広い範囲を指定砂防地に指定されており、砂防指定地管理規則第4条における砂防指定地内行為許可申請を行う必要があります。

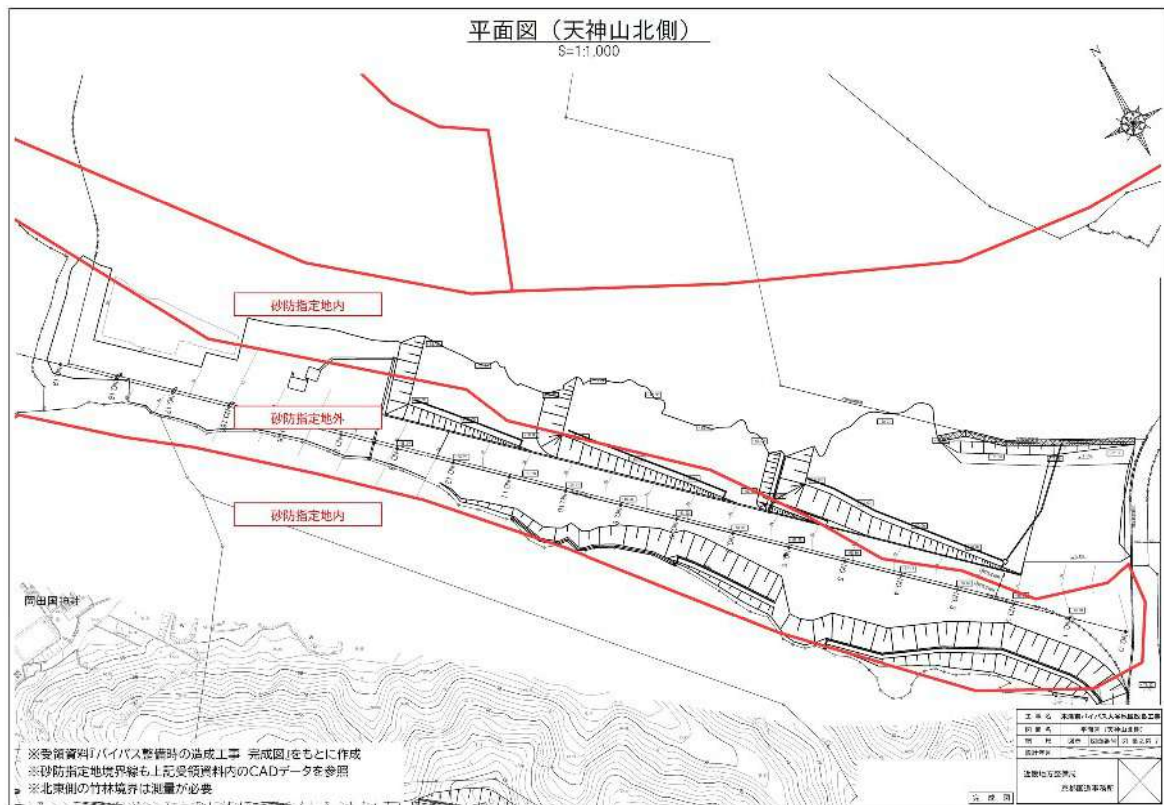


図 5.8 砂防指定地の範囲について

出典：市資料「バイパス整備時の造成工事 完成図」をもとに作成

7) 災害からの安全な京都づくり条例関連

条例第 17・18 条より、知事管理河川の流域内における規模が 1 ha 以上の開発行為において下記赤線の基準に該当する場合、重要開発調整池の設置の必要があります。

<p>(開発行為に伴う調整池の設置)</p> <p>第17条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、当該可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するよう努めなければならない。</p> <p>(重要開発調整池の設置)</p> <p>第18条 <u>知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 開発行為を行う土地の所在</p> <p>(3) 開発行為の目的</p> <p>(4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況</p> <p>(5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化</p> <p>(6) 調整池の設置に関する計画</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要開発調整池」という。）を設置しなければならない。</p>
--

出典：「京都府 HP より」

5.1.5 インフラ及び特に留意すべき準拠法令の窓口整理

インフラ及び特に留意すべき準拠法令の窓口は下記のとおりです。

表 5.2 インフラの窓口一覧

項目	依頼先	連絡・確認先
上下水道	木津川市 水道業務課・下水道課	吐師受水場窓口
ガス	大阪ガス	大阪ガス HP https://gasnavikun.osakagas.co.jp/startMente.asp
電気	関西電力 伏見配電営業所	※電話確認による
通信	NTT 西日本	※電話確認による

表 5.3 留意すべき準拠法令の協議先一覧

項目	協議先	連絡先
建築基準法関連	山城南土木事務所 建築住宅課	TEL : 0774-72-9521
都市計画法関連	山城南土木事務所 建築住宅課	TEL : 0774-72-9521
	木津川市都市計画課	TEL : 0774-75-1222
京都府地球温暖化対策条例関連	京都府 府民環境部地球温暖化対策課	TEL : 075-414-4708
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例関連	京都府 府民環境部エネルギー政策課	TEL : 075-414-4297
景観法関連	京都府政策企画部文化学術研究都市推進課	TEL : 075-414-5196
土壌汚染対策法関連	山城南保健所	TEL : 0774-72-4303
砂防法関連	山城南土木事務所 施設保全課	TEL : 0774-72-9686
災害からの安全な京都づくり条例関連	京都府 危機管理部災害対策課	TEL : 075-414-4475

5.1.6 建設予定地の利用方針

1) 前提条件の整理

前述した関連法令の整理を踏まえ、消防署に必要と考えられる『消防署本棟』『訓練棟』『ヘリポート』の各機能を建設予定地にて建築可能な範囲を整理します。建築可能範囲を設定するにあたって、下記条件を前提に検討を行うこととします。

<建築可能範囲設定にあたっての前提条件>

- ・建設予定地のうち、東側の平場2箇所を本事業の敷地として、該当箇所にて建築可能範囲の検討を行う。また、本事業における建築敷地は分筆予定の同範囲を敷地として設定し、接道は東側の道路にて計画することとする。（下図灰色塗り箇所）
- ・南側に東西に整備されている通路は西側敷地利用時の動線として確保する必要があることから本事業の敷地に含まずに敷地外通路として整備することとする。（下図点線箇所）
- ・敷地北側は竹林が繁茂し傾斜地となっている。また、砂防指定地に指定されていることから、指定地内での行為が制限されている。斜面崩壊による建設予定地への影響を防止するために斜面の保護を検討する。（斜面の保護によって京都府建築基準法施行条例第6条における建築制限の適用外とすることが可能。）
- ・敷地外通路南側は建設予定地外であるが、本施設整備にあたって駐車場用地として木津川市所有地を利用できることから駐車場用地として検討を行う。

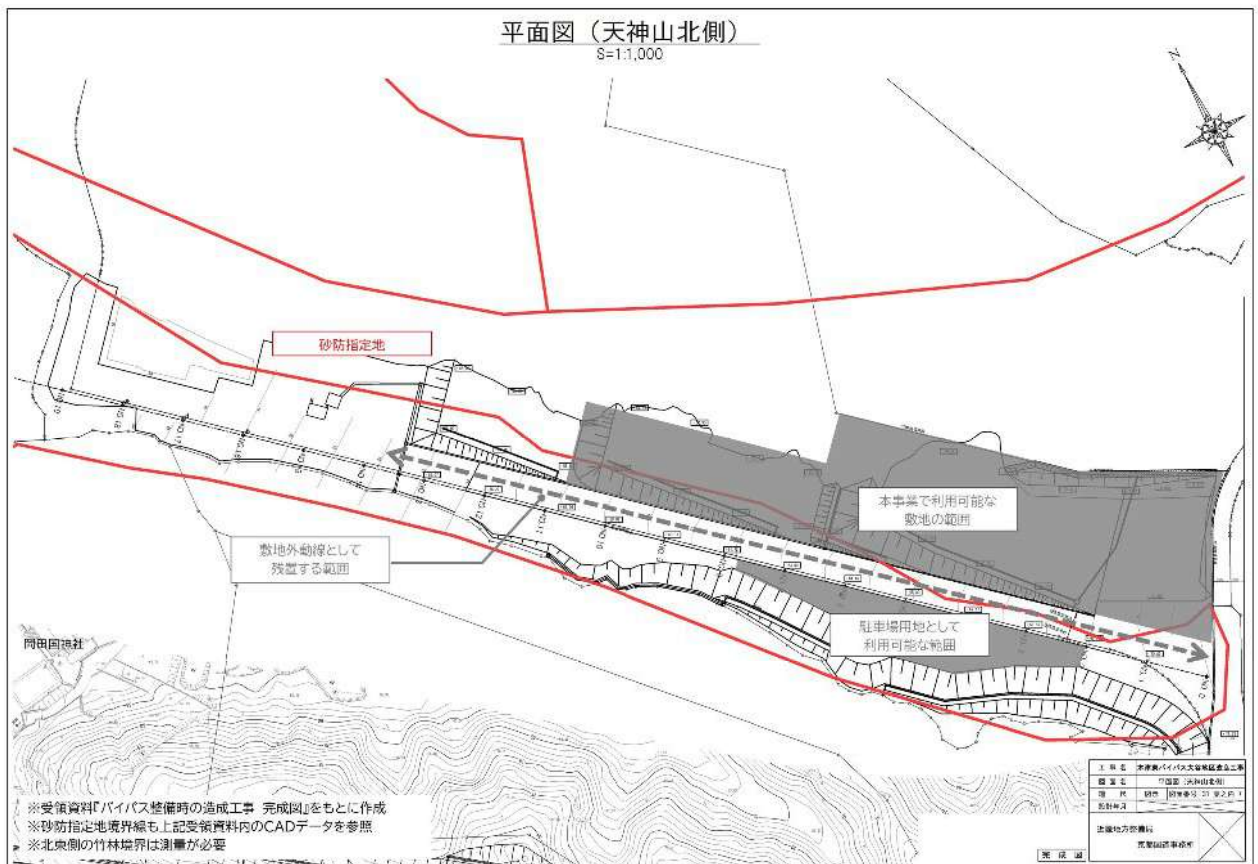


図 5.9 建築可能範囲の前提条件

出典：市資料「バイパス整備時の造成工事 完成図」をもとに作成

2) 建築可能範囲の設定

前頁の前提条件を踏まえ、下記の考えを元に消防署本棟・訓練棟・ヘリポートの建築可能範囲の検討を行います。

<建築可能範囲設定の考え方>

- もっとも建築面積が必要とされる消防署本棟は、平場の面積が最大の東側の敷地を建築可能範囲とする。
- 建築面積は小さいが訓練用の空きスペースが必要となる訓練棟は建設予定地中段の敷地を建築可能範囲とする。（ただし、建築計画によって消防署本棟近傍に計画できる場合を除く）
- ヘリポートは後述する『ヘリポート設置範囲の検討』の結果、建設予定地上部では離着陸地帯や制限範囲（ヘリコプターが安全に離着陸するために障害物があってはならない範囲）が確保できないため、建設予定地内において整備しない方針とする。
- 駐車場は訓練棟建設エリアの空きスペース及び木津川市所有の駐車場用地にて配置検討を行う。
- 高度地区については、緩和等の条件適用を前提に関係各課と協議を行うこととする。斜線制限及び用途上の階数制限については、事前協議の結果、緩和のための制約が大きいことから緩和等の条件適用を行わないこととする。なお、高度地区、斜線制限について制限範囲は次頁のとおりである。

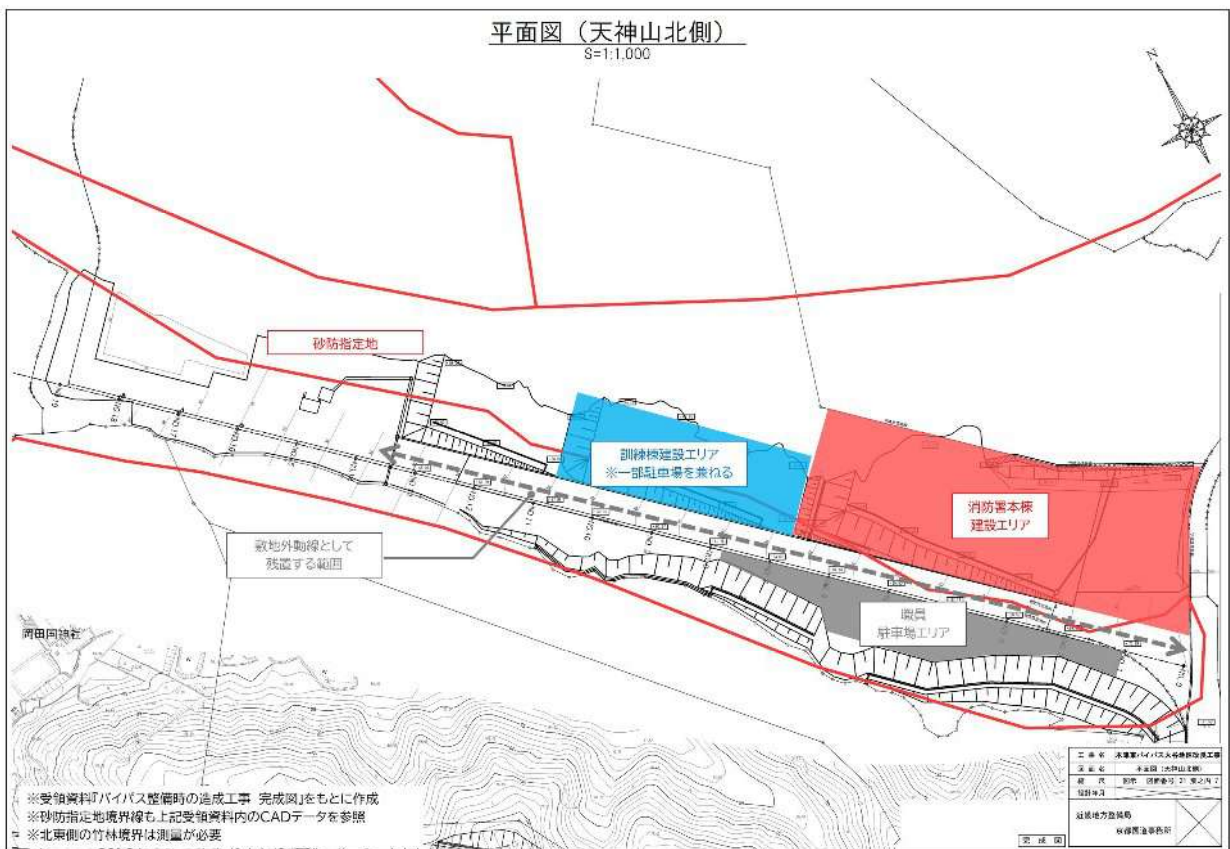
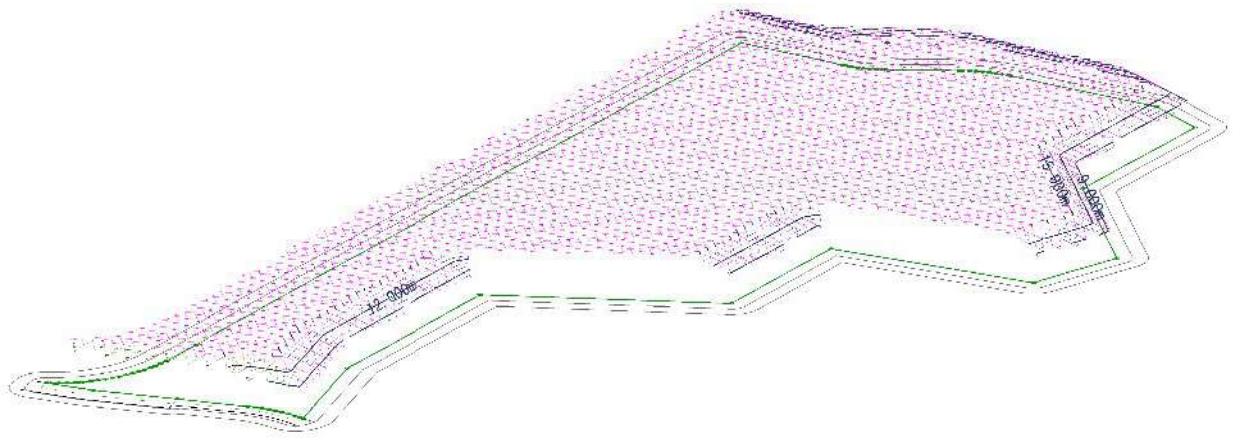


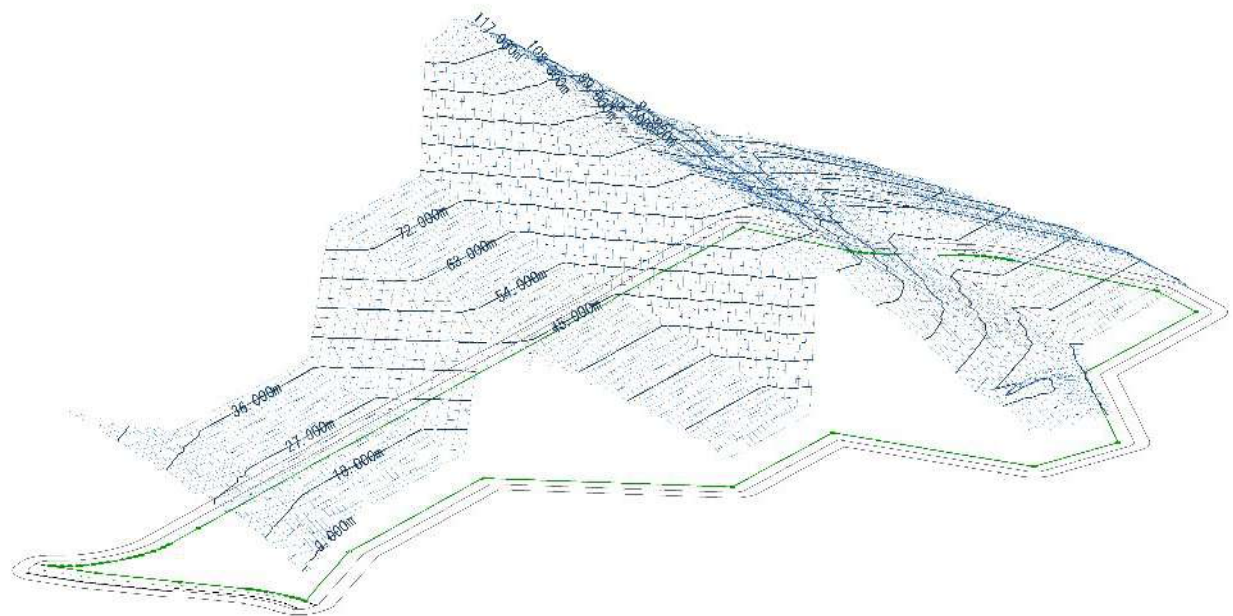
図 5.10 建築可能範囲のエリア分け

出典：市資料「バイパス整備時の造成工事 完成図」をもとに作成



※建設予定地を東から望む

図 5.11 斜線検討



※建設予定地を東から望む

図 5.12 日影検討

3) ヘリポート設置範囲の検討

ヘリポートは、必要とする用途や使用者により分類されます。そのため、設置にあたって、その用途や使用者に応じて整備していくことが重要となります。ヘリポートの種類と使用者毎の用途上の特徴を整理すると、以下の表に示すとおりとなります。

消防署に整備するヘリポートとしては赤枠のヘリポートを整備することが想定されますが、緊急離着陸場及び緊急救助用スペースは利用上の制限が大きいことから費用対効果が低いと考えられます。そのため、場外離着陸場及び防災対応離着陸場を本整備予定地にて設置可能かどうかの検討を行うこととします。なお、建物屋上にヘリポートを設置した場合、必要な規模を確保しながら高度地区・斜線制限・日影規制を満たすことができないため、地上部のみの設置検討を行うこととします。

表 5.4 ヘリポートの種類 その1

区分	公共用ヘリポート	非公共用ヘリポート	場外離着陸場
概要	常設で不特定多数のヘリコプターの離発着を行うことが可能であり、運用時間内に誰もが使用することができる。	常設で特定のヘリコプターの離発着を行うことが可能である。 ※一般のヘリコプターも設置者の許可を得ることで使用が可能となる	臨時のヘリコプター離着陸場でその都度申請が許可された場合に離発着を行うことが可能である。
使用者	不特定多数の運航者 (誰でも使用可能、拒否権なし)	設置者が認めた運航者 (拒否権あり)	申請し、許可を得た運航者 (使用許可書が有効な期間(3ヶ月)内のみ)
所管官庁	国土交通省航空局	国土交通省航空局	国土交通省航空局
設置場所	地上	地上、建物屋上	地上、建物屋上
申請から使用許可までに要する時間	1~2年程度	1~2年程度	1週間程度
設置費(※1)	—(※2)	2~3億円程度	2億円程度
利用上の制限	・用途上制限なし ・不特定使用者可 (誰でも使用可)	・用途上制限なし ・設置申請、使用許可を得た者のみ可	・用途上制限なし。 ・設置申請、使用許可を得た者のみ可。
使用許可の特徴	・事前に申請していれば誰でも使用できる。	・事前に使用が認められている利用者のみ使用可能である。	・使用の度に申請が必要である。
設置許可の特徴	・設置許可を得るまでに要する時間が長い。(設置後使用頻度考慮する必要あり) ・不特定多数が使用するため、使用頻度が高く管理に手間がかかる。	・設置許可を得るまでに要する時間が長い。(設置後使用頻度考慮する必要あり)	・使用許可を得るまでに要する時間が短い。 ・ゴルフ場やグラウンド等への設置事例が多い。

※1 設置費用は、離着陸を想定するヘリコプターの大きさ・仕様・構造によって大幅に変動する。

※2 公共用ヘリポートの設置には管制室、待合室等も必要となるため、設置費用に幅がある。

表 5.5 ヘリポートの種類と特徴 2

区分	防災対応離着陸場	緊急離着陸場	緊急救助用スペース
概要	事故・災害時に支援活動や報道取材のため緊急を要する場合や公的業務遂行の為、緊急を要する場合等に fax 又は電話により申請の上、許可を得て、離着陸ができる。	建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプターが離着陸する場所である。	災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングし、救助活動を行う場所である。
使用者	緊急時に災害支援活動や報道取材を業務とする者や公的業務を行う者	防衛省、警察省、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機で捜査又は救助を任務とする者	防衛省、警察省、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機で捜査又は救助を任務とする者
所管官庁	国土交通省航空局	消防庁	消防庁
設置場所	地上	建物屋上	建物屋上
申請から使用許可までに要する時間	半日程度 使用の度に申請が必要で使用許可を得るまでに要する時間が極めて短い (fax、電話の申請可)	—	—
設置費 (※1)	— (※2)	2 億円程度	1000 万～2000 万円程度
利用上の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援活動や公的業務に限る ・緊急時に災害支援活動や公的業務を行う者のみ利用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動等限定 ・捜査又は救助を任務とする者のみ可 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動等限定 ・捜査又は救助任務者のみ可 ・離着陸不可
使用許可の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の目的で設定される為、場外離着陸場に比べて、その空域や着陸のための制限が大幅に緩和される。 ・使用の度ごとの許可が必要である 	—	—
設置許可の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・広場や学校のグラウンド等の利用事例が多い。 	—	—

※1 設置費用は、離着陸を想定するヘリコプターの大きさ・仕様・構造によって大幅に変動する。

※2 公共用ヘリポートの設置には管制室、待合室等も必要となるため、設置費用に幅がある。

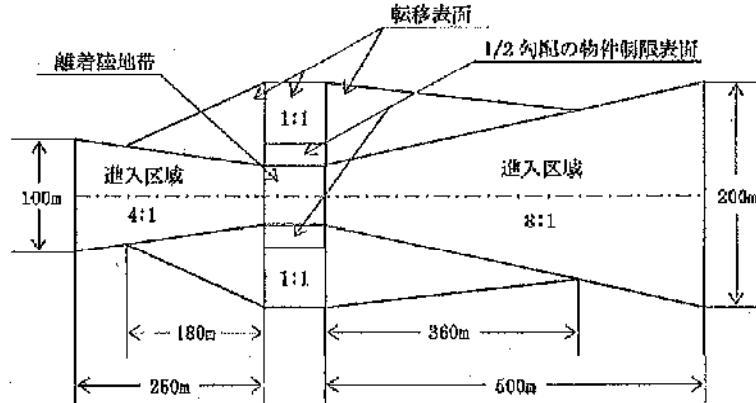
次頁に場外離着陸場及び防災対応離着陸場の離着陸地帯や制限範囲(ヘリコプターが安全に離着陸するために障害物があってはならない範囲)を整理します。

整備予定地は南北に竹林が広がる谷地になります。そのため、制限範囲における侵入表面・転移表面が確保できません。また、地上部にヘリポートを設置した場合、消防署本棟・訓練棟等の機能配置が困難なことから地上部では離着陸地帯が確保できません。

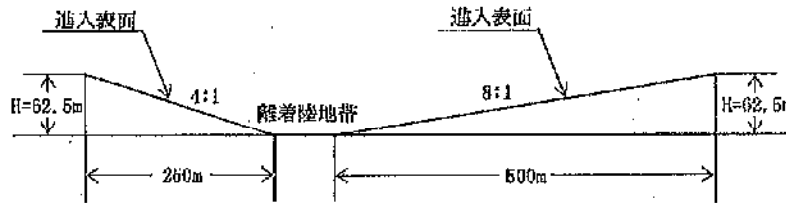
よって、ヘリポートは別敷地での設置を検討することとします。なお、場外離着陸場の一般と防災対応の違いによって利用上の制限や設置基準が大きく異なることから、方針決定に留意する必要があります。

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の階図
(一般(II)1(1)b(a)ア)

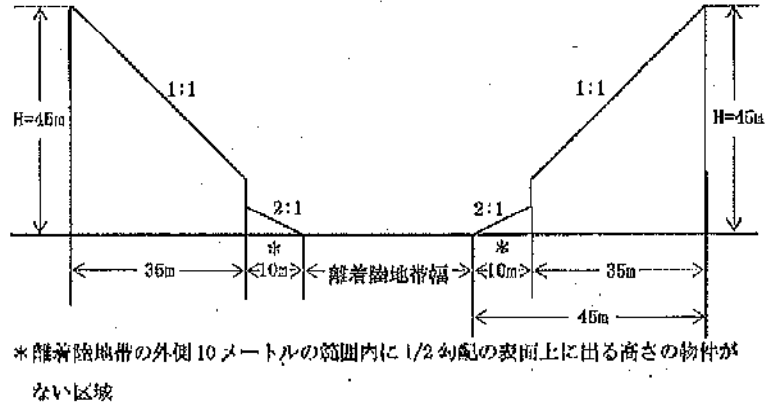
① 平面図



② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図



④ 立体図

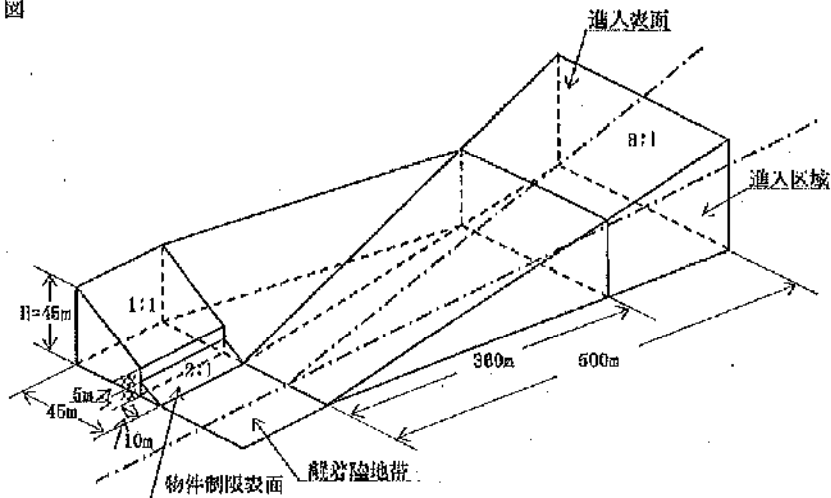
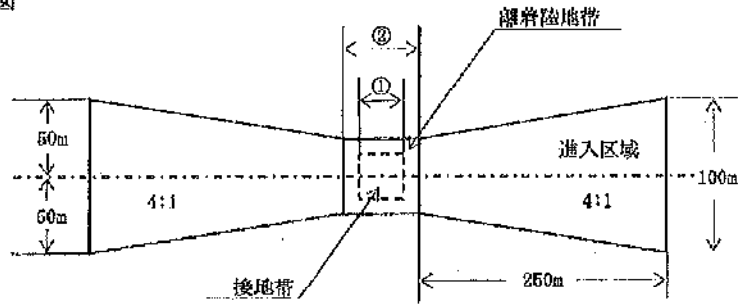


図 5.13 場外離着陸場の制限範囲

出典：「航空局 HP より」

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図
(防災対応離着陸上(II)1(I)b(a)ウ)

① 平面図



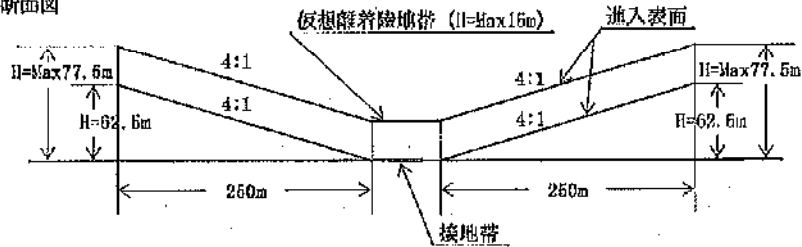
① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

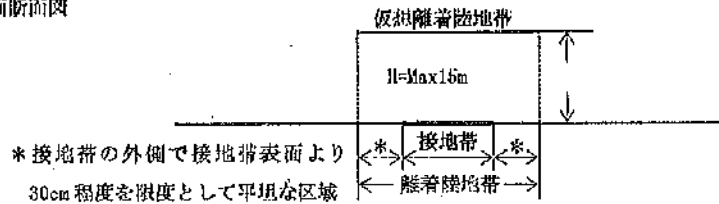
*全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

*離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図



④ 立面図

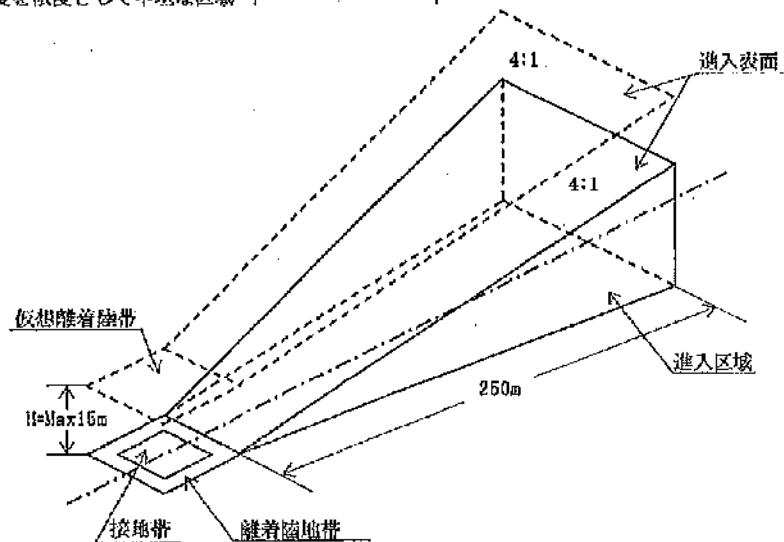


図 5.14 防災対応離着陸場の制限範囲

出典：「航空局 HP より」

4) 仮設沈砂池の取り扱いについて

建設予定地に整備されている仮設沈砂池の取り扱いについては、仮設の沈砂池をそのまま残置し、建築敷地内（約 8,000 m²程度）については『木津川市開発指導要綱』『木津川市開発行為に関する施行基準』に準拠した整備を行い、必要に応じ調整池等を整備することとします。

なお、本敷地は一部が指定砂防地に含まれていることから『砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例（京都府）』をもとに設計時に協議を行う必要があります。協議の結果、仮設沈砂池のやり替え・拡張が必要な場合は本事業において整備することとします。

5.2 新庁舎の整備方針

5.2.1 基本方針について

新庁舎の整備にあたって、下記整備方針を元により良い施設の整備に努めます。

■災害対応拠点施設の強化

- ・非常時に迅速な災害対応を行えるように耐震・防火性能及び事業継続性（BCP）の向上を目指します。
- ・機能集約や情報化への対応によって、消防本部全体の活動能力の向上を目指します。
- ・特殊な執務環境に配慮した執務空間の整備や訓練機能の拡充によって、職員が能力を最大限発揮できる施設を目指します。

■地域全体の防災力の向上

- ・地域住民、利用者の安心・安全のシンボルとなる庁舎とすることで認知度の向上を目指します。
- ・施設見学や講習会等に対応した施設とすることで住民の防災意識向上を目指します。

■利便性の向上

- ・分かりやすい動線、サイン表示を用い来庁者に優しい施設を目指します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設を目指します。

■経済性への配慮

- ・建設から運用までのイニシャルコスト、ランニングコストを意識し、長期的なコスト削減を目指します。
- ・長く使い続けることのできる施設とすることで建物の長寿命化を目指します。
- ・設備機器の更新、職員や資機材の増減といった変化にも対応可能な柔軟な施設を目指します。

■環境への配慮

- ・365日継続して使用される消防署の特性を踏まえた上で環境に配慮した施設を目指します。
- ・環境負荷低減のための建築計画・設備計画とすることで持続可能な施設を目指します。

■住民の安心・安全への配慮

- ・周辺環境に調和した景観に配慮した施設を目指します。
- ・周辺の居住環境に配慮し、施工時の騒音振動や訓練時の発生音の低減を目指します。

5.2.2 耐震性能について

1) 新庁舎に求められる耐震安全性について

消防本部新庁舎は非常時に下記の機能を求められます。

＜非常時に消防本部に求められる機能＞

- ・構成市村全域の警防活動拠点として機能
- ・構成市町村本庁舎が被害を受けた際の災害対策本部としてのバックアップ機能
- ・消防隊および救急隊の出動指令、現場活動の支援を行う消防指令センター機能

上記役割にみられるように、消防庁舎は非常時においても迅速に機能することが求められます。そのため、大地震時においても機能が維持できる構造であることが不可欠です。以上より、消防本部新庁舎の耐震安全性は国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震計画基準」における、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」とすることとします。

表 5.6 耐震安全性の目標

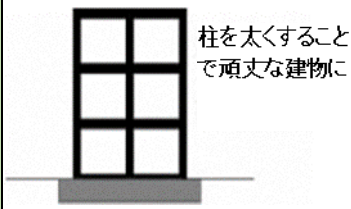
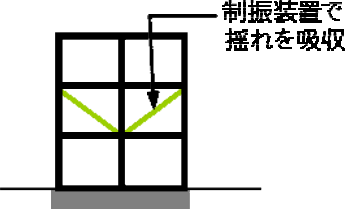
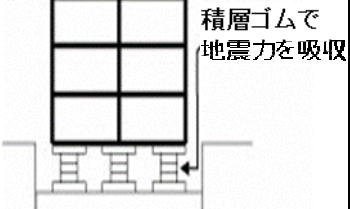
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」社団法人公共建築協会をもとに作成

2) 耐震性能について

下記に建築構造における耐震性能を整理します。耐震構造とした場合、消防指令センター等の重要諸室においては床免震を併用することで耐震性能を向上させることが考えられます。新庁舎では前述した耐震安全性を確保するために、経済性を考慮して耐震構造を選定し、重要諸室において床免震を採用することとします。

表 5.7 耐震性能の比較

項目	耐震構造	制振構造	免震構造
イメージ図			
説明	<ul style="list-style-type: none"> 地震の力に対して、構造体の力で耐える工法 非常に激しい揺れで立てられない。 上階ほど揺れは大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に組み込むエネルギーを吸収する装置により地震の力を抑制し、揺れを吸収する工法 耐震構造より揺れを軽減することができる 上階ほど揺れは大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎部分に免震ゴムやダンパーを設置することで揺れを吸収する工法 建物に伝わる揺れは小さい 建物はゆっくり大きく揺れる 上階でも揺れは大きく変わらない
耐震性能	大地震時に建物の変形や損傷などが生じた場合、繰り返し地震や余震に対して耐震性能を維持できない可能性がある。	大地震後、制震装置の点検を行い、問題がなければ、継続使用することができる。	繰り返し地震や余震に対しても耐震性能を維持できる。
建物の機能保持	建物の揺れ自体は減少せず、建物の変形・損傷や、家具・什器などの移動や転倒は低減できない。	建物の揺れを抑えることで建物の変形や、家具・什器などの移動や転倒を低減できる。	地表面の揺れが建物に直接伝わらないため、建物の変形や、家具・什器などの移動や転倒の可能性は極めて低くなる。
空間の自由度	柱が太くなり、耐震壁を設置する必要がでてくるため、空間利用に制約が生じる可能性がある。	制震装置を設置する部位は、空間利用に制約が生じる場合がある。	免震装置よりも上部の建物部分は柱を細くし、大スパン構造を形成できるため、空間の自由度が高くなる。
工期	施工は容易であり、耐震部材は構造体に組込むため工期は最も短くなる。	施工は容易であり、制振部材は構造体に組込むため工期は耐震構造と同等である。	免震層の構築と免震装置の取付けのため、約3ヶ月工期が長くなる。
イニシャルコスト	最も安くなる。	制震装置の設置により、耐震構造よりも約2%程度高くなる。	免震装置の設置により、耐震構造よりも約6%程度高くなるが、上部構造が小さくなることで上部コストは安くなる。
維持管理ランニングコスト	一般的な建物の維持管理のみ必要であり、耐震性確保のための特別な定期点検は必要ない。大地震後には構造体、内外装材、設備機器など修復コストが発生する可能性がある。	一般的な建物の維持管理に加え、大地震の際は制振部材の点検と必要に応じて交換が必要である。耐震性確保のための特別な定期点検は必要ない。大地震のエネルギーを制振部材がある程度吸収するため、耐震構造よりも修復コストは少なくなる。	一般的な建物の維持管理に加え、免震層ダンパーなどの点検・交換が必要である。定期点検は法的に必要になる。免震建物は被災時の損傷が小さいため、修復コストは軽減できるが、定期点検コストがかかる。
	一般的な建物の維持管理のみ	一般的な建物の維持管理のみ	免震装置は約50～100万円/年の定期点検が必要。

3) 構造種別について

下記に構造種別を整理します。消防本棟・車庫棟・訓練棟に求められる機能を考慮して、消防本棟・訓練棟を RC 造、車庫棟を S 造として整備します。

表 5.8 構造種別の比較

構造種別	鉄骨造 (S 造)	鉄筋コンクリート造 (RC 造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ブレースやスラブデッキ等により剛床 水平力に対するの耐震要素は柱および鉛直ブレース。 	<ul style="list-style-type: none"> スラブにより剛床 水平力に対するの抵抗要素は耐震壁及び柱。 	<ul style="list-style-type: none"> スラブにより剛床 水平力に対するの抵抗要素は耐震壁。 	
耐震性能 構造特性	<ul style="list-style-type: none"> 軽量で靱性に優れており耐震性に優れている。 靱性に優れているため振動や遮音に対して RC 造より劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> 剛性が高く低層建築物では強度に優れている。 剛性が高いため振動や遮音に非常に強い。 	<ul style="list-style-type: none"> 剛性が高く強度や靱性に優れている。 	
規模・ スパンの 適応性	<ul style="list-style-type: none"> 平屋から高層建築まで適用範囲が広い。 可能スパン L < 20m 経済スパン 6m ~ 12m 	<ul style="list-style-type: none"> 地上 6 階以下かつ高さ 20m を以下の建築物 可能スパン L < 10m 経済スパン 6m ~ 8m 	<ul style="list-style-type: none"> 地上 6 階以上かつ高さ 20m を超える建築物 可能スパン L < 15m 経済スパン 8m ~ 12m 	
公共性 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> 法定耐用年数 38 年 メンテナンスにより 50 年以上の耐用年数が期待できる。 変形や繰り返しかかる力の疲労等を考慮すると耐用年数は 25 ~ 30 年程度である。恒久的な建築物の構造体としては他の構造に比べてやや劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> 法定耐用年数 50 年 コンクリートのひび割れやクリープ変形等の影響を考慮しても 50 年以上の耐用年数が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> RC 造と同様に 50 年以上の法定耐用年数が期待できる。鉄骨を加えることによって長スパンに適しており、大空間を必要とする公共建築物に適している。 	
耐火性	<ul style="list-style-type: none"> 火災時の高温により、耐力が低下するため、建物規模に応じて耐火被覆が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	
耐水性	<ul style="list-style-type: none"> 防錆の配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	
断熱性	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材等によって対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 優れている。 	
施工性	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼所で鉄骨製作を行うため、現場の工期短縮が図れる。 仕上げ工事にて下地が必要となる。 鉄骨建て方時に大型クレーンが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートを打設し養生が必要なため、やや工期がかかる。 荷揚げ用のクレーンが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨建て方に加えてコンクリートを打設し養生が必要なため、もっとも工期がかかる。 鉄骨建て方時に大型クレーンが必要となる。 	
経済性	<ul style="list-style-type: none"> 躯体工事費自体は割安となるが、仕上げの仕様に工事費が左右される。 塗装などの定期的なメンテナンスが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> やや不経済である。重量が重くなるため、基礎の費用がかかる。 構造躯体における維持費は特にない。 	<ul style="list-style-type: none"> RC 造に比べると、鉄骨が入る分やや割高となる。 構造躯体における維持費は特にない。 	
評価	消防署 本棟 訓練棟	<p style="text-align: center;">△</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性、耐火性、耐水性、耐候性を維持するため定期的なメンテナンスが必要となる。 軽量で剛性より靱性重視のため、変形や振動及び遮音や断熱性能は劣る。 	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性、耐火性、耐水性、耐候性や施工性、経済性のいずれの面において本建築物に適していると判断される。 剛性が高く、変形や振動、遮音に対して有効である。 	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの面で RC 造と同等の適性を持つが、本建築物の規模から考慮すると、経済性が劣る。
	車庫棟	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両配置に必要なスパンを経済的に確保することが可能 変形や振動及び遮音や断熱性能が劣るが平屋建ての車庫の機能上支障ない。 	<p style="text-align: center;">△</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両配置に必要なスパンを確保する場合、経済性が劣る。 車庫の機能に求められる仕様としてはやや高機能である。 	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの面で RC 造と同等の適性を持つが、本建築物の規模から考慮すると、経済性が劣る。

※地質調査未実施のため、今後の検討において調査実施後に精査することとします。

5.3 導入機能の検討

はじめに、現庁舎の機能・規模の整理を行い、その中から新庁舎でも必要な機能について整理を行います。次に、利用方法の変化や時代の変遷から新たに必要と考えられる機能について整理を行い、新庁舎に必要な導入機能の検討を行います。

5.3.1 現庁舎の機能・規模の整理

集約対象となる、相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署、山城出張所、木津西出張所の機能・規模を下記に整理します。（廊下階段等の共用部を除く。）

現庁舎は木津町の人口が約 12,000 人、職員数約 40 名の際に計画されており、現状の地区人口約 62,000 人、職員数約 100 名に対して規模が不足しています。

表 5.9 機能・規模の整理(相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署)

施設区分	現況面積 (㎡)	計 (㎡)	人数 (人)	一人当たりの面積 (㎡/人)
事務室等				
事務室				
総務課	26	122	64	1.91
予防課・警防課・消防第1・2課	70			
印刷室兼各課事務室	26			
高機能消防指令センター				
指令センター	45	116		
指令室センター機械室	15			
災害情報事務室	24			
通信指令室	16			
仮眠室(指令センター)	16			
その他諸室				
消防長室	21	359	64	3.81
仮眠室(消防署)	81			
2階中会議室	68			
3階大会議室	176			
窓口事務室	13			
福利厚生機能等				
食堂	51	139		
厨房	11			
2階湯沸室	5			
3階湯沸室	7			
更衣室	26			
浴室	5			
脱衣	5			
1階便所	9			
2階便所	10			
3階便所	10			
車庫等				
車庫(出動準備スペースを含む)	203	241		
整備修繕庫	11			
資機材庫	16			
機械室等				
電気室	11	15		
	4			

表 5.10 機能・規模の整理(山城出張所)

施設区分	現況面積 (㎡)	計 (㎡)	人数 (人)	一人当たりの面積 (㎡/人)
事務室等				
事務室				
消防第1・2係	29	29	13	2.23
その他諸室				
待機室 (仮眠室・トレーニングスペース)	36	60		
会議室	24		13	1.85
福利厚生機能等				
休憩室	11			
食堂・厨房	14			
浴室	3	36		
脱衣	3			
便所	5			
車庫等				
車庫	70	98		
倉庫	28			

表 5.11 機能・規模の整理(木津西出張所)

施設区分	現況面積 (㎡)	計 (㎡)	人数 (人)	一人当たりの面積 (㎡/人)
事務室				
事務室				
消防第1・2係	93	93	13	7.15
その他諸室				
署長室	17			
仮眠室	81	143		
会議室	33		13	2.54
受付通信室	12			
福利厚生機能等				
食堂	33			
湯沸室	4			
更衣室	12			
浴室	5	86		
脱衣	6			
洗濯室	5			
1階便所	8			
2階便所	13			
車庫等				
車庫	192			
整備室	21			
油庫	3			
1階倉庫①	3	233		
1階倉庫②	5			
2階倉庫①	5			
2階倉庫②	5			

5.3.2 新庁舎においても維持する機能の整理

以上を踏まえ、新庁舎においても現庁舎に整備されている下記機能を維持することとします。なお、窓口事務室は昨今の利用実態に応じて整備しないこととします。

表 5.12 新庁舎においても維持する機能の一覧

区分	諸室名称
消防本部	消防長室
	総務課事務室
	予防課事務室
	警防課事務室
高機能消防指令センター	指令センター（通信指令室を含む）
	指令センター機械室
	災害情報事務室
	仮眠室
消防署	署長室
	消防第1・2課事務室
	トレーニング室
	仮眠室
	出動準備スペース
	資機材庫（救急・救助・水防）
	車庫
	整備修繕庫
	油脂庫（少量危険物取扱所）
	共用部
休憩室	
食堂・厨房	
給湯室	
更衣室	
洗濯・乾燥室	
トイレ	
書庫	
倉庫	
電気室	
エントランス・廊下等	
訓練棟	
	訓練棟B

5.3.3 新庁舎に新たに必要となる機能の整理

現庁舎に整備されている機能に加えて、新たに必要と考えられる機能について、整理を行います。

<新たに必要となる機能 その1>

- 相談室、打合せコーナー
⇒住民からの相談や来庁者との打合せのためのスペースが必要となります。打合せコーナーの他、相談・打合せ時のプライバシー確保のために個室の相談室を整備します。
- サーバー室
⇒重要なデータの管理やネットワーク関連機器の設置のために、セキュリティ確保・室温管理のために個室で整備します。
- 研修室
⇒防災力向上のため、イベント・講習会・職員の研修等を実施するための研修室を整備します。
- 機械室更新スペース
⇒指令センター機械室更新の際に必要な更新スペースを指令センター機械室と災害情報事務室に隣接して整備します。
- 火災原因調査室
⇒事故の再発防止のため、火災原因の特定を行う調査室が必要となります。調査室には調査のために必要な火災事例の保管や鑑定・実験のためのスペースを整備します。
- 救急訓練室
⇒訓練機能拡充のため、救急隊員が訓練用資機材を利用して訓練を実施できるスペースを整備します。
- 救急洗淨・消毒室
⇒救急隊の感染防止のため、救急活動から戻ってきた職員が洗淨・消毒・乾燥を行うためのスペースを整備します。
- 空気充填室、ボンベ保管庫
⇒消防活動・訓練で使用する空気ボンベ充填のため、充填室・ボンベ保管庫を整備します。
- 展示スペース
⇒地域全体の防災力向上のため、来庁者が訪れやすい場所に防災展示スペースを整備します。

<新たに必要な機能 その2>

○訓練棟・訓練スペースの機能拡充

⇒全国消防救助技術大会種目である『はしご登はん訓練』『引き上げ救助訓練』『ロープ応用登はん訓練』『ロープブリッジ救助訓練』『ロープブリッジ渡過訓練』の訓練可能施設のほか、訓練機能拡充のために『共同住宅火災対応訓練』『濃煙熱気実火災訓練』『堅穴・横穴訓練』『放水訓練』のための訓練棟を整備する。

○男女別仮眠室

⇒24時間勤務が必要となるため、事務所衛生基準規則第二十条により男女別の睡眠又は仮眠の設備を設ける必要があります。基準に準拠し男女別の仮眠室を整備します。

○男女別更衣室・シャワー・トイレ

⇒男女雇用機会均等法に準拠し、男女別の更衣室・シャワー・トイレを整備します。

○多機能トイレ・EV

⇒『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』及び『京都府福祉のまちづくり条例』に準拠し、多機能トイレ・EVを整備します。

○防災備蓄スペース

⇒非常時に職員が継続して災害対応を行えるように書庫・倉庫を利用して、食料・飲料水等の備蓄物資の保管を行います。

○自家用給油設備設置スペース

⇒非常時に緊急車両用の燃料を確保できるように自家用給油施設を整備します。

○貯水槽

⇒『非常時の飲料水確保』『近隣火災時の消火用水確保』『消火栓以外の消防水利からの取水訓練』を目的に貯水槽を整備します。

○ヘリポート

⇒ヘリコプターによる災害対応のため、ヘリポートの整備を検討します。なお、本整備予定地ではヘリポートの設置が難しいため、別敷地での整備を検討することとします。

○太陽光発電設置スペース

⇒『停電時の非常電源』『再生可能エネルギーによる環境負荷低減』を目的に太陽光発電設備を整備します。

5.4 整備規模の検討

5.4.1 前提条件の整理

1) 職員数について

集約対象となる、相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署、山城出張所、木津西出張所に配置されている職員及び統合後の新体制における配置職員数を整理します。

新庁舎整備にあたって、想定する配置職員数は新体制における職員数の合計となる 99 人とします。なお、消防署職員の勤務形態は 2 交代制のため、常時の利用人数を組合・本部職員約 50 名+消防署職員約 25 名の計 75 名、非常時の利用人数を組合・本部職員約 50 名+消防署職員約 50 名の計 100 名と想定して規模を算定します。

表 5.13 現況および新体制における配置職員数

	消防長・次長 署長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任・主事	合計
現状	5	7	9	19	33	73



	消防長・次長 署長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任・主事	合計
新体制	5	9	13	26	46	99

なお、概算規模算定における職位は下記の通り読み替えることとします。

表 5.14 概算規模算定における職位の読み替えについて

消防本部・消防署における職位				
消防長・次長 署長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任・主事

概算規模算定における職位				
所長・署長級	課長級	補佐級	係長級	一般級

2) 緊急車両の台数及び仕様について

集約対象となる、相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署、山城出張所、木津西出張所に配置されている救急車両の台数及び仕様を整理します。新庁舎整備にあたって、想定するは緊急車両の台数は下記合計の 25 台とします。

なお、新庁舎における配置先は『車庫（消防本棟）』『車庫（消防本棟 or 車庫棟）』『屋外駐車場』に分類して規模を算定します。『車庫（消防本棟 or 車庫棟）』については車庫棟を別棟とするか消防本棟に合築とするかの配置方針によって配置先が異なるものとします。

表 5.15 緊急車両の台数及び仕様一覧

	車名	種別	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	総重量 (kg)	配置先
消防本部	指揮車	普通	459	169	166	1,655	屋外駐車場
	化学車	大型	757	228	301	11,870	車庫（消防本棟）
	救助工作車	大型	769	232	311	11,430	車庫（消防本棟）
	はしご車	大型	1,052	249	358	19,890	車庫（消防本棟）
	救助指令車	中型	634	197	309	7,065	車庫（消防本棟）
	警防指揮車	普通	540	188	246	3,270	車庫（消防本棟）
	広報指令車	普通	472	169	211	3,105	屋外駐車場
	連絡車	普通	388	169	150	1,245	屋外駐車場
	業務連絡車	普通	446	174	149	1,585	屋外駐車場
	警防連絡車	軽	339	147	187	1,440	屋外駐車場
	本部査察車	軽	339	147	175	1,300	屋外駐車場
	東部指令車	普通	481	169	229	4,125	屋外駐車場
	資材搬送車	中型	481	169	229	4,125	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
中部消防署	中部指令車	普通	459	179	184	1,795	屋外駐車場
	消防1号車	中型	565	188	273	4,680	車庫（消防本棟）
	消防7号車	中型	567	189	286	4,920	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
	救急1号車	普通	564	190	246	3,285	車庫（消防本棟）
	救急7号車	普通	564	189	253	3,155	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
山城出張所	消防2号車	中型	577	192	298	6,755	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
	救急2号車	普通	565	189	253	3,265	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
	査察車	軽	339	147	185	1,380	屋外駐車場
木津西出張所	消防4号車	中型	573	192	294	6,865	車庫（消防本棟）
	救急4号車	普通	565	189	253	3,245	車庫（消防本棟）
	救急普及啓発車	中型	647	207	270	4,485	車庫（消防本棟 or 車庫棟）
	査察車	軽	339	147	187	1,360	屋外駐車場

3) 来庁者・職員用駐車場の台数について

集約対象となる、相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署、山城出張所、木津西出張所に整備されている駐車場の現況を整理し、新庁舎に必要な台数を算定します。現在の利用状況及び職員数を考慮して現況同規模の約 50 台整備することとします。

表 5.16 来庁者・職員用駐車場の現況と整備台数について

現況			整備台数
来庁者・職員用 駐車場	相楽中部消防組合消防本部 相楽中部消防署	33 台	利用状況を踏まえ、現況同規模の約 50 台整備します。
	山城出張所	4 台	
	木津西出張所	12 台	

4) 来庁者・職員用駐輪場の台数について

消防署にてバイク 4 台を所有していることから外部に 4 台分のバイク置場を整備します。また、周辺住民の自転車利用を考慮して 6 台分の自転車置場を整備します。

5.4.2 規模の算定

1) 規模算定にあたって参考となる面積の整理

(1) 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省) (以下「国交省基準」)

この基準は、庁舎及び敷地の適正な規模を確保することにより、官庁施設（国家機関の建築物及びその附帯施設）における利用者の利便の確保と執務能率の増進を図ることを目的に、企画立案において一般的な事務庁舎の事務室等の面積を算定する方法として定められた基準になります。

前述した前提条件を元に各機能の面積を算定すると下記の通りとなります。

表 5.17 国交省基準による各機能の面積算定

区分	職員数 (人)	換算率	換算 職員数 (人)	基準 面積 (㎡)	必要規模 (㎡)	
① 事務室 (応接室を含む)	基準面積小計の10%増し				626.9	
所長級(消防長)	1	10.0	10.0	3.3		33.00
所長級(次長・署長)	4	6.0	24.0	3.3		79.2
課長級	9	2.5	22.5	3.3		74.25
補佐級・係長級	39	1.8	70.2	3.3		231.66
一般級	46	1.0	46.0	3.3		151.80
小計(職員数)	99		172.7		569.91	
② 会議室	職員100人当たり40㎡×10%増				44.0	
③ 倉庫	割増前の事務室面積569.91㎡×13%				74.1	
④ 宿直室 (押入れ、踏込共)	1人当たり10㎡、1人増すごとに3.3㎡(1名を想定)				10.0	
⑤ 湯沸室	標準6.5~13㎡				13.0	
⑥ 受付及び巡視溜	標準1.65㎡×(人数×1/3)とし最小6.5㎡とする				6.5	
⑦ 医務室	職員数50人以上100人未満				35.0	
⑧ 食堂及び喫茶室	職員数50人以上100人未満				32.0	
⑨ 機械室	冷暖房の場合(一般庁舎) ①~⑧の合計面積500㎡以上				232.0	
⑩ 電気室	冷暖房の場合(高圧受電) ①~⑧の合計面積500㎡以上				61.0	
⑪ 自家発電機室	①~⑧の合計面積5,000㎡未満				29.0	
⑫ 玄関、広間、 廊下、階段室等	耐火造庁舎の場合 割増前①~⑪面積の合計1163.5㎡×35%				407.2	
⑬ 自動車置場						
車庫(消防本棟)	中型車(乗用車)1台につき18㎡			9台	162.0	
車庫(車庫棟)				11台	198.0	

※小数点第二位を四捨五入しています。

※事務室面積算定における署長級の換算率は消防長の換算率を10とし、次長・署長を6として算出します。

(2) 平成 22 年度 地方債同意等基準運用要綱(総務省) (以下「平成 22 年度総務省基準」)

この基準は、地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるための基準になります。その中に、庁舎に係る起債対象事業費の参考として、庁舎建設事業費の標準的な事業費算定の元となる標準面積についての記載があります。

前述した前提条件を元に各機能の面積を算定すると下記の通りとなります。

表 5.18 平成 22 年度総務省基準による各機能の面積算定

区分	職員数 (人)	換算率	換算職員数 (人)	基準面積 (㎡)	標準面積 (㎡)
① 事務室 (応接室を含む)					
特別職・三役	0	20.0	0	4.5	0
部長・次長級	5	9.0	45	4.5	202.5
課長級	9	5.0	45	4.5	202.5
課長補佐・係長級	39	2.0	78	4.5	351.0
一般職員	46	1.0	46	4.5	207.0
小計(職員数)	99		214		
② 会議室等 (会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室)	7.0 ㎡に常勤職員数の 100 名を乗じて得た面積				700.0
③ 倉庫	①の面積の 13%に相当する面積				125.2
④ 玄関等 (玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分)	①+②+③の合計面積の 40%に相当する面積				715.3
⑤ 車庫(消防本棟)	本庁において直接使用する自動車台数×25.0 ㎡			9 台	225.0
⑥ 車庫(車庫棟)	本庁において直接使用する自動車台数×25.0 ㎡			11 台	275.0

※小数点第二位を四捨五入しています。

※事務室は、面積算定における区分を市町村にて算定しています。

※会議室等は、消防庁舎が非常時に全職員数が参集する特性を考慮し 100 名を常勤職員数として算定しています。

(3) 平成 31 年度 地方債同意等基準運用要綱(総務省) (以下「平成 31 年度総務省基準」)

地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるための基準になります。その中に、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費算定のための基準として、以下の記載があります。

『庁舎については、原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものであるが、被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m²を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出することができる』

上記を踏まえて庁舎の規模を算定すると以下のとおりとなります。算定結果より、『A：上市庁舎現況床面積』 < 『B：事業費の上限算出のための基準』となるため、本基準による対象事業費算定のための延べ床面積の上限は約 3,494.7 m²となります。

A：上市庁舎現況床面積

相楽中部消防組合消防本部・相楽中部消防署 1,349.99 m²+山城出張所 248.88 m²
+木津西出張所 626.88 m²
=2,225.75 m²

B：事業費の上限算出のための基準

35.3 m²/人×99 人
=3,494.7 m²

2) 新庁舎に必要な規模・諸条件の整理

これまで整理した内容をもとに次ページのとおり各機能の条件整理と適正規模の算定を行います。なお、適正規模については現時点での想定面積であるため、諸条件を元に設計時に精査を行うこととします。

■新庁舎に必要な規模・諸条件の整理

区分	諸室名称	諸室の条件	算定根拠	整備規模 (㎡)
消防署 本棟	消防本部			
	消防長室	<ul style="list-style-type: none"> 消防長の執務室及び応接室として整備する。 執務机1台、応接用家具(8名用)等を整備する。 収納付き簡易洗面台を整備する。 	現況同等規模	25
	総務課事務室	<ul style="list-style-type: none"> 本部職員(45名)の執務スペース及び来庁者対応用の窓口を整備する。 各所に印刷機、裁断機、コピー機、物品収納庫等を設置する。 レイアウト変更、設備更新が容易にできるよう、OAフロアとする。 	1人あたり8㎡×45人	360
	予防課事務室			
	警防課事務室			
	高機能消防指令センター			
	指令センター	<ul style="list-style-type: none"> 地図情報を扱う事から北向き配置を基本とする。 床は防音効果を有するタイルカーペットとし、レイアウト変更、設備更新が容易にできるよう、OAフロアとする。 床荷重は500kg/㎡とする。 耐震性の確保のため免震床とする。 災害情報事務室からの施設見学の対応するため、ガラスパーティションを採用する。 	類似規模事例による	100
	指令センター機械室	<ul style="list-style-type: none"> 指令システムの機器を収納するために、指令センターに隣接して整備する。(サーバー室を含む) 床はレイアウト変更、設備更新が容易にできるよう、OAフロアとする。 床荷重は500kg/㎡以上とする。 耐震性の確保のため免震床とする。 	類似規模事例による	50
	災害情報事務室	<ul style="list-style-type: none"> 指令システムの更新に必要な予備室として設置する。 常時は会議室として使用し、災害発生時は災害情報事務室として使用する。 その他仕様は指令センターに同じ 耐震性の確保のため免震床とする。 	指令センター同規模	150
	仮眠室(男・女)	<ul style="list-style-type: none"> 指令センターの近くに男性用仮眠室4室、女性用仮眠室2室を整備する。 	1室あたり6㎡×6室	36
	消防署			
	署長室	<ul style="list-style-type: none"> 署長の執務室及び応接室として署事務スペースの近くに整備する。 執務机1台、応接用家具(6名用)等を整備する。 間仕切りはレイアウト変更が容易にできるように防音性の高いパーティションを採用する。 収納付き簡易洗面台を整備する。 	現況同等規模	20
	消防第1課事務室	<ul style="list-style-type: none"> 署職員(15名)の執務スペース及び来庁者対応用の窓口を整備する。 各所に印刷機、裁断機、コピー機、物品収納庫等を設置する。 レイアウト変更、設備更新が容易にできるよう、OAフロアとする。 出勤しやすいレイアウトとするため、動線に配慮した配置とする。 	1人あたり8㎡×15人	120
	消防第2課事務室			
	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> トレーニング器具の衝撃を考慮してクッション性の高い床材を採用する。 	類似規模事例による	50
	火災原因調査室	<ul style="list-style-type: none"> 4名用の打ち合わせスペース、作業スペースと資料保管スペースを整備する。 	打ち合わせスペース、作業スペース(10㎡) 資料保管スペース(10㎡)を想定	20
	出勤準備スペース	<ul style="list-style-type: none"> 2交代制の回転式防火衣収納ロッカー(W700×D700想定)を40台設置する。 迅速に出勤できるよう建具はパニックハンドルとし車庫に隣接して整備する。 着装時における隊員相互の接触を避けるため、十分な着装スペースを確保する。 指令所の出力装置、指令情報を表示できる大型モニターを整備する。 無線機等の充電が必要な機器を設置できるスペースを設ける。 	類似規模事例による	90
	救急訓練室 資機材庫(救急)	<ul style="list-style-type: none"> 救急訓練が実施できるスペース及び設備を配置する。 訓練用資器材、救急資器材の収納スペースを設ける。 プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の充実を図り、救急隊員の教育の場として十分なものとする。 車庫からも事務所側からも出入出来るよう複数の出入口を設ける。 洗浄した資器材を滅菌するための前作業を行うための作業台を設ける。 衛生面に配慮した構造とする。 	類似規模事例中間値による	30
	救急洗浄・消毒室	<ul style="list-style-type: none"> 救急車の駐車位置に隣接させ、車庫から直接出入りできるものとする。 入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できるよう作業性に配慮した仕様とする。 用途に応じた複数の流し台(手洗い用、血液や汚物で汚れた資器材の洗浄用、消毒用)を設置する。 血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を設置する。 洗浄後の資器材の乾燥スペースを設ける。 ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置する。 無人時は紫外線殺菌灯に自動で切り替え可能とする。 除染用にユニットシャワー1基を設置する。 床は水洗可能とし排水溝を設ける。 汚物用の排水系統とする。 医療廃棄物の保管庫を設ける。 	類似規模事例による	20
	仮眠室(男・女)	<ul style="list-style-type: none"> 個室とし、男子用24室、女子用4室の合計28室整備する。 出勤動線に配慮し、安全かつ短時間で車庫に到達できるものとする。 歩行時の騒音に配慮した床材を選定する。 通風、湿気対策に配慮する。 外部からの要因による防音・遮光に配慮した仕上げを採用する。 ベッドと布団収納ロッカーを整備する。 各指令音ごとに音量調整できるスイッチを整備する。 	ベット数は類似規模事例による 1室あたり6㎡×28室	168
	資機材庫(消防)	<ul style="list-style-type: none"> 出勤時に車両積載できるよう、車庫に近接して整備する。 搬出入の際、車両が近づける位置に設ける。 物品保管用に強固な構造の棚を設ける。 		30
	資機材庫(救助)	<ul style="list-style-type: none"> 出勤時に車両積載できるよう、車庫に近接して整備する。 		30
	資機材庫(水防)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練棟B下部の倉庫に整備する。 搬出入の際、車両が近づける位置に設ける。 		20
	空気充填室・ボンベ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> 空気充填室を区画して整備する。 	類似規模事例による	15
	車庫	<ul style="list-style-type: none"> 車両と壁面間には、出勤動線を確保する。(車両間2m、車両後部3m) 地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり損傷することのないよう十分な間隔を確保する。 車両の位置を明確にするため床面に区画線を引く。 排気ガスを容易にかつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 車庫扉は常時閉鎖でも採光可能で、外部から車両を視認できるものとする。 シャッターは、車両等感知センサーによる誤作動防止及び故障時停電時に容易に開放できる機能、作動時に警告音が鳴る機能を付加し、遠隔操作ができるものとする。 緊急地震速報を受信した際に、自動的にシャッターが開く仕様とする。 床は滑りにくく、容易に剥離しない仕上げで、適宜水勾配を設ける。 車庫前面には、出勤動線、車両転回、点検、洗車スペースを設ける。 緊急車両の動線と、来庁者の車両動線が重ならないように配置する。 車両メンテナンス用のビットを設ける。 殊車両の大型化、車両の増車にも対応できるよう余裕を持ったスペースを確保する。 	レイアウトによる	500
整備修繕庫	<ul style="list-style-type: none"> タイヤラックを設置する。 	現況同等規模	20	
油脂庫(少量危険物取扱所)		現況同等規模	5	

共用部				
相談室	・相談時のプライバシー確保のために4名用の個室を3室整備する。 ・間仕切り壁は遮音性能を有する構造とする。 ・来庁者対応を考慮し、窓口付近に整備する。	1室あたり10㎡×3室	30	
打ち合わせコーナー	・来庁者との打合せスペースを2箇所窓口付近に整備する。 ・プライバシー確保のため、ローパーテーションによる仕切りを設ける。 ・仕切りは遮音性能を有する仕様とする。	1スペースあたり10㎡×2スペース	20	
研修室	・研修時に300人収容可能な会議室を整備する。 ・3室に分けて利用できるように移動間仕切りを設ける。 ・会議用椅子、机等の備品を収納できる倉庫を配置する。 ・構成市町村の災害対策本部のバックアップ機能として使用できるように一部をOAフロアとして整備する。	300人収容可能な会議室規模330㎡ 会議室用倉庫30㎡	360	
展示スペース		展示スペースとして50㎡を想定	50	
会議室	・2階に約15人が使用できる会議室を2箇所整備する。	1室あたり30㎡×2室	60	
休憩室(男・女)	・非常時には職員が約15人が仮眠を取れる和室として整備する。	男子約10名(20㎡)、女子約5名(10㎡)を想定	30	
食堂・厨房	・約60名が利用可能な食堂、厨房を整備する。 ・システムキッチンを整備し、冷蔵庫・電子レンジ設置スペースを確保する。 ・非常時には約20名が仮眠できるスペースとして利用する。 ・ごみ集積所との位置関係に配慮する。	類似規模事例による	120	
給湯室	・ユニットキッチンを整備し、冷蔵庫設置スペースを確保する。 ・2、3階の各階に1箇所整備する。 ・3階は研修室、消防長室に近接して設置する。	給湯室5㎡×2室を想定	10	
更衣室(男・女)	・男性用更衣室として約90人の使用を想定する。 ・女性用更衣室として約10人の使用を想定する。 ・ロッカー、下足入れを設置する。 ・各更衣室に洗面台を整備する。	類似規模事例による	40	
洗濯・乾燥室	・消防活動等により、汚れた防火衣等をすぐに洗濯できるように車庫に隣接して整備する。 ・大型の洗濯機、乾燥機を整備する。	類似規模事例による	15	
浴室・脱衣室・洗面所	・消防活動後汚れを庁舎内に持ち込まないように、車庫に近接してすぐにシャワーが浴びれる位置に整備する。 ・同時利用を約5名とし、ユニットバス2基、ユニットシャワー4基と脱衣室、洗面台を設ける。 ・洗面所は人感センサー付照明とする。	男子ユニットバス1基、ユニットシャワー3基(20㎡) 女子ユニットバス1基、ユニットシャワー1基(10㎡)を想定	30	
トイレ(男・女)	・1、2、3階の各階に男女別のトイレを整備する。 ・人感センサー付きの照明器具を採用する。	男子洗面器2小便器2大便器2(20㎡) 女子洗面器2大便器2(10㎡)	120	
多機能トイレ	・『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』及び『京都府福祉のまちづくり条例』に準拠する。	多機能トイレ1箇所7㎡程度を想定	7	
書庫	・保存文書等の保管のため整備する。 ・スペース有効利用のため、可動式書架を整備する。	移動書架(複式)W3000×D700を7列 移動書架(単式)W3000×D400を2列を想定	35	
倉庫	・総務課、予防課、警防課用、防災備蓄用の倉庫を整備する。	10㎡×4室	40	
リネン庫	・仮眠室ベッドのシーツ、布団カバー等の保管及び回収したシーツ置き場として整備する。		10	
機械室・消火ポンプ室		国交省基準による	200	
電気室	・非常用発電機を設置する。 ・発電設備の燃料は72時間分貯蔵し、燃料補給を行うことにより168時間以上の継続運転可能な設備を整備する。 ・幹線ルートは二重化を検討する。	国交省基準による	100	
エントランス・廊下等		上記所室の30%	1285	
			消防本棟 延べ面積	4421
車庫棟	・消防本棟車庫に同じ	レイアウトによる	250	
訓練棟	訓練棟A	・地上4階建(20m)で屋上階を設ける。 ・1階は工場・倉庫等の大空間の火災訓練を実施できる場所とし、1階開口部には水圧シャッターを設ける。 ・2階部に火災消火訓練室を設ける。 ・3階には、強固な支点となる支持物を設置する。 ・3階及び4階にマンホール等での事故を想定した進入訓練を実施できる施設を設ける。 ・転落時の安全対策のため、安全ネット及び安全ネットワイヤーを設置する。設定は手動とする。 ・外部から出入り可能な階段を設ける。なお、出入り口は施錠可能とし、関係者以外の出入りを制限出来るようにする。 ・消防ホース20本以上を乾燥できるホースリフターを設置する。 ・ホース洗浄用水槽を設置する。 ・高所進入、火災救助等の訓練を実施できる施設とする。	80㎡×4階建て	320
	訓練棟B	・地上2階建て(8m)屋上階を設ける。 ・1階部に濃煙熱気室を設ける。 ・1階部は検索訓練ができるよう、可動パーテーションにより迷路の設定が可能な施設とする。 ・2階部は共同住宅の火災訓練を実施できる場所とし、各階の共用廊下に面して3部屋設ける。 ・2階部にベランダを設け、各室のベランダ間は仕切板を設け避難はしごを設置する。 ・ベランダは各階種類を変え、上部に確保用の鋼管を設ける。 ・2方向避難できる屋内階段を設置する。 ・訓練塔内部の仕上げは黒色とし、各窓にはシャッターを設ける。 ・連結送水管を設置し、各階の共用廊下に放水口を設ける。 ・スプリンクラー、制御弁、屋外消火栓、屋内消火栓(1号・2号・易操作性1号)にポンプ車から送水できる配管を設ける。 ・外部から、各階及び各室に濃煙検索訓練等のため、消防訓練用煙発生器から模擬煙を送気出来るよう配管を設置する。	140㎡×2階建て	280
その他	訓練スペース	・訓練棟A及びBの離隔21m(ロープブリッジ渡過訓練必要距離)内外を訓練スペースとして確保する。	レイアウトによる	-
	貯水槽	・建築物ピット内に設ける。 ※容量は設計時に要検討		-
	自家用給油設備設置スペース	・『危険物の規制に関する政令』『危険物の規制に関する規則』等の法令に準拠したしよ	法令及びレイアウトによる	85
	太陽光発電設置スペース	・消防署本棟屋上に設ける。 ※容量は設計時に要検討		-
	ヘリポート	※別敷地にて整備を検討		-
ごみ集積所	・屋外にプレハブ倉庫にて設置する。 ※確認申請時の取扱いに留意する。	レイアウトによる	-	

5.5 施設配置の検討

5.5.1 用地確保の方針

整備予定地の北側は傾斜地となっていることから、斜面崩壊による建設予定地への影響が懸念されます。それらの影響を防止するために、擁壁や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う必要があります。また、擁壁や急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うことで、建築可能範囲を拡張することが可能となるため、敷地の有効利用が可能となります。

以上を踏まえ、用地確保の方針を以下に整理します。

○用地確保の方針

- ・北側斜面の崩壊防止を目的に重力式擁壁、急傾斜地崩壊防止工等により斜面の保護を行う。
- ・東西敷地外通路の一部を南方向に移設し、敷地の盛土範囲を拡幅することで平場を確保する。
- ・敷地上段と中段の往来ができるように、敷地内に外構階段を整備する。

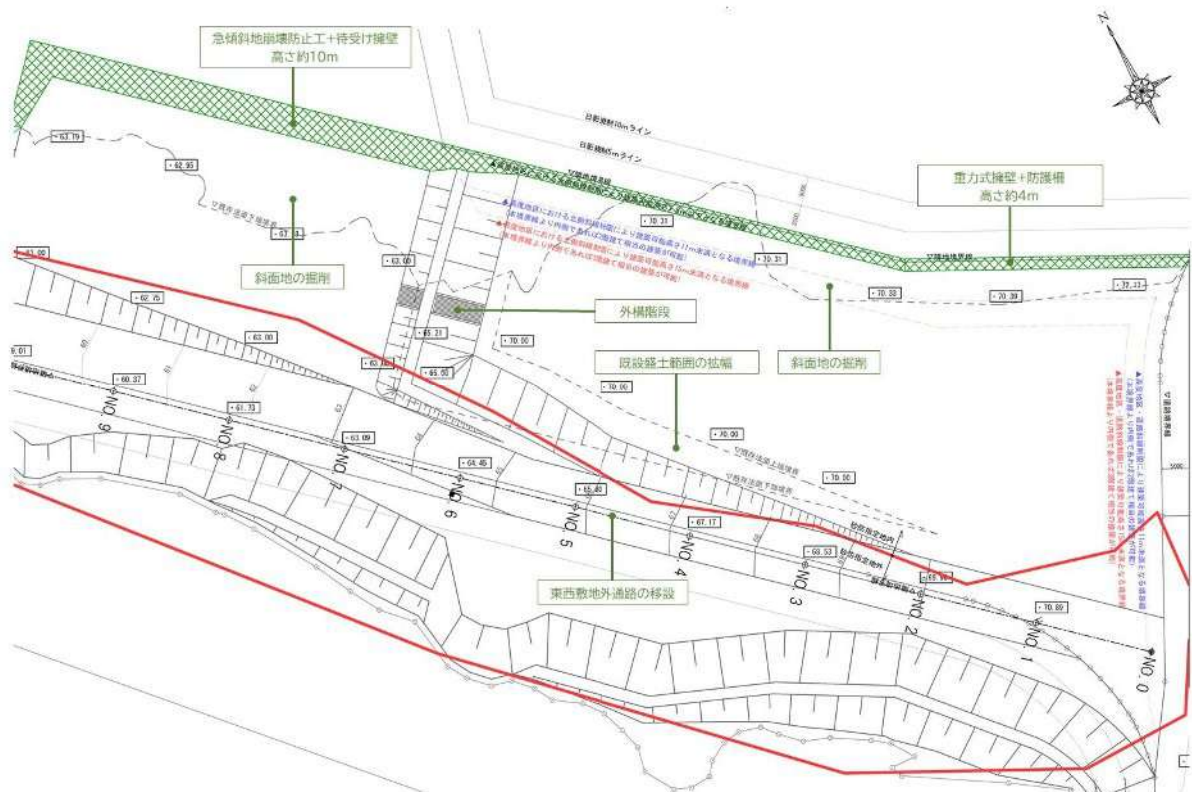


図 5.15 用地確保の方針

5.5.2 配置方針

前述した用地確保の方針を踏まえて、整備予定地における施設配置の方針を以下に整理します。

○施設配置の方針

- ・集約配置が望まれ必要規模の大きな消防署本棟と車庫棟は、上段の平場に配置し、その他の訓練棟は中段に配置する。
- ・利用頻度の高い緊急車両は消防署本棟東側に配置し、来庁者車両動線と交錯しないように配慮する。
- ・建物周囲のメンテナンス及び高さ制限に準拠するために南側に離隔をとって施設配置を行うとともに、必要規模を確保しつつ、車両転回スペース・訓練スペース・駐車場（来庁者・職員）を確保する。
- ・駐車場は、来庁者用を消防署本棟横に、職員用を中段に配置するとともに、不足する職員用等については周辺の平場（敷地外通路横、下段平場）を活用し確保する。

○周辺環境への配慮方針

- ・東側住宅への圧迫感低減に配慮し、消防署本棟を道路から極力セットバックして配置する。
- ・消防車両動線は、敷地外通路から木津東バイパス方面への流動を基本とし、必要に応じて交差点の安全対策等を行う。

5.5.3 配置計画図(案)の作成

これまで整理した内容を基に本施設の配置計画（案）を作成します。各建物の配置及び動線は下図のとおりです。

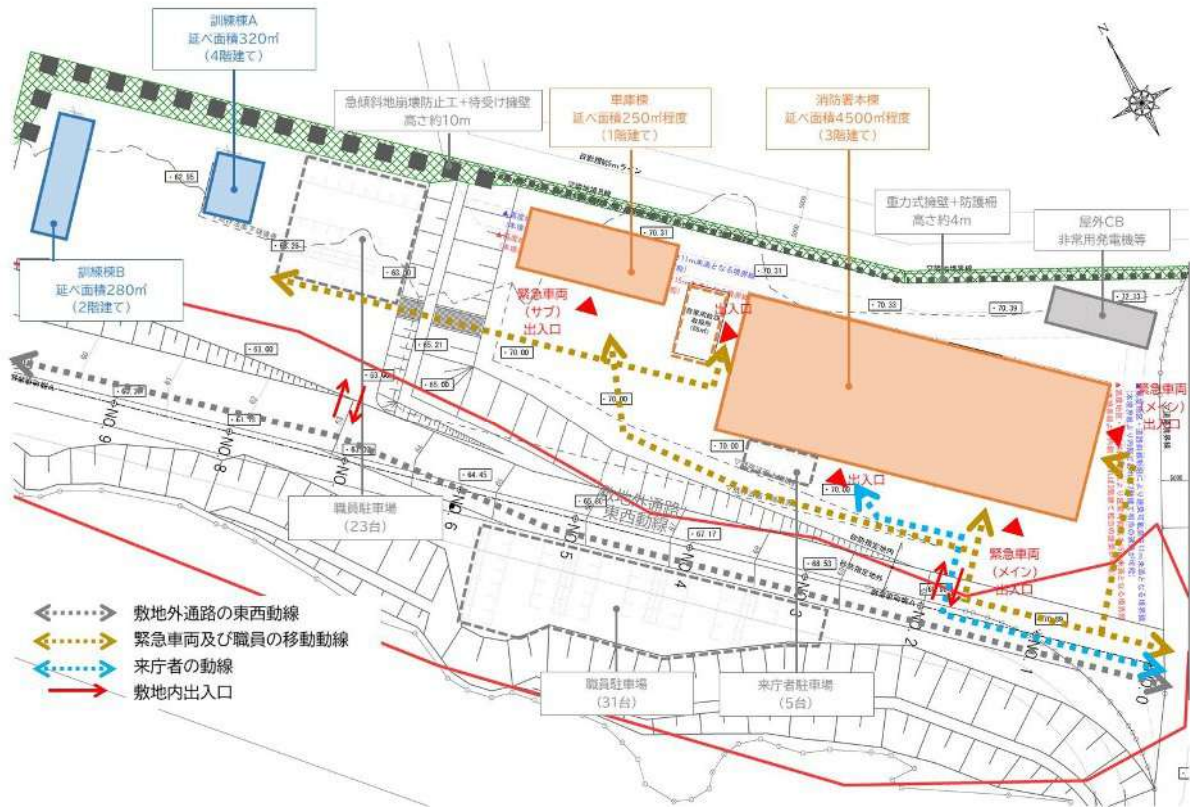
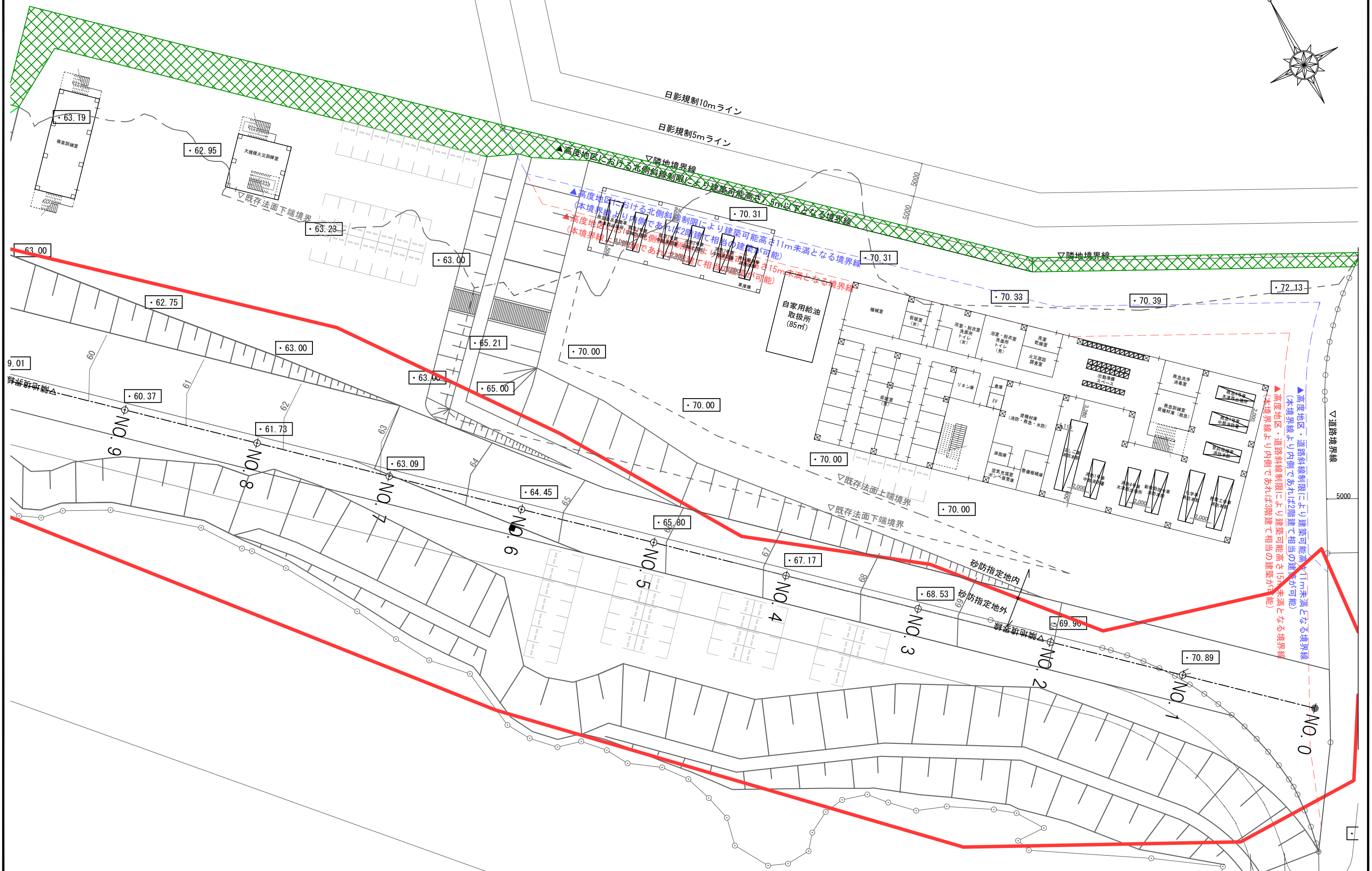
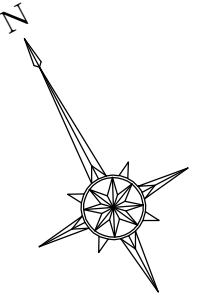


図 5.16 配置計画図(案)

配置平面図

S=1:500



日影規制10mライン
日影規制5mライン

▲高度地区における北側斜線制限により建築可能高さ11m未満となる境界線
(本境界線より内側であれば2階建て相当の建築が可能)
▲高度地区における南側斜線制限により建築可能高さ15m未満となる境界線
(本境界線より内側であれば3階建て相当の建築が可能)

▲高度地区・道路斜線制限により建築可能高さ11m未満となる境界線
(本境界線より内側であれば2階建て相当の建築が可能)
▲高度地区・道路斜線制限により建築可能高さ15m未満となる境界線
(本境界線より内側であれば3階建て相当の建築が可能)

砂防指定地内
砂防指定地外

5.6 施設構成の検討

5.6.1 動線計画及び機能の配置方針

各階における動線計画及び機能配置の考え方を整理します。

1) 動線計画の方針

動線計画は、下記の方針とします。

- ・ 消防及び救急活動エリア、職員用エリア、来庁者用エリアの区分を明確にすることでセキュリティに配慮するとともに、消防及び救急活動時の動線が交錯しないように計画する。
- ・ 消防及び救急活動時の出動時間短縮のため、待機から出動までの出動動線に配慮してスムーズな動線計画とする。
- ・ 各階諸室から出動準備スペースにアクセスしやすいように、出動準備スペースを階段からアクセスしやすい位置に計画する。
- ・ 敷地上段と中段の往来ができるように、敷地内に外構階段を整備する。

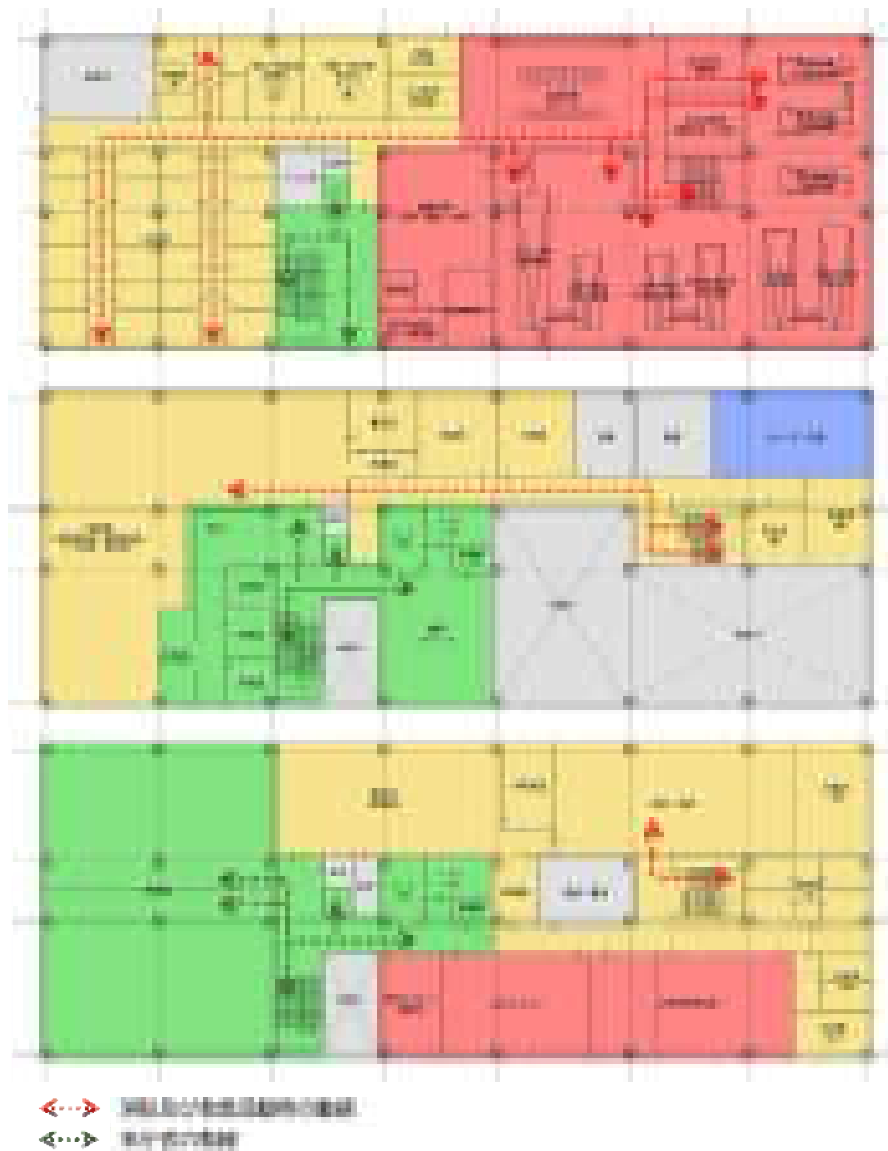


図 5.17 動線計画の方針

2) 機能配置の方針

機能配置は、下記の方針とします。

<1階>

- ・消防及び救急活動時の出動しやすさ最優先に考えて、緊急車両及び出動準備関連諸室を配置する。
- ・消防及び救急活動から戻ってきた職員の衛生のため、緊急車両の近傍に浴室・洗濯乾燥室を配置する。
- ・仮眠時に1か所から出動できるように1階に出動要員用の仮眠室を集約配置する。

<2階>

- ・展示スペースは吹き抜けと隣接配置することで、開放的な空間構成とする。
- ・防災意識向上のため、展示スペースから緊急車両が見えるようにガラス見学窓を計画する。
- ・トレーニング室は、トレーニング時の音に配慮して隣接する諸室を配置する。
- ・相談室及び打合せスペースは利用者のプライバシーに配慮して、事務室の奥側に配置する。

<3階>

- ・指令センター北側にモニターを配置することで地図情報と地形の方位を極力合せる計画とする。
- ・機器更新が行いやすいように、指令センターに隣接して災害情報事務室を配置する。
- ・防災意識向上のため、指令センターには見学者のためにガラス見学窓を計画する。
- ・指令センター用の仮眠室を指令センターに近接して集約配置する。

<その他>

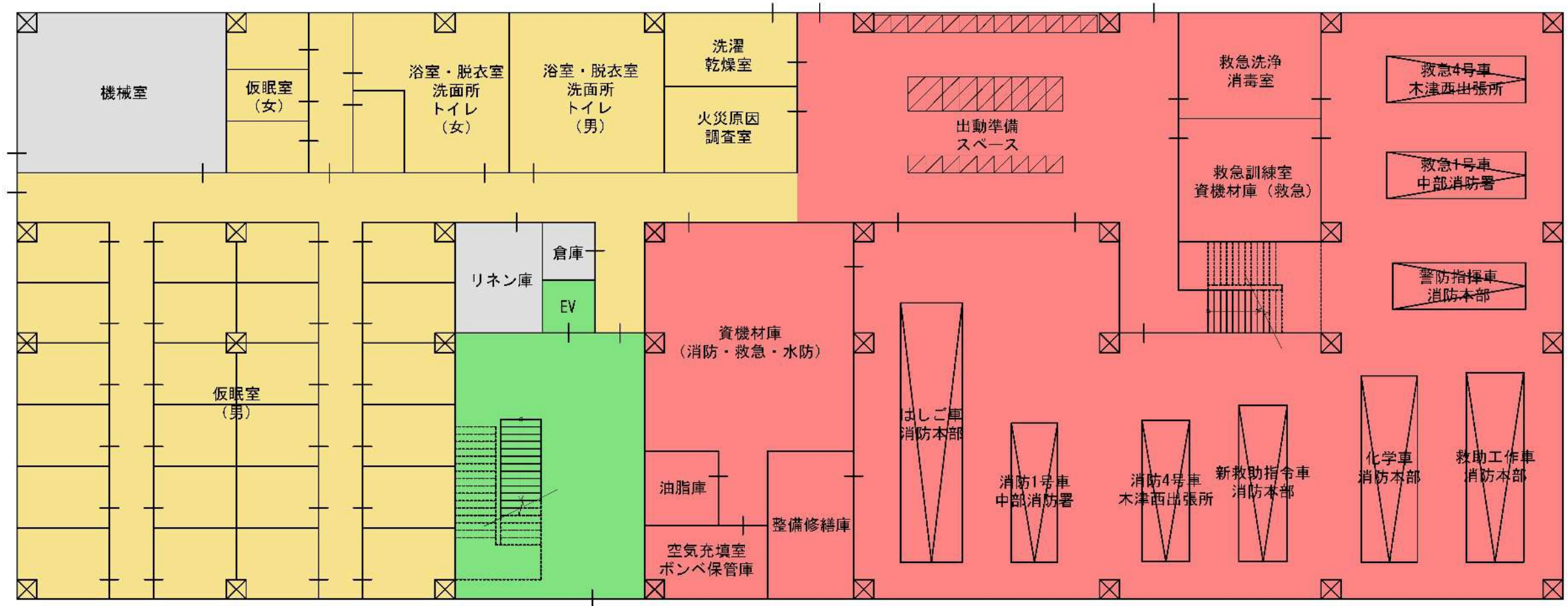
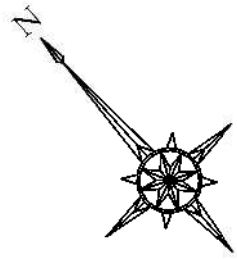
- ・出動時や勤務時のコミュニケーションの行いやすさに配慮して、エントランスを1階から3階まで吹き抜け空間とする。
- ・女性のプライバシーに配慮して女性専用ゾーンを設ける。






5.6.2 平面図(案)の作成

各階平面図(案)の作成を行います。

平面図

S=1:200

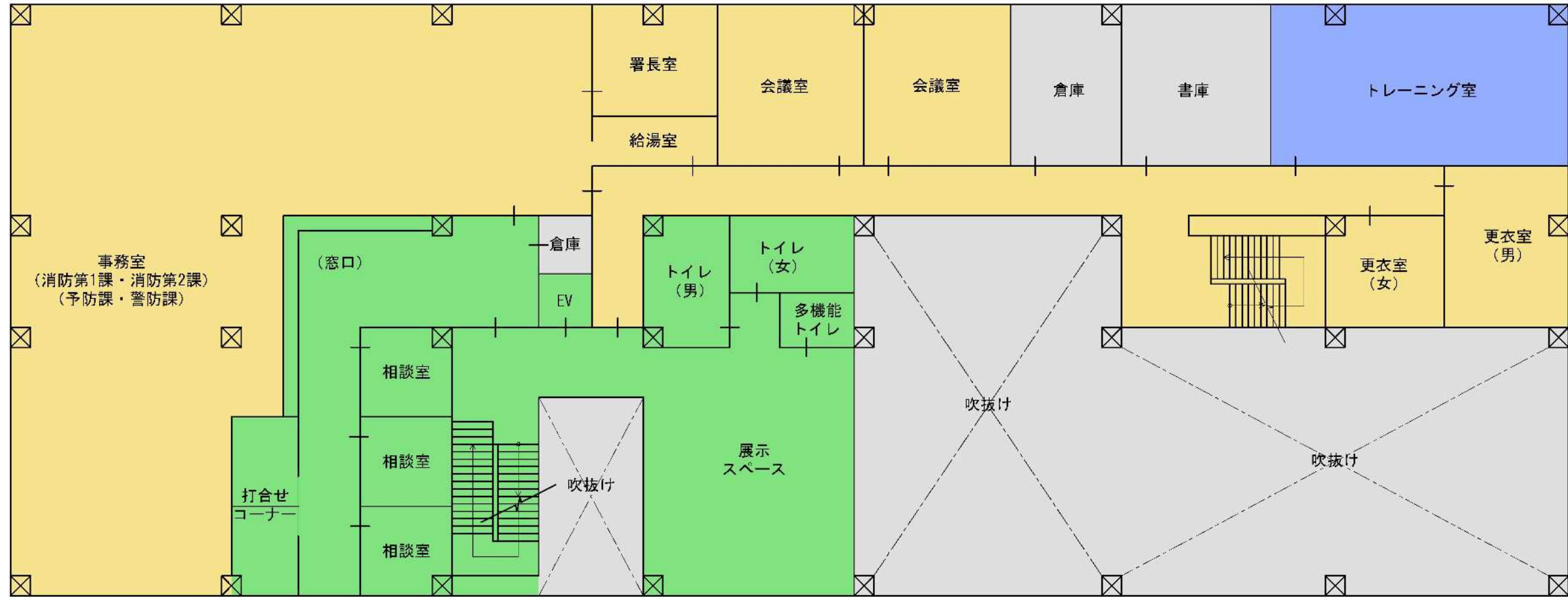
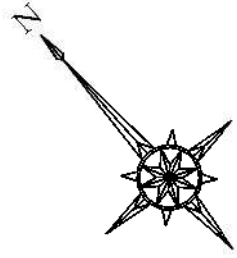



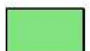


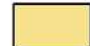
- | | |
|---|--|
|  消防及び救急活動エリア |  来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  訓練エリア |  その他 |
|  職員用エリア | |

庁舎本棟 1階平面図(案)

平面図

S=1:200

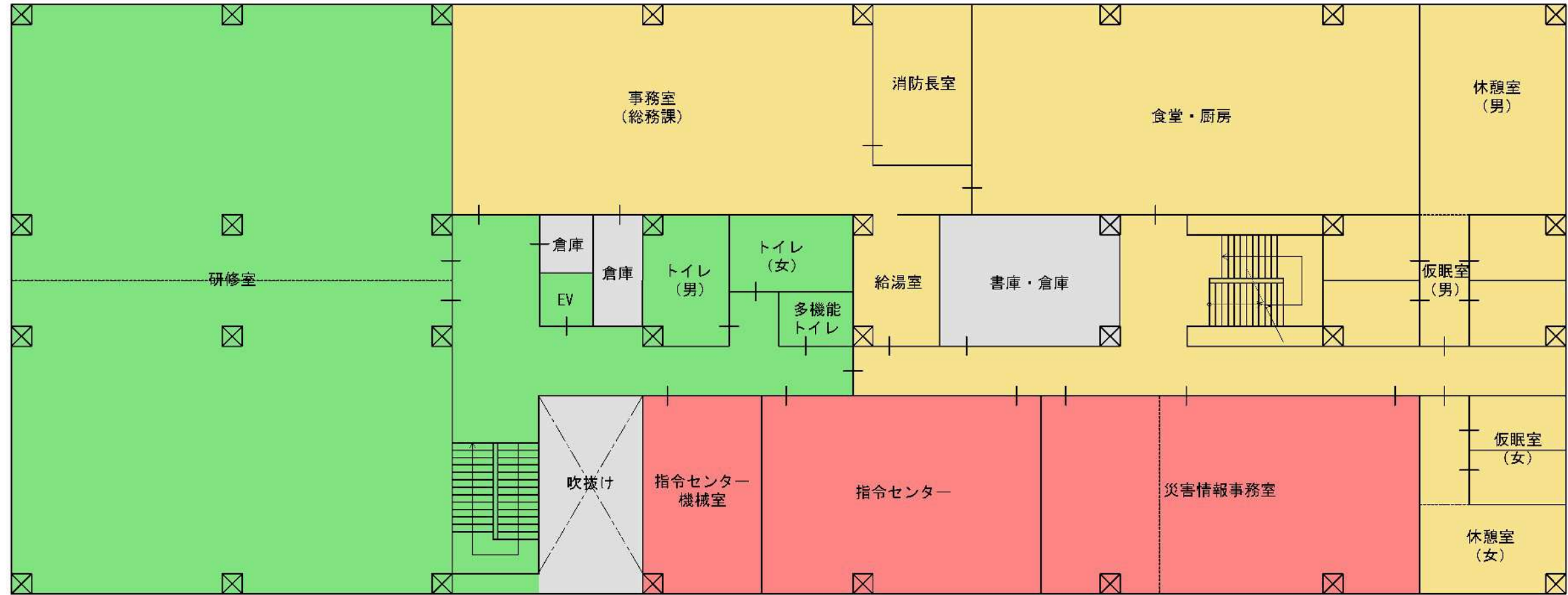
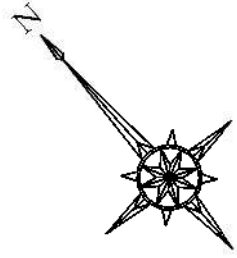







- | | |
|---|--|
|  消防及び救急活動エリア |  来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  訓練エリア |  その他 |
|  職員用エリア | |

庁舎本棟 2階平面図(案)

平面図

S=1:200

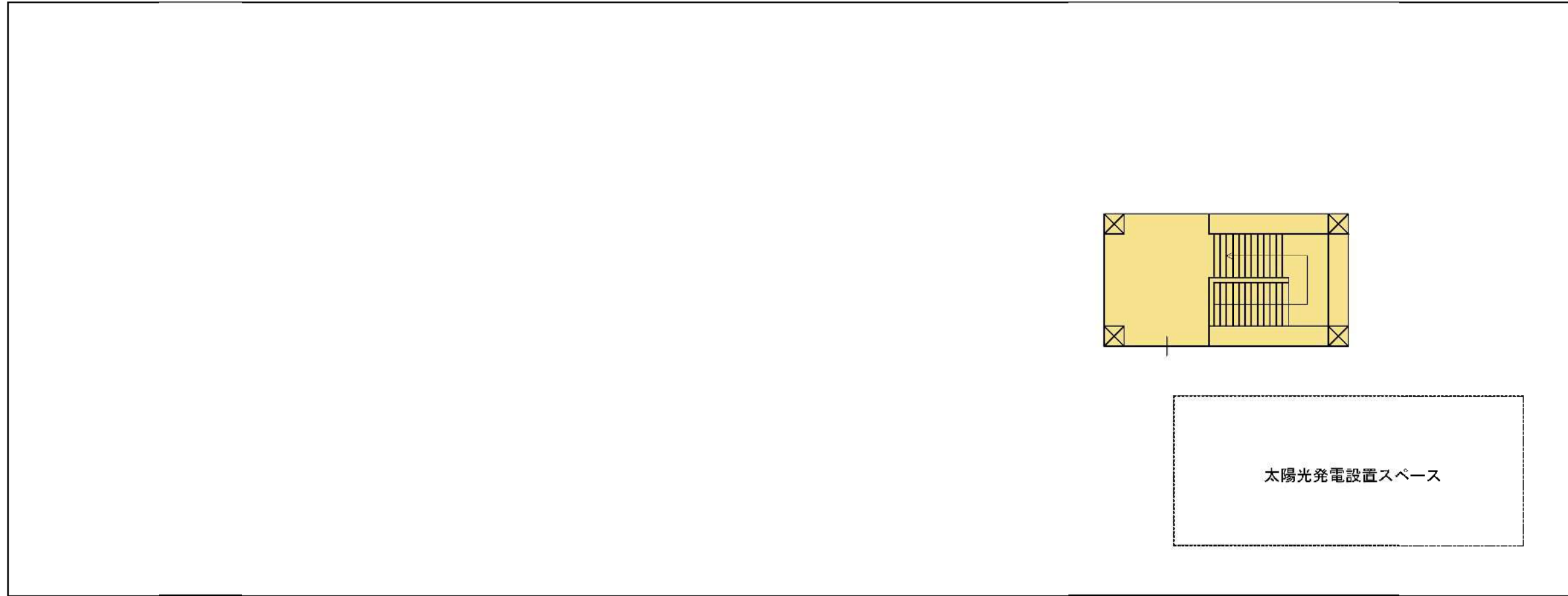
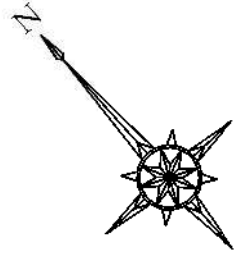







- | | |
|---|--|
|  消防及び救急活動エリア |  来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  訓練エリア |  その他 |
|  職員用エリア | |

庁舎本棟 3階平面図(案)

平面図

S=1:200

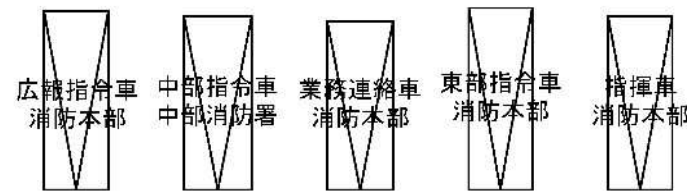
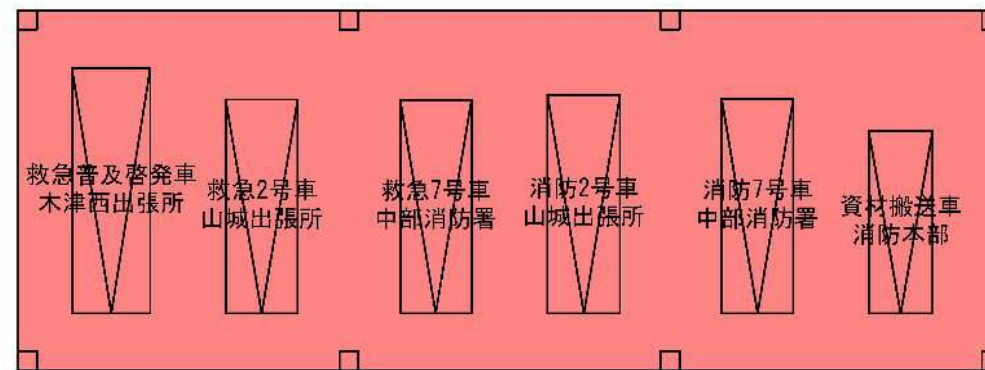
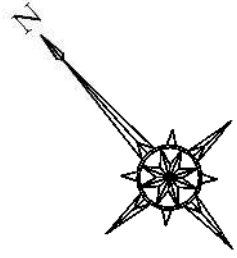


- | | | | |
|---|-------------|---|--------------------|
|  | 消防及び救急活動エリア |  | 来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  | 訓練エリア |  | その他 |
|  | 職員用エリア | | |






庁舎本棟 R階平面図(案)

平面図

S=1:200



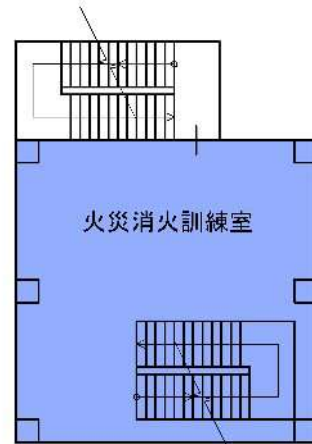
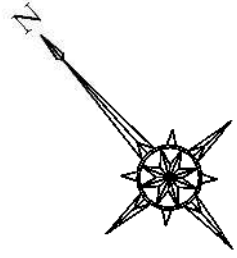
※上記車両は車庫棟外部に設置

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------------|
|  | 消防及び救急活動エリア |  | 来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  | 訓練エリア |  | その他 |
|  | 職員用エリア | | |

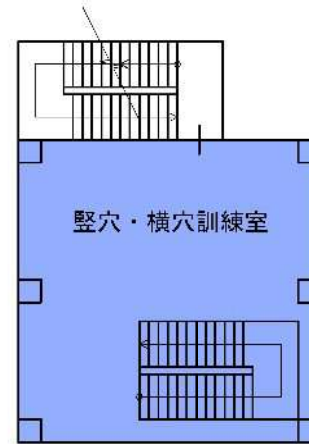
車庫棟 1階平面図(案)

平面図

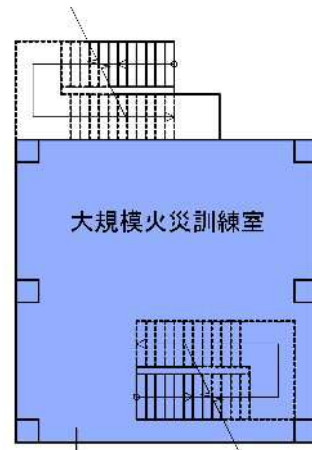
S=1:200



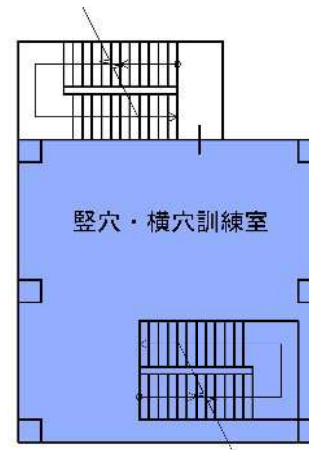
2階



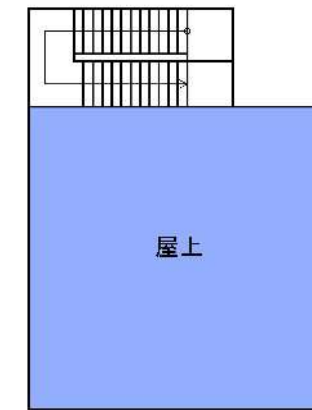
4階




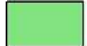

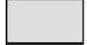

1階



3階



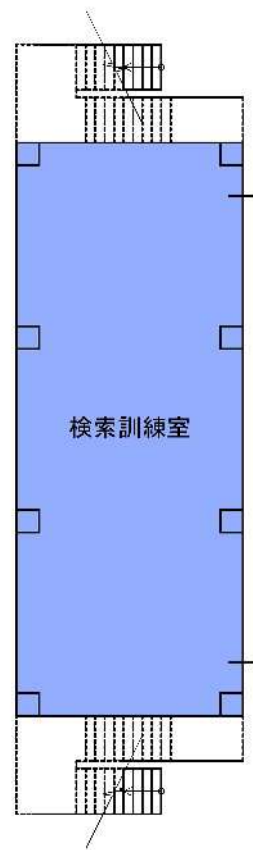
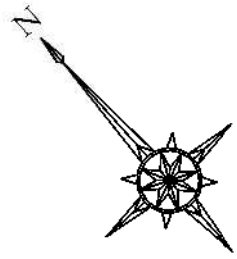
R階

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------------|
|  | 消防及び救急活動エリア |  | 来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  | 訓練エリア |  | その他 |
|  | 職員用エリア | | |

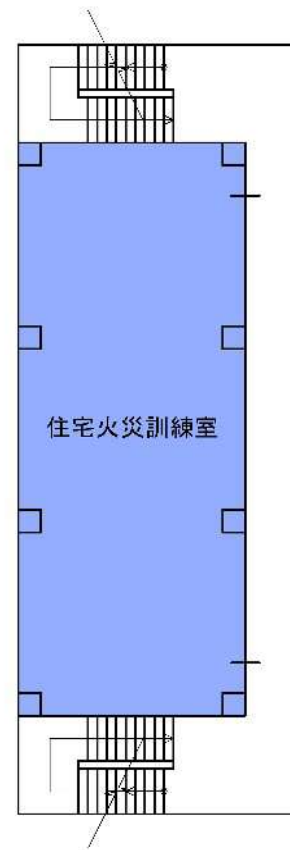
訓練棟A 平面図(案)

平面図

S=1:200








1階



2階



R階

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------------|
|  | 消防及び救急活動エリア |  | 来庁者用エリア(職員の利用も兼ねる) |
|  | 訓練エリア |  | その他 |
|  | 職員用エリア | | |

訓練棟B 平面図(案)

5.7 新庁舎の整備事業化の検討

5.7.1 設計発注方法の検討

1) 整備手法の検討

新庁舎建設にあたっての整備手法の比較検討を行います。(次ページ参照) 比較する整備手法は、分離分括方式(従来方式)、E C I方式、基本設計先行型D B方式、P F I方式の4つの手法とします。

本事業は「緊急防災・減災事業債」の活用を想定しており、申請のためにR2年度中に実施設計の発注を行う必要があります。そのため、発注期間が短い整備手法の採用が求められます。下記に整備手法ごとの評価を整理します。これらを踏まえ、本事業では分離分括方式(従来方式)を採用することとします。

○分離分括方式(従来方式)

施工期間が最も長くなるものの、発注手続きに要する期間が短く、事業全体の期間が最も短くなることから、本事業に適しているものと考えます。

○E C I方式

民間ノウハウの発揮やコスト縮減が期待できますが、設計者と施工者の調整が難航することで従来方式に比べて設計期間が長くなることが考えられます。E C I方式の効果を最大限発揮するためには、設計者及び施工者の双方が円滑な協働作業を行えるように事業の統括者が全体の意見調整及び方針決定の判断を実施することが求められます。また、実施事例が少ないことから、先事例を参考にしながら適切に事業を推進することが求められるため、発注手続き等の事業推進に時間を有するリスクが考えられます。よって、現時点ではE C I方式のメリットを最大限得られない可能性が高いことから、本事業に適さないものと考えます。

○基本設計先行型D B方式、分離分括方式(従来方式)

R2年度中に実施設計を発注することが困難なことから本事業には適さないものと考えます。

発注区分については、本事業が砂防指定地内での事業であり、計画検討・基本設計・実施設計を通じて造成設計・建築設計間で相互に条件を調整しながら『砂防指定地内における行為許可等の申請』を行う必要があることを考慮して、造成設計・建築設計の計画検討・基本設計・実施設計を一括発注することとします。

なお、事前調査(測量調査及び地質調査)が未実施であることから、これらも造成設計・建築設計の計画検討・基本設計・実施設計に含めて発注することとします。

表 5.19 整備手法の比較検討 その1

評価軸	分離分括方式（従来方式）	E C I 方式
特 徴		
	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が起債や交付金などにより自ら資金調達し、設計、建設、工事監理を個別業務毎に民間事業者へ委託する方式である。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階から施工者が関与する方式で、設計段階において施工者がアドバイスを実施する方式である。
行政市民意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 個別業務毎に契約するため、反映が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別業務毎に契約するため、反映が行いやすい。
民間ノウハウの発揮	<ul style="list-style-type: none"> 設計者によって確定した工事の仕様により発注するため、民間ノウハウの発揮が限定される。 仮設計画や工事ヤードの設定など施工上の課題は、施工者決定後でないとは詳細な検討ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計段階から施工者がアドバイスできるため、設計段階から施工者のノウハウを活用基本した設計や独自の技術力の活用が期待できる。
地元企業の参画	<ul style="list-style-type: none"> 発注規模を小さくすることで、地元企業を元請として参画しやすくすることが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイスできる企業は大手となるケースが多いため、地元企業が元請として参画しにくくなる可能性がある。（下請として地元企業の参画を促進する工夫を行うことも可能）
コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 施工が別発注となることから、コスト縮減の範囲が限定的である。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計段階から施工者がアドバイスできるため、民間ノウハウを活かし、分離分割方式と比べ0～5%の建設コスト縮減が期待できる。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 発注手続きに要する時間が短い。 個別業務毎に発注手続き、事務手続きを行うため、分離方法によっては事業期間が長くなる。 D B方式と比べて施工期間が長くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注手続きに要する時間が短い。 設計期間中に施工者に技術協力のための業務を発注する必要がある。 個別業務毎に発注手続き、事務手続きを行うため、分離方法によっては事業期間が長くなる。 D B方式と比べて施工期間がやや長い。 設計段階から施工者が参画するため、施工期間の短縮が見込める一方で、設計者と施工者の意向が異なる場合は調整が難航することで事業期間がより長くなりリスクもある。（その際、発注者が双方の意見調整を行う必要がある）

表 5.20 整備手法の比較検討 その2

評価軸	基本設計先行型DB方式	PFI方式
特徴		
	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計は単独で発注し、実施設計から建設まで一括して民間事業者（設計・建設JVなど）に委託する方式である。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計から維持管理・運営まで一括して民間事業者に委託する方式であり、資金調達においても民間事業者が自ら実施する。
行政市民意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計の段階に意見を反映しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計から維持管理・運営までの性能発注のため、発注前に要求水準、具体的仕様を明確にする必要がある。
民間ノウハウの発揮	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計段階から施工者のノウハウを活用した設計や独自の技術力の活用が期待できる。 設計と施工を一括発注するため、仮設計画などの課題の早期解決が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計段階から施工者のノウハウを活用した設計や独自の技術力の活用が期待できる。 維持管理及び運営部分での民間ノウハウの発揮は限定的である。
地元企業の参画	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計施工一括発注となることから、地元企業が元請として参画しにくくなる可能性がある。（下請として地元企業の参画を促進する工夫を行うことも可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 設計施工・維持管理を一括発注となることから、地元企業が元請として参画しにくくなる可能性がある。（下請として地元企業の参画を促進する工夫を行うことも可能）
コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計段階から施工者が持つ技術力や独自工法の採用により、分離分割方式と比べ3～5%の建設コスト縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計段階から施工者がアドバイスできるため、民間ノウハウを活かし、分離分割方式と比べ0～5%の建設コスト縮減が期待できる。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 発注手続きに要する時間が長い。 基本設計時に要求水準書作成のための期間を設ける必要がある。 施工者の持つ技術力により施工期間が最も短くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計条件やリスク分担について明確にすることが多く、発注手続きに必要な期間が最も長い。 PFI業務発注前に基本計画及びPFI導入可能性調査を実施し、アドバイザー業務にて要求水準書を作成する期間が必要である。 施工者の持つ技術力により施工期間が最も短くなる。

2) 発注方法の検討

事前調査（測量調査及び地質調査）及び造成設計・建築設計の計画検討・基本設計・実施設計を分離分括方式（従来方式）で事業を進めるにあたって、発注方法の検討を行います。比較する発注方法は、本事業に適応する手法として、一般競争入札方式、プロポーザル方式とします。

本事業は、前述した通り「緊急防災・減災事業債」の活用のため R2 年度中に実施設計の発注を行う必要があるほか、予算編成の関係で R3 年度までに設計を完了させる必要があります。そのため、早期に発注及び契約を行い、事前調査（測量調査及び地質調査）及び造成設計・建築設計の計画検討・基本設計・実施設計に着手することが求められます。

よって、本事業では設計費縮減が可能でかつ、契約までの期間が最も短い一般競争入札方式を選定することとします。

表 5.21 発注方法の比較検討

項目	一般競争入札方式	プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 業務実績などの一定の条件を満たす設計者が設計費の入札を行い、最も安価な設計者を選定する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案（具体的な設計案を提案するものではない）を創造力、技術力、経験などの観点から審査し、設計者の技術力を評価して、設計者を選定する方式。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 設計費のコスト削減が可能。 価格により判定するため、判定基準が明確である。 技術力が優れている設計者が選定されるとは限らない。そのため、有資格者や業務実績などの一定の基準を設けることで適切な技術力を持った技術者が参加できるように配慮する必要がある。 プロポーザル方式と比較して選定期間が短く、早期発注が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計者の判定基準や選定方法などを明確にする必要がある。 設計者の技術力や企画力、ノウハウを活用できる。 設計者の技術力を評価しているため、業務遂行時に発注者側の意見を取り入れやすい。 選定期間に時間を要するため、一定の発注期間を確保する必要がある。

5.7.2 事業スケジュール(案)の作成

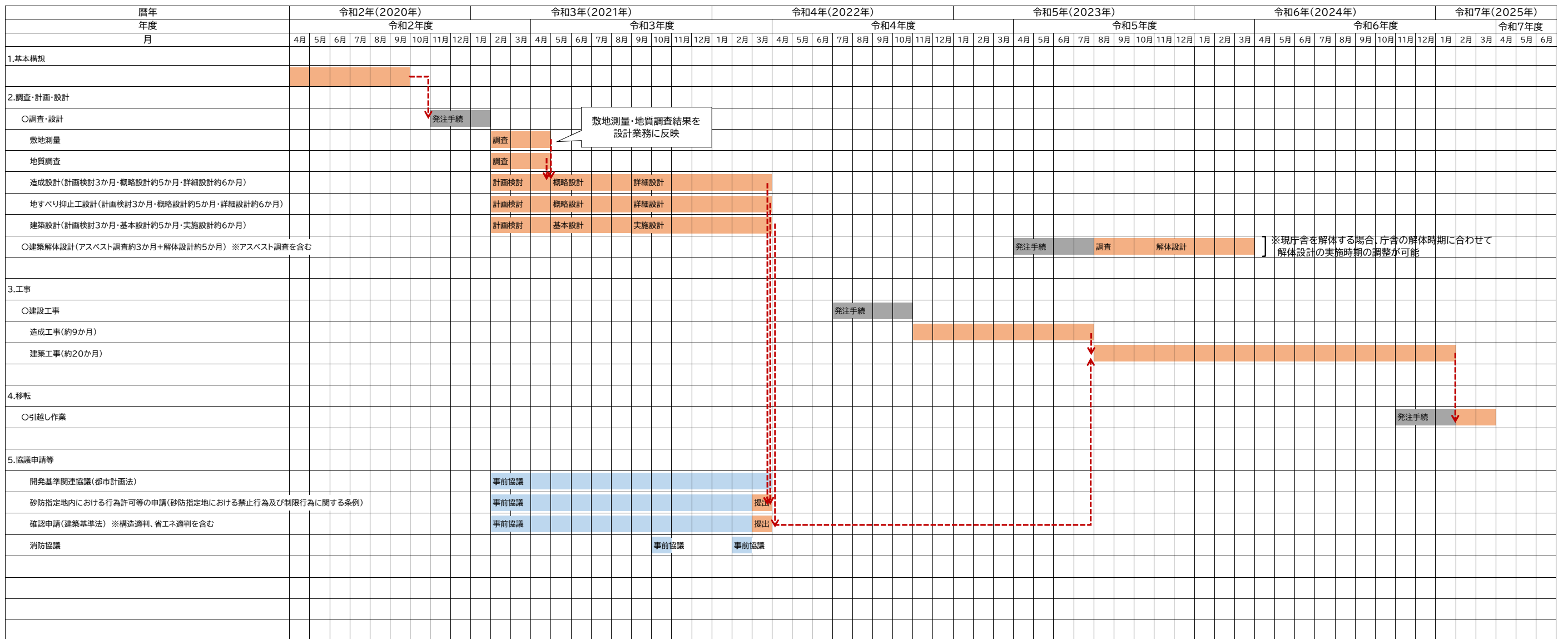
これまで整理した事業手法及び発注方法を踏まえ、本事業における事業スケジュール（案）を作成します。

■相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設基本構想策定支援業務 事業スケジュール(案)

○事業スケジュール(案)の考え方

<前提条件>

- ・竹林伐根、抜開:約5,900㎡程度
 - ・造成工事規模:約14,600㎡程度
 - ・建築工事規模:消防本棟4,500㎡、車庫棟250㎡、訓練棟A320㎡、訓練棟B280㎡
(杭基礎、基礎免震なしにて検討)
 - (基礎免震とした場合、追加で設計工期6か月・工事期間2か月程度必要)
 - ・調査、設計の発注方法は敷地測量、地質調査、造成設計建築設計の一括発注とし、公募型一般競争入札を想定
 - ・工事の発注方法は造成、建築の一括発注を想定
 - ・アスベスト調査は実施していないため実施する想定(PCB調査は実施済み)
 - ・造成工事は一次造成のみ(舗装面の基盤までの造成、擁壁(必要に応じて)、排水設備とし、外構工事(外灯・フェンス・門扉・植栽・舗装面の基盤整備・舗装)および建築設備工事(給水、汚水排水、雨水排水、電気・通信)は建築工事に含む。
- ※京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例、土壌汚染対策法、ビル管法等のその他協議申請については設計時に要調整となります。
 ※確認申請提出に先立って、木津川市にて事前協議の必要があります。
 ※防災システム、消防システムの計画・設計・移設工事は別途要調整、電波伝搬調査(消防無線電波、京都府防災無線電波)はシステム設計時期と調整して実施時期の調整が必要です。



5.7.3 概算事業費の算出

本事業に必要な概算事業費（※調査・設計費を除く）は下記の通り約 32.3 億円となります。

なお、本概算事業費は他事例等を参考にした現時点での想定であるため、今後調査結果・設計条件の変更に伴い増減の可能性があります。

表 5.22 概算事業費

工事項目	工事内訳	面積(m ²)	単価(m ² /円)	工事費(円)(税抜き)
急傾斜地崩壊防止工事	土工事(掘削)・擁壁工事	-	-	350,000,000
合計				350,000,000
造成工事	外構工事一式 (土工事(盛土)、法面防護、側溝、外灯、フェンス・門扉、 植栽、舗装面までの造成、舗装面の基盤整備、舗装、敷地 外通路、外構階段)	12,500	-	430,000,000
合計				430,000,000
建築工事	杭・地盤改良工事一式	-	-	64,000,000
	建築工事一式	-	-	2,380,000,000
合計				2,444,000,000
総事業費			事業費合計	3,224,000,000
			消費税抜き	3,224,000,000
			消費税込(10%)	3,546,400,000

※計画面積等は計画により増減します。

※工事費は物価変動等により増減します。

※杭・地盤改良工事は地質状況が不明のため、刊行物・弊社事例をもとに想定で金額を記載しています。(地質調査結果によって増減するため注意が必要です)

※既存庁舎解体費用は除きます。

※備品購入費、事務所移転費用は除きます

※防災システム、消防システムの計画・設計・移設の移設設計・工事費及び電波伝搬調査(消防無線電波、京都府防災無線電波)の費用は除きます。

5.7.4 今後の課題

1) 庁舎機能の移転に際し必要となる調査について

庁舎機能の移転を行うにあたって、必要と考えられる調査項目は下記のとおりです。

(1) 地質調査

設計にあたって、地質調査を実施する必要があります。調査対象は建築物・道路・急傾斜地崩壊防止工の整備に関する範囲として、次頁『調査範囲図』のとおり地質調査を行います。

(2) 測量調査

設計にあたって、測量調査を実施する必要があります。調査対象は建築・造成・急傾斜地崩壊防止工の工事に関する範囲の他、「砂防指定地内における行為許可等の申請」に必要と考えられる敷地北側の傾斜地及び西側の仮設沈砂池を含む範囲として、次頁『調査範囲図』のとおり測量調査を行います。

(3) 地歴調査

「土壤汚染対策法」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に関連する調査として地歴調査を行います。

(4) 電波伝搬調査

新庁舎において消防無線電波、京都府防災無線電波が適切に伝搬できるかどうかを確認するため、各電波の電波伝搬調査を実施することとします。

なお、消防無線については現在、相楽台小学校に無線基地を設置しており、そこを中継して消防本部と和東出張所に無線を飛ばしています。消防本部を新庁舎に移転する際、無線基地の統合を予定しているため、新庁舎から各出張所に無線が伝搬するかどうかの調査を実施することとします。実施時期は、防災システム・消防システムの新設・移設の検討及び設計の実施時期に合わせて調整することとします。

(5) アスベスト調査

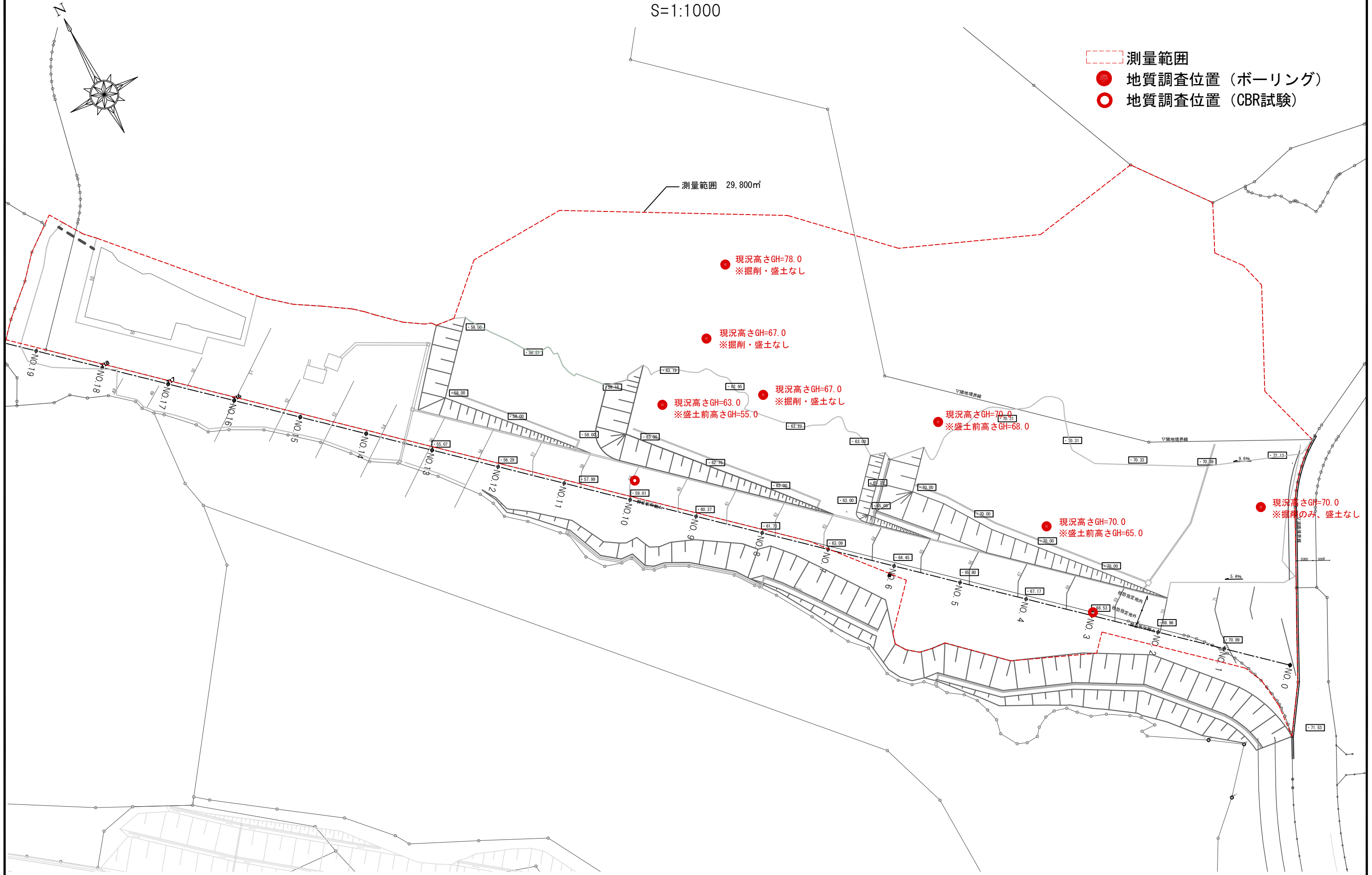
2006年に改正された『労働安全衛生法施行令』により、アスベスト含有建材の使用が禁止されています。2006年以前に建てられた建築物についてはアスベスト含有建材を使用している恐れがあるため、解体工事に先立って、アスベスト調査を実施する必要があります。

現庁舎は2006年以前に竣工していることから、これらの庁舎を解体する場合、アスベスト調査を実施し、調査結果を踏まえて解体設計を実施する必要があります。

地質・測量調査範囲図（現況）

S=1:1000

- 測量範囲
- 地質調査位置（ボーリング）
- 地質調査位置（CBR試験）



(※) 記載事項は過年度造成工事における掘削・盛土の有無を記載しています。

2) 事業実施における留意事項について

(1) 防災システム・消防システムの更新について

新庁舎の整備にあたって、防災システム・消防システムの新設・移設の検討及び設計を行う必要があります。令和元年度には平成7年度に導入した高機能指令装置の3度目の更新を実施しており、検討に当たっては2重投資とならないように新設・移設の検討を実施する必要があります。

(2) 騒音振動への配慮

建設予定地東側には住宅地が広がっており、施工時に発生する騒音・振動に配慮した計画とすることが望まれます。

(3) 高度地区適用除外のための都市計画審議会同意の取得について

本構想は、第2種高度地区の制限である15m以上の高さを超えた建築物を整備することを前提としています。そのため、設計時には「相楽都市計画高度地区の緩和規定について」に基づいて、高度地区の適用除外を行うために都市計画審議会の同意を得る必要があります。調整に時間を要することから、設計に先立って事前調整を行うことが望ましいと考えられます。

(4) 計画方針の決定について

建設予定地は造成・急傾斜地崩壊防止工を伴う工事となることから、それらの計画方針を決定することで建築可能範囲が決定し、建築計画を策定することができます。そのため、設計に先立って、本構想案をもとに検討・関係機関協議を行い、建築・造成・急傾斜地崩壊防止工の計画方針を作成することで敷地利用の方針を決定する必要があると考えられます。また、本構想は地質・測量調査の結果に先立って策定しているため、調査結果を踏まえた見直しが必要となります。

(5) 仮設沈砂池の取扱いについて

本事業では、必要な協議を実施したうえで最低限必要な仮設沈砂池のやり替え・拡張を実施することとします。仮設沈砂池の最終的な整備方針は、建築敷地外の整備方針決定時に再度調整を行う必要があります。

(6) 既存埋設物について

本構想で整理した既存埋設物に留意して設計・施工を行う必要があります。また、国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所によって整備された『一般国道163号木津東バイパス』の残土を利用して行った改良工事図面によると敷地北東側に擁壁が記載されていますが、擁壁整備の記録がないことから本構想では擁壁がないことを前提としていますが、今後設計に先立って擁壁整備の有無について確認を行い必要に応じて残置・撤去する必要があります。

6 住民説明会資料の作成

6.1 住民説明会資料の作成

本構想の概要版を次頁に示します。

相楽中部消防組合消防本部新庁舎建設基本構想 【概要】

1 基本構想策定の背景と目的

木津川市、笠置町、和東町、南山城村の1市2町1村により構成されている相楽中部消防組合の各構成署所は、庁舎の老朽化により建て替えの時期が迫ってきているとともに、一部の署所は浸水想定エリアに立地しているなど、防災の視点を取り入れた庁舎の強化が求められており、署所配置の見直しや再整備が喫緊の課題となっています。特に消防本部(消防署)庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、浸水の懸念など、早期の整備が望まれています。

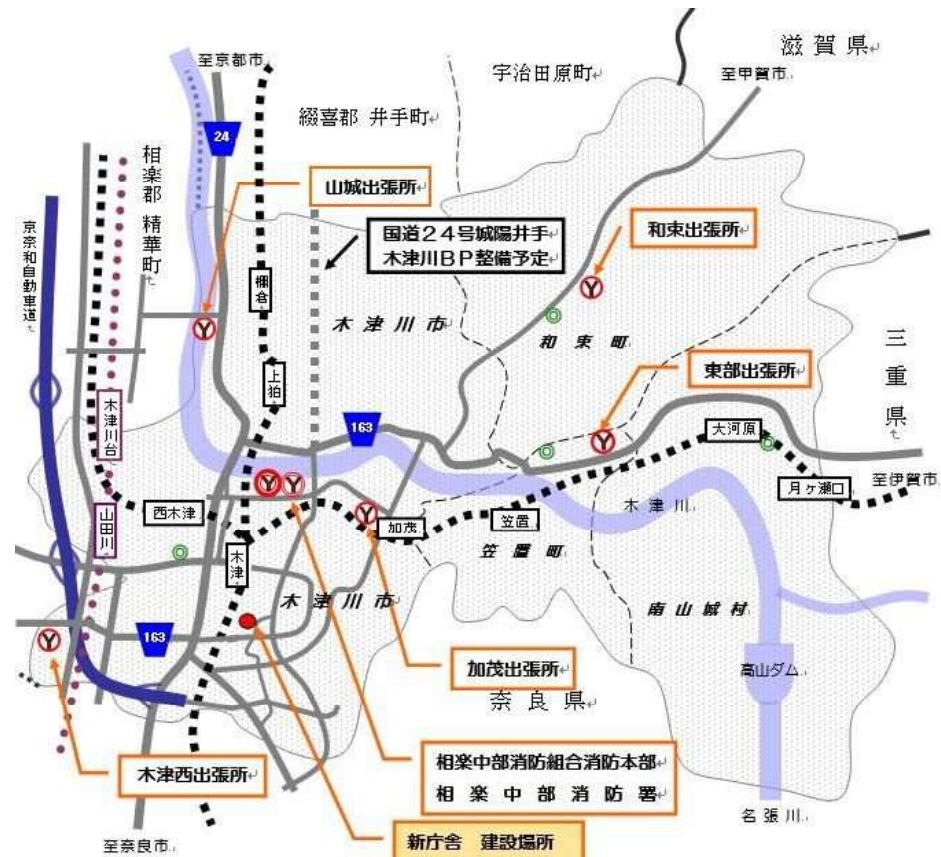
このため、現庁舎が抱える様々な課題解決と住民の安心と安全の確保に資するため、消防本部新庁舎を新たに建設するための基本構想の策定を図り、今後の基本設計、実施設計、建設工事、新庁舎竣工につなげていくものです。

2 現庁舎の課題

現庁舎の各種課題への対応とともに、防災対策推進検討会議(中央防災会議)における南海トラフの巨大地震予想も踏まえた想定震度(相楽中部消防組合消防本部管内は最大クラスで想定震度7)を踏まえ、「災害に強い安全なまちづくり」を目指していくことが重要です。

■現庁舎(消防本部、相楽中部消防署)の各種課題

- 本部庁舎敷地自体の災害危険性が高い。(3m以上の浸水想定や液状化の危険性が高い)
- 防災拠点として現在の耐震基準を満たしていない。(IS値0.9未滿)
- 災害時の周辺道路等の交通遮断による現場到着遅延の懸念。
- 建築後46年以上が経過し施設・設備が老朽化。(雨漏り、外壁の剥がれ、配管等の破損・故障)
- 職員増と業務増に伴う庁舎の狭隘化。(執務室、仮眠室、更衣室などの狭隘化、会議室、書庫、倉庫などの不足)
- 女性用設備が整っていない。(仮眠室、トイレ、浴室)
- 訓練場の問題。(駐車場兼用による総合訓練や他機関連携訓練が困難)
- 住民利用の不便性。(来客者用駐車場がない、住民対応スペースが不足)、など



＜新庁舎建設場所の位置図＞

3 新庁舎建設の必要性と建設場所

■新庁舎建設の必要性

上述の課題を踏まえると、**応急措置的な対応では解決が困難な状況**となっています。複雑・多様化する各種災害に対応して、より高度な消防サービスを提供し、住民の安全を確保していくためには、災害に強い機能的な庁舎整備を早急に進めていく必要があります。

庁舎整備に際しては、消防需要の高い木津地区に位置する本部庁舎の重点整備の有効性が高い(※1)ものと考えことから、**新たに敷地を求め、消防本部(消防署)の移転と併せた新庁舎の優先整備**を図ります。

(※1: 全火災と救急事案を基本に消防需要を指標化すると、管内全体のうち、約83%が木津川市に集中し、そのうち木津地区が51%と最も高い(加茂地区18%、山城地区14%))

■新庁舎建設の場所

「相楽中部消防組合常備消防力適正配置調査報告書(平成28年度)」の検討結果に基づき、地域の位置、地勢、人口等の状況、消防活動アクセス等を踏まえ、**木津川市城山台9丁目1番地の一部に選定**しました。

4 署所の再編・再配置に関する基本方針

新庁舎整備に際しては、以下の観点から、木津西、山城両出張所の再編(統合)の有効性は高いことから、その方向を基本に考えます。

但し、山城出張所の統合化については、署所全体の財政運営に関する政策方向と今後調整を図りつつ、先を見据えた詳細な検討・調整が必要であり、新庁舎内にフレキシブルスペースを配置し、バイパス及び周辺道路が完成した段階で必要設備等を拡充する等の2段階統合も有効と考えます。

○和東、東部、加茂地区の各出張所は機能存続が望まれる

広大なエリア内に集落等が分散する地域特性を踏まえ、到達時間の拡大は抑制すべき。

○効率的な財政運営の必要性

今後の公共施設・インフラの老朽化に伴う維持管理コストの増大など厳しい状況が想定され、再編(統合)検討など、効率的な財政運営が望まれる。

■木津西、山城両出張所の再編(統合)の有効性

○老朽化等による整備の必要性

老朽化による建替え時期が迫り、特に山城出張所は耐震・浸水対応が望まれる。

○全国平均を下回る到達所要時間を確保可能

平均走行時間(現場への到達所要時間)は、新庁舎に木津西・山城両出張所を統合する場合、全国平均の8.6分を下回る到達所要時間を確保可能。

○再編署所に職員・車両等を集約配置することにより、施設運営への様々な効果を発揮

- ・消防職員・消防団員など複数の部隊が共同して組織としての総合力を発揮するためには、新たな指揮隊の設置が重要であり、集約配置により、迅速な体制の確保と効果的な部隊の展開が可能。
- ・ポンプ車1台当たりの乗車人数を増やす等により、活動内容の質的向上や労務上の安全管理の強化が可能。
- ・施設の統合により、共同利用スペースの規模が縮小化され、効率的な施設整備や運用が可能。
- ・部隊数増加や効率的な施設整備を背景に、訓練機能の充実など、新たな機能強化を図ることが可能。

5 新庁舎整備のコンセプト

◆住民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる庁舎

過去の大規模地震災害の教訓から、新庁舎は十分な耐震性、防火性能に加え、指令中枢機能を備えた消防活動の拠点として、住民の安心・安全を守る役割を十分に果たせる庁舎とします。

◆消防力の維持・向上を行える庁舎

新庁舎の建設に併せて消防署に必要な訓練塔を整備するほか、相楽中部消防組合消防本部全体の活動能力の向上と二次災害を防止するために必要な訓練施設についても整備を行い、消防力の向上、安全確実な災害対応に貢献できる庁舎とします。

◆住民に開かれた庁舎

住民の防災力・防災意識向上のため、自助力・共助力向上のための各種講習会を開催できる等、住民の誰もが使いやすい庁舎とします。

6 新庁舎の整備方針

- 【災害対応拠点施設の強化】 耐震・防火性能及び事業継続性の向上、本部全体の活動能力の向上など
- 【地域全体の防災力の向上】 地域住民等の防災意識の向上、安心・安全の庁舎づくりなど
- 【利便性の向上】 ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい施設づくりなど
- 【経済性への配慮】 長期的なコスト縮減、環境変化に対応可能な柔軟な施設づくりなど
- 【環境への配慮】 環境負荷低減への配慮など
- 【住民の安心・安全への配慮】 周辺環境・景観との調和、騒音・振動対策など

7 新庁舎の導入機能と必要規模

■導入機能と主要諸室

機能(ゾーン)	主な諸室
消防本棟	消防本部、高機能消防指令センター、消防署、共用部、その他
屋上階	太陽光発電設置スペース など
3階	消防長室/指令センター(通信指令室、機械室含む)/災害情報事務室/事務室(総務課)/研修室/食堂・厨房 など
2階	窓口・打ち合わせコーナー/相談室/展示スペース/会議室/署長室/事務室(消防第1・2課、予防課、警防課)/トレーニング室 など
1階	出動準備スペース/救急訓練室/救急洗浄・消毒室/火災原因調査室/資機材庫/整備修繕庫/油脂庫/空気充填室・ボンベ保管庫/車庫(消防車両) など
共用部	休憩室/仮眠室/給湯室/更衣室・シャワー室/多機能トイレ/書庫/倉庫 女性専用スペース(休憩室/仮眠室/更衣室・シャワー室/トイレ) など
車庫棟	車庫(後方支援車両・予備車両)
訓練棟	各種訓練室 など
その他	自家用給油設備設置スペース/貯水槽/駐車場(来庁者・職員用) など

■必要規模

新庁舎の必要規模は、延べ床面積 4,500 m²程度(消防本棟の規模であり、車庫棟、訓練棟は含まれていない)と設定します。造成工事規模は、14,600 m²程度と設定します。

※本必要規模は構想段階のもので、今後の検討によって増減いたします。

8 新庁舎の耐震性能

■耐震性能

新庁舎の耐震安全性は、非常時に求められる消防本部の機能を踏まえ、大地震後においても機能を維持できる構造を目標とし、国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震計画基準」における、構造体「I類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」とします。耐震性能は経済性を考慮して耐震構造を選定し、重要諸室において床免震を採用することとします。

■構造種別

新庁舎の構造種別は、求められる機能や経済性を考慮して、消防本棟・訓練棟をRC造、車庫棟をS造として整備します。(地質調査未実施のため今後の検討において調査実施後に精査することとします。)

9 建設候補地の利用方針

建設候補地の利用は、既存の敷地外通路を維持・活用しつつ、規模の大きな上段・中段の平場を基本に集約して配置します。

駐車場等の非構造物については、必要に応じて隣接する敷地外の平場の有効活用も検討します。



10 新庁舎の施設配置

■一体的な用地確保の方針

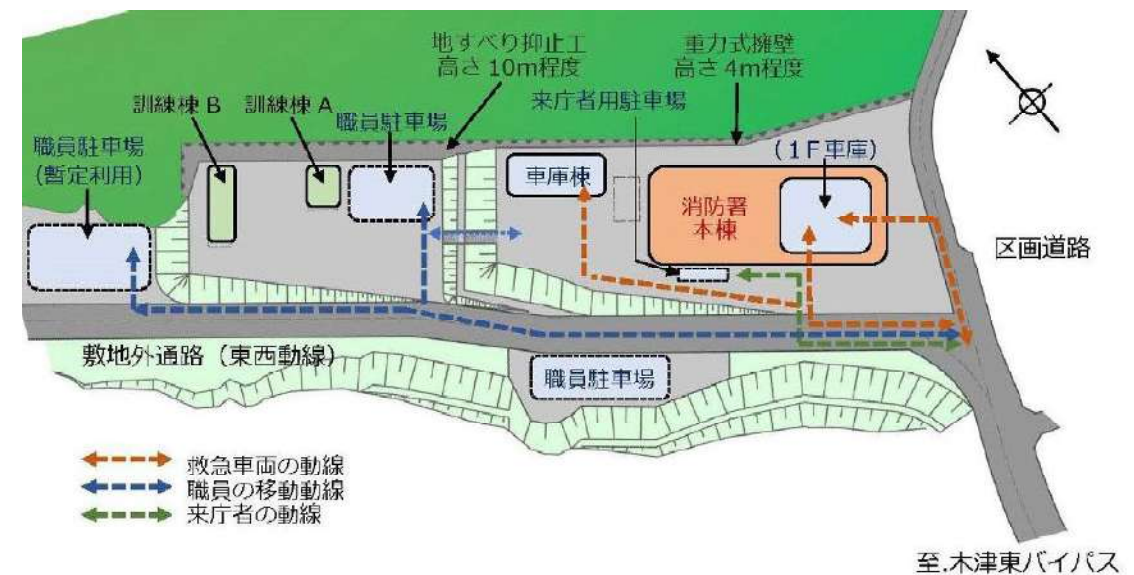
- 北側斜面の崩壊防止を目的に重力式擁壁、地すべり防止工等により斜面の保護を行います。
- 東西敷地外通路の一部を南方向に移設し、敷地の盛土範囲を拡幅することで平場を確保します。
- 敷地上段と中段の往来ができるように、敷地内に外構階段を整備します。

■施設配置の方針

- 集約配置が望まれ必要規模の大きな消防署本棟と車庫棟は、上段の平場に配置し、その他の訓練棟は中段に配置します。
- 利用頻度の高い緊急車両は消防署本棟東側に配置し、来庁者車両動線と交錯しないように配慮します。
- 建物周囲のメンテナンス及び高さ制限に準拠するために南側に離隔をとって施設配置を行うとともに、必要規模を確保しつつ、車両転回スペース・訓練スペースを確保します。
- 駐車場は、来庁者用を消防署本棟横に、職員用を中段に配置するとともに、不足する職員用等について周辺の平場(敷地外通路横、下段平場)を活用し確保します。

■周辺環境への配慮方針

- 東側住宅への圧迫感低減に配慮し、消防署本棟を道路から極力セットバックして配置します。
- 消防車両動線は、敷地外通路から木津東バイパス方面への流動を基本とし、必要に応じて交差点の安全対策等を行います。



※整備範囲は測量調査をもとに調整が必要となります。

11 概算事業費

先行事例等のm²単価をもとに新庁舎の概算事業費を算出すると、概ね32.3億円(新庁舎建設費24.5億円、造成工事費約4.3億円、地すべり防止工事費約3.5億円)となります。

※本概算事業費は構想段階のもので、今後の調査・検討によって増減いたします。

※上記費用に調査・設計費用は含まれません。

12 事業スケジュール

令和6年度(2024年度)中の新庁舎の完成を目指します。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
基本構想	■				
調査		■			
基本設計・実施設計		■			
協議申請等		■			
工事			■	■	■